

大阪府羽曳野市

史跡通法寺跡保存活用計画

令和8年3月

羽曳野市教育委員会

はじめに

大阪府の東南部に位置する羽曳野市は、金剛、葛城の山並みを仰ぎ、石川がゆるやかに流れ、水と緑に恵まれた自然豊かなところです。このような自然環境が太古の昔から人々の暮らしを支え、文化を育んできました。長い時の流れの中で残された数多くの歴史的遺産は、今も大切に受け継がれています。本市では、これらの豊かな自然や歴史的遺産を活かしつつ、第6次羽曳野市総合基本計画（後期計画）の施策目標のひとつに“歴史・文化が息づき心身ともに躍動するまち”を掲げて、まちづくりを進めています。

市内に所在する貴重な歴史資産の一つである史跡通法寺跡について、地域の活動拠点として、また郷土歴史の学習の場として次世代に引き継いでいくため、さらにはその魅力を広く発信していくため「史跡通法寺跡保存活用計画」を策定しました。

最後になりましたが、本計画策定の実施にあたり、羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会における、櫻井敏雄会長をはじめとする各委員の方々、史跡地周辺の土地所有者をはじめとする関係者の方々、関係各機関などご尽力を賜りましたことに深く感謝いたしますとともに、今後とも本市が進める文化財行政に一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

令和8年3月

羽曳野市教育委員会

教育長 村田 明彦

例　　言

1. 本書は、大阪府羽曳野市に所在する史跡通法寺跡の保存活用計画書である。
2. 保存活用計画の策定事業は、羽曳野市教育委員会が「国宝重要文化財など保存整備費補助金（史跡など保存活用計画など策定事業）」の国庫補助金を活用して令和6年度～令和7年度に事業を実施し、計画書を令和8年3月に刊行した。
3. 本書は、「羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会規則」に基づき設置した「羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会」により議論、検討されたものを、羽曳野市教育委員会で編集したものである。また、計画策定に当たっては、文化庁および大阪府教育庁文化財保護課の指導、助言を得た。
4. 本書で使用している地図などについては、地形、工作物などの概略を示すもので、土地境界、建物位置などを厳密に示すものではない。
5. 建築図面の寸法については、すべて「尺」で統一している。
6. 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境などの変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととする。
7. 本計画の策定にかかわる支援業務は株式会社総合計画機構に委託した。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 委員会の設置・経緯	2
第4節 他の計画との関係	5
第5節 計画の対象範囲	10
第6節 計画期間	11

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 自然的環境	12
第2節 社会的環境	19
第3節 歴史的環境	22

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯	32
第2節 指定の状況	34
第3節 史跡の概要	37

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡通法寺跡の本質的価値の明示	45
第2節 構成要素の特定	46

第5章 大綱（基本方針）

第1節 大綱（ビジョン）	51
第2節 基本方針	52

第6章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の現状と課題	53
第2節 保存管理の方向性	62
第3節 エリアごとの保存管理方法	62
第4節 追加指定・公有化	69
第5節 防災計画	70

第7章 史跡の調査

第1節 調査の現状と課題	72
第2節 調査の基本方針	76
第3節 調査の計画と方法	77

第8章 史跡の活用

第1節 活用の現状と課題	123
第2節 活用の方向性	123
第3節 活用の方法	124

第9章 史跡の整備

第1節 整備の現状と課題	126
第2節 整備の方向性	128
第3節 整備の方法	128

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状と課題	132
第2節 運営・体制の方向性	133
第3節 運営・体制の方法	133

第11章 実施計画の策定・実施

第1節 実施計画の策定	135
-------------	-----

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性	137
第2節 経過観察の方法	139

第1章 保存活用計画の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

史跡通法寺跡が所在する駒ヶ谷地区は、石川の東方に広がる丘陵地の谷部に立地し、駒ヶ谷、飛鳥、大黒、壺井、通法寺の五つの集落から構成され、新大黒大橋以南の地域にあたる。本地域は、現在市街化調整区域となっており、農村集落が集居しており、市街地の展開はみられないものの、集落周辺では生活施設の立地が若干見られる。

当該地区内にある壺井通法寺には、壺井八幡宮、通法寺跡、源氏三代の墓(頼信、頼義、義家)といった史跡地がある。源氏三代の墓があることでもわかる通り、本地域は源氏と深いかかわりのある地域である。

そもそも源氏は、嵯峨天皇の時(814年)に臣籍降下によって始まったとされているが、その系統は二十一流あるとされている。そのうち清和源氏は、藤原氏北家と結びつき、宮廷武士として力をもち、源満仲の時代にとりわけ勢力を拡大したとされる。源頼信はその三男であり、頼義、義家と続く家系はその勢力の大きさから一説には源氏の嫡流とみられている。つまり、本地域は源氏の大きな流れである「河内源氏」の根幹地として重視されたことから、昭和32年(1957)7月1日に国の史跡に指定された。

現在の通法寺跡は指定を受けてから60年以上が経過し、史跡地を取り巻く環境や景観が徐々に変化し、また樹木の徒長や台風、豪雨などの自然災害によって構造物の劣化が著しく進んでおり、来訪者や地域住民の安全性をも脅かす状況となってきている。このように環境の変化による文化財の劣化が急速に進んでいる状況を踏まえると、史跡を次世代へと継承するためには、保存・整備・活用の基本的な考え方を整理することが重要である。そこで、令和6年度(2024)から令和7年度(2025)の2ヶ年で、史跡通法寺跡の保存と活用を適切に進めるために保存活用計画を策定することとした。

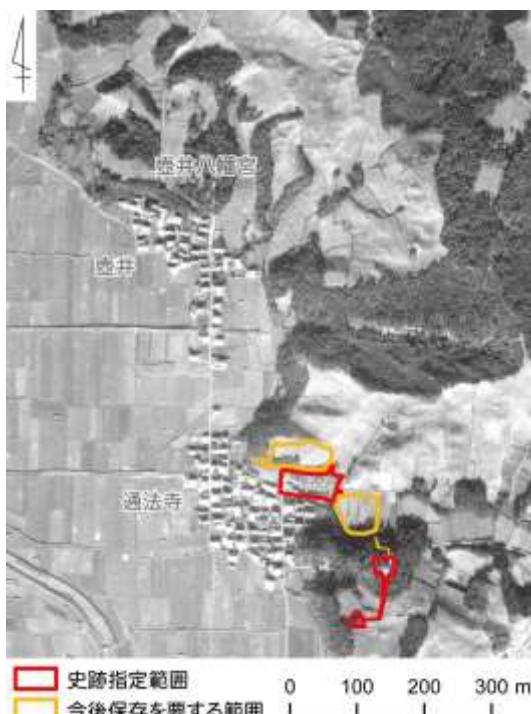


図1 通法寺地区周辺（昭和17年撮影）



図2 通法寺地区周辺（現在）

第2節 計画策定の目的

史跡通法寺跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡のもつ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための方向性、方法、現状変更などの取扱い基準などを定めた保存活用計画を策定する。内容は次の通りである。

- ① 史跡の基本情報(概要、来歴、指定経緯、土地利用、所有状況など)を提示する。
- ② 史跡の本質的価値を明確化する。
- ③ 保存・活用の方向性を定める。
- ④ 保存・活用の方法を定める。
- ⑤ 現状変更などの許可に関する取扱い基準を定める。
- ⑥ 整備・公開・追加指定などに関する将来像を呈する。
- ⑦ 運営・体制整備の方向性および方法を定める。

そして計画策定後も、ここに示した事項の実現状況を把握するための「経過観察」を行うとともに、変化する社会のニーズを把握し、史跡としての本質的価値の保存とその時々の社会の要請への対応について検討を行う。それら検討の結果に基づき適宜計画の追加・更新を行うものとする。

第3節 委員会の設置・経緯

保存活用計画の策定にあたり、文化庁や大阪府の指導のもと、有識者および地域代表者で構成される「羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会」を設置した。羽曳野市教育委員会事務局が必要な調査を行うとともに保存活用計画案を提示し、保存・活用に関する方向性や手法について専門的見地による協議を行った。また適宜、府内関係部署、関係行政機関と協力し、意思疎通と情報共有を図ることによって保存活用事業を円滑に進めるための体制構築に努めている。

整備検討委員会の構成は次の通りである。

羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会

櫻井敏雄	公益財団法人和歌山県文化財センター理事長	(建築学)
川合 康	大阪大学 名誉教授	(歴史学)
狭川真一	大阪大谷大学 文学部歴史文化学科 特任教授	(考古学)
高橋知奈津	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡研究室 室長	(遺跡整備)
小川隆正	通法寺地区長	

オブザーバー

浅野啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 調査官
滑川敦子	文化庁文化財第二課史跡部門 調査官
木村啓章	大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画G 総括主査
田中美玖（令和6年度）	大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画G 技師
大澤 嶺（令和7年度）	大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画G 副主査

事務局

村田明彦	羽曳野市教育委員会教育長
田中直明（令和6年度）	羽曳野市教育委員会生涯学習部長
藤田晃治（令和7年度）	羽曳野市教育委員会学校教育部兼生涯学習部長
南口修二（令和6年度）	羽曳野市教育委員会生涯学習部文化財・世界遺産室 室長
辻村真輝（令和7年度）	羽曳野市教育委員会生涯学習部文化財・世界遺産室 室長
井原 稔	羽曳野市教育委員会生涯学習部文化財・世界遺産室 参事
西岡 亨	羽曳野市教育委員会生涯学習部文化財・世界遺産室 主事

表1 羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会の開催状況

	日 時	場 所	議題・内容
第1回	令和6年 7月19日(金) 午後1時～	羽曳野市別館3F 特別会議室	・会長、副会長の選出 ・保存活用計画の章立ておよび作成スケジュール ・史跡通法寺跡の現状確認
第2回	令和6年 10月4日(金) 午後1時～	羽曳野市別館3F 特別会議室	・保存活用計画第3章・第4章 ・史跡通法寺跡の調査計画
第3回	令和7年 1月29日(水) 午後1時半～	羽曳野市別館3F 特別会議室	・保存活用計画第5章～第7章 ・史跡通法寺跡発掘調査視察
第4回	令和7年 6月6日(金) 午後1時半～	羽曳野市別館3F 特別会議室	・保存活用計画第8章～第9章
第5回	令和7年 9月26日(金) 午後1時半～	羽曳野市別館3F 特別会議室	・保存活用計画第10章～12章
第6回	令和7年 12月4日(木) 午後1時半～	羽曳野市別館3F 特別会議室	・保存活用計画の全体確認 ・整備基本計画について

羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会規則

令和6年4月10日
羽曳野市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)第3条の規定に基づき、羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡通法寺跡の保全、活用および整備をするための計画の策定、調査、審議などを行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、史跡の整備に関する学識経験を有する者および市民の代表者のうちから、羽曳野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長および副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の任期中における最初の会議の招集は、教育委員会が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 会長(前条第1項ただし書の規定により教育委員会が招集する場合にあっては、教育委員会)は、感染症のまん延の防止その他の会議を開くことが適当でないと認める場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問う方法による審査をもって会議に代えることができる。

2 前項の審査は、委員の過半数が意見又は賛否を表明したことをもって成立し、当該審査は、意見又は賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生涯学習部文化財・世界遺産室において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月10日から施行する。

第4節 他の計画との関係

(1) 第6次羽曳野市総合基本計画 (計画期間: 平成28年度～令和7年度)

羽曳野市では、目まぐるしく変化する社会情勢や、多様化する市民ニーズに即して、市民と協力・協働しながら総合的かつ計画的にまちづくりを進めるべく、「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの ～みんなでつくる だれもが住みたいまち～」の実現をめざして、平成28年(2016)3月に計画期間を10年間(前期(平成28年度(2016)～令和2年度(2020))と後期(令和3年度(2021)～令和7年度(2025)))とする第6次羽曳野市総合基本計画を策定した。

計画の中では、市民が郷土に愛着や誇りをもつとともに、次の世代へ継承していく街を目指している。令和元年(2019)に世界文化遺産登録された百舌鳥・古市古墳群や平成29年(2017)に日本遺産認定された竹内街道など幾世代にもわたり地域で受け継がれてきた歴史資産を、これからも市民の共有財産として大切に保存し、後世に受け継いでいくため、後述のとおり歴史遺産を生かしたまちづくりを進める上での指針を示している。

- ① 世界遺産と日本遺産のあるまちとして、市民一人ひとりが、身近に存在する歴史遺産の価値や魅力を再認識し、羽曳野への愛着や誇りを感じられるよう、適切に保存・活用を図り、次代へと引き継ぐ。
- ② 本市特有の歴史資産が、周辺環境と調和することによって生まれる魅力を活かしたまちづくりを推進する。特に、古市古墳群や竹内街道とその周辺の価値や魅力を、関係自治体との広域的な連携により、広く国内外へ発信する。
- ③ 有識者や関係団体と協働して歴史資産の研究を深め、その魅力や価値を広く発信する。また、生涯学習や学校教育において、歴史や郷土史などの学習機会の充実に取り組む。
- ④ 豊かな歴史資産の価値や魅力を広く発信するため、歴史ボランティアガイドの養成を行うとともに、歴史資産の保存や活用について地域住民が関与できるような仕組みを構築する。

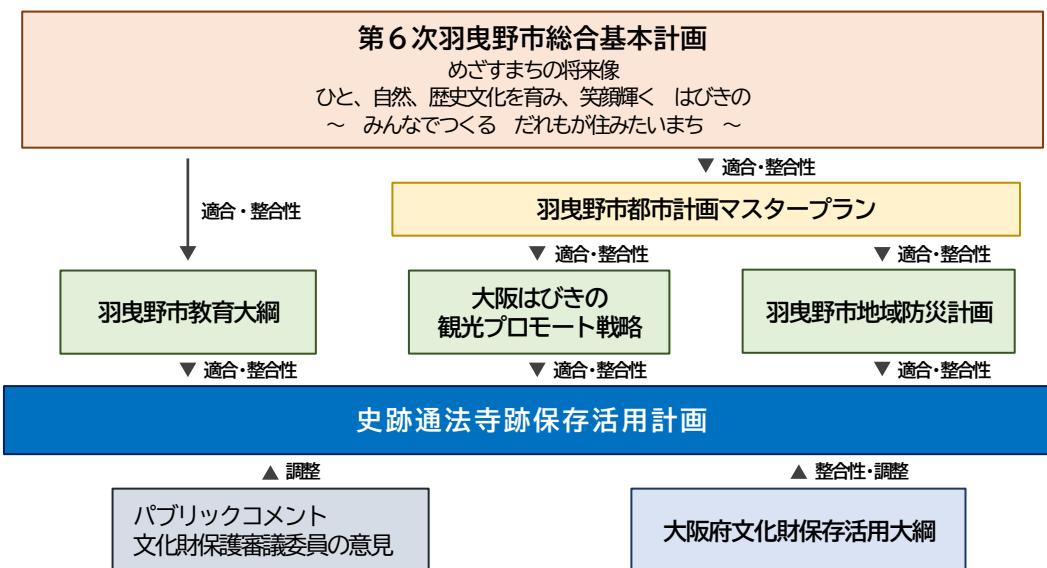


図3 計画の位置付け(関連図)

(2) 羽曳野市都市計画マスターplan (令和3年12月一部改定)

この計画の地域別構想では、史跡通法寺跡は「駒ヶ谷地域」に位置している。同地域の面積は788.9haとなっており、市域面積の29.8%で最も大きい地域となっているが、人口は3,699人で3.3%と最も少なく、人口密度についても最も低い地域となっている。平均世帯人員は2.8人となっており、全市平均(2.55人／世帯)と比べて多くなっている。土地利用は、農地が313.1haで39.7%と最も高く、次いで山林が205.0haの26.0%であり、農地と山林をあわせて地区の面積の7割近くを占めている。一方、市街地は93.5haで地区の面積の11.9%にとどまっている。

駒ヶ谷地域は市東部の石川右岸にあり、北部に柏原市域と連なる柏原・羽曳野中小企業団地が立地するほかは、山林やブドウ畠などの農地が広がり、駒ヶ谷、飛鳥などいくつかの集落地が点在する農村地域となっている。二上山西麓の山林は金剛生駒紀泉国定公園に指定され、その裾野の丘陵部に広がるブドウ畠とともにみどり豊かな市の原風景を形成する地域となっている。また、日本遺産に認定された日本最古の官道である竹内街道沿いの集落地においては、今も歴史的な様式を踏襲した趣のあるまち並みの面影を残しており、道中には式内社の杜本神社が鎮座する。

また同地域には、壺井丸山古墳、通法寺裏山古墳、壺井御旅山古墳(消滅)などの前期古墳が点在し、地区南東部には、河内源氏ゆかりの壺井八幡宮、史跡通法寺跡などの歴史遺産がある。

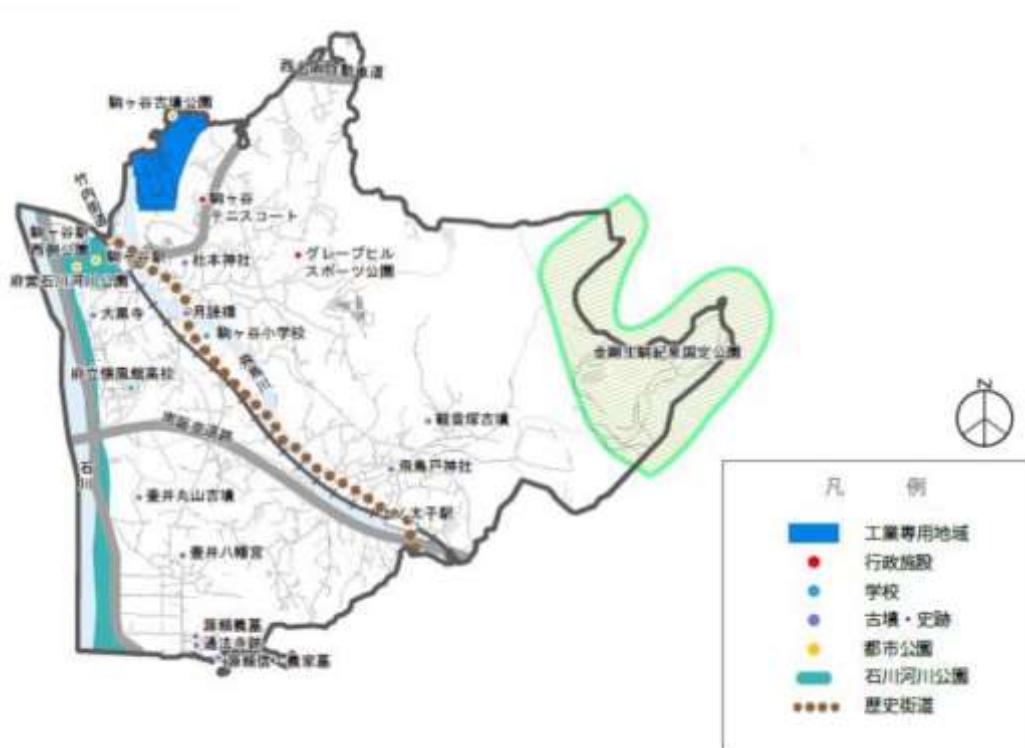


図4 駒ヶ谷地区の用途地域・現況図 (引用: 羽曳野市都市計画マスターplan)

(3) 羽曳野市地域防災計画（令和5年6月修正）

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条(市町村地域防災計画)および南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第5条(推進計画)の規定に基づき、羽曳野市防災会議が定める計画であり、羽曳野市の地域に係る防災(災害予防、災害応急対策および災害復旧・復興対策)に関し、市および市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者などが処理すべき事務又は業務の大綱および住民の役割などを定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的として策定されたものである。

この計画において文化財に関する記載事項は以下の通りである。

1. 市などの処理すべき事務又は業務の大綱

- ① 文化財の防災対策に関すること。
- ② 世界遺産の構成資産の現況確認などに関すること。
- ③ 文化財の被害調査および応急対策に関すること。

2. 市長が認める行政機関の事務又は業務の大綱

- ① 陵墓の防災管理に関すること。

第3章 災害予防対策の実施

第1節 都市の防災機能の強化

第6 文化財

市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備などを図る。

1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発

市は、文化活動や広報活動を通じて住民に対し、文化財に対する保護意識の高揚を図る。

2 所有者などに対する防災意識の徹底

市は、文化財の所有者などに対し、防火管理者を中心として消防用設備などの設置を進めるとともに、建築物の倒壊防止や瓦などの落下防止、美術工芸品保存施設の耐震構造化など、火災や震災などに対する予防措置をとるよう意識の徹底を図る。神社・仏閣などの祭礼などにあたっては、火の取り扱いなどに注意を呼びかける。

また、重要文化財などについて、初期消火を重点に自衛消防の組織の編成、地域住民との連携を促す。

第7 陵墓、古墳など

市は、宮内庁書陵部が所管する陵墓の防災対策に、必要に応じて協力する。また、わが国の歴史を理解する上で欠くことのできない古墳、遺跡などの史跡を適切に管理し、火災、水害、土砂崩壊などの防災上の対策を図る。

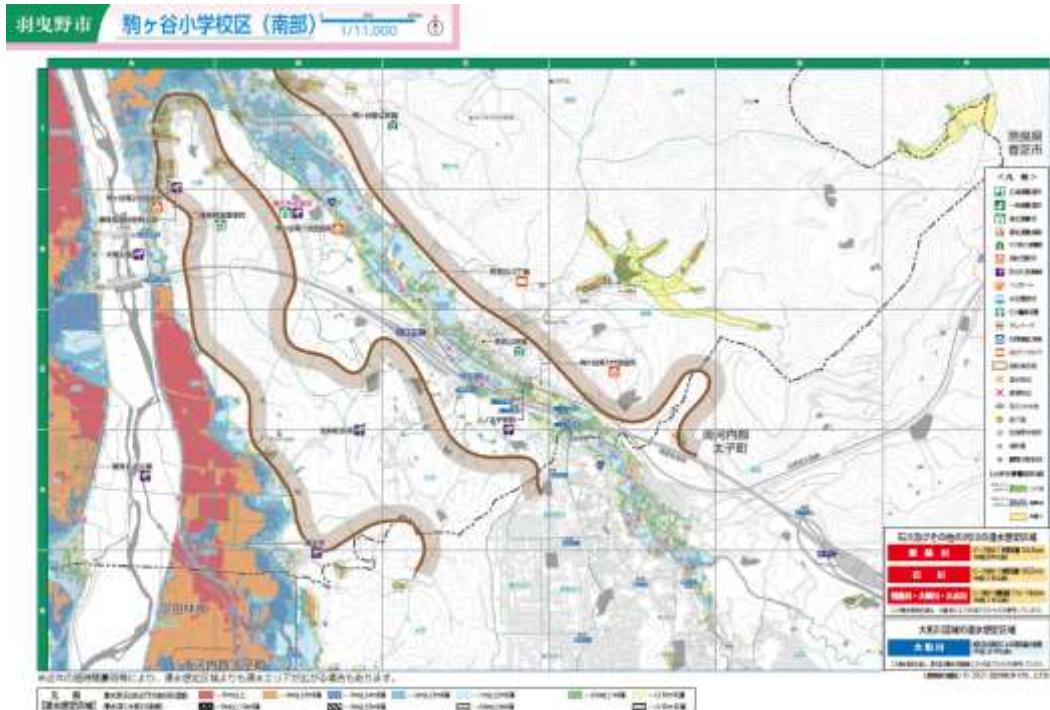


図5 防災ハザードマップ 駒ヶ谷小学校区（南部）

(4) 大阪はびきの観光プロモート戦略（平成29年3月策定）

平成22年(2010)に国の成長戦略のひとつとして「観光立国・地域活性化」戦略が掲げられた。平成28年(2016)には、観光先進国への実現へ向けた「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、国際競争力の高い観光産業の構築を進めている。そして観光を地方創生の一つの大きな柱と位置づけ、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地域づくりを推進している。

また大阪府では、世界的な創造都市、国際エンターテインメント都市へ加速し、世界に大阪をアピールする「大阪都市魅力創造戦略2020」を策定し、府域全体の魅力の向上と発展に資する施策を取り組んでいる。

これまで羽曳野市は、大阪市内まで30分程度とアクセスのよい郊外住宅地として発展してきた。市の人口は平成14年(2002)から減少し、今後も年少人口・生産年齢人口の減少、高齢者率の上昇は一層進行することが予測されている。このような状況を背景として、平成28年(2016)に、まちづくりを総合的・計画的に進めるための長期的な指針として、「第6次羽曳野市総合基本計画」を策定し、活力あるまちの創造と実現に向け、地域資源や特性を活かした観光まちづくりをスタートさせました。併せて「百舌鳥・古市古墳群」や「竹内街道」など、市の中心的な歴史遺産を通して観光客を受け入れるための環境整備にも取り組んでいる。

そこで、国や大阪府の動向、市民や観光客のニーズを見極めながら、交流人口の増加と地域経済発展の基礎が構築できるように、「新たな観光地域づくり」を進めるとともに、より効果的で積極的な情報発信を推進することを目的として策定されたものである。

(5) 第2期羽曳野市教育大綱（令和4年3月策定）

羽曳野市教育大綱は、地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市長と教育委員会が、教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めている。

平成28年(2016)から令和3年度(2021)までを計画期間とした第1期教育大綱において掲げた基本理念・基本方針を継承し、第2期(令和4年(2022)～令和7年(2025))においても基本理念として「豊かな人生を切り拓き社会の持続可能な発展を支える人づくり」を掲げ、ふるさと羽曳野への愛着と誇りを持ち、様々な舞台で夢をかたちにして、未来にはばたき、豊かな人生を切り拓いていくことができる羽曳野の教育を創造するとともに、市民一人ひとりが、生涯を通じて磨きをかけた学びの成果を発揮し地域社会で活躍する、社会の持続可能な発展を支える人づくりをめざしている。

基本理念 豊かな人生を切り拓き社会の持続可能な発展を支える人づくり

- 地域を愛し地域に愛され未来にはばたく子どもの育成
- 羽曳野に息づく歴史・文化を誇りに心身ともに健やかに磨きをかける学びの実現

(6) 大阪府文化財保存活用大綱（令和2年3月策定）

大阪府文化財保存活用大綱は、文化財保護法第183条の2第1項に基づく法定計画である。また大阪府が定めた都市計画、景観、都市魅力、防災などの所管部局の計画と整合を図り策定されたものである。

基本理念1として「文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承」があるが、昨今の少子化に伴い文化財を取り巻く状況は大きく変化しており、専門的な見地に基づいた行政判断が必要であるため、専門職員を確保し、継続的に配置することが不可欠であるとともに、資質の維持向上を図る必要がある。

基本理念2として文化財の適切な保存・活用による継続的な地域の維持発展とあるが、文化財の管理・保全において、所有者などやその関係者のみでは、文化財の継承ができない場合もあるため、所有者などと連携し文化財の担い手を幅広く確保していくことが必要であり、そのためには地域住民との連携が必要であることが述べられており、文化財を核とした多面的な価値の創出による、地域の継続的な維持発展のための取組の推進の重要性が指摘されている。

第5節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡通法寺跡の史跡指定範囲(赤色)および今後保存を要する範囲(黄色)と府指定史跡の壺井八幡宮境内(橙色)、通法寺跡に関する遺跡および周辺の遺跡(緑色)の以下の区域とする。(それぞれの範囲は図6参照)

なお今後保存を要する範囲とは、絵図より復元される本来の通法寺跡の寺域である。追加指定に当たっては、今後の調査によって遺構が確認され、史跡通法寺跡の本質的価値を考える上で必要な場合とする。

◆主たる計画区域（図6:赤色・黄色部分）

国史跡通法寺跡(源氏三代墓含)および江戸時代に再建された時の寺域(絵図から推定)

◆副たる計画区域（図6:橙色部分）

本計画の対象範囲外であるが、源氏に関する遺跡である壺井八幡宮および境内地(府指定史跡)

◆周辺遺跡（図6:緑色部分）

通法寺境内の北丘陵上に位置する通法寺裏山古墳は、今後保存を要する範囲に含まれるが、別途、石川流域の前期古墳として左岸の庭鳥塚古墳、右岸の壺井丸山古墳とともに史跡指定を計画しているため、本計画とは別に保存活用計画を立てる予定である。お旅山古墳については、すでに削平されており現存しない。

通法寺遺跡およびお旅山遺跡は弥生時代の遺跡と考えられ、遺跡の立地からも高地性集落の可能性が考えられる。通法寺条里遺構は、奈良時代以降の遺跡で、条里区割りが現在でも明瞭に残る遺跡である。これらの遺跡は弥生時代から奈良時代に及ぶ遺跡であり、通法寺創建以前の土地利用の形態や通法寺が立地する地形の特徴を理解するうえで必要な区域である。

このように、史跡指定地周辺には、史跡を保存・活用していく上で重要な区域があり、これらの区域を含めて一体的に保存活用計画を検討する。

また、通法寺に関する用語の使用については、「史跡通法寺跡」については史跡指定されている範囲を指す。「通法寺跡」については、絵図などで確認できる本来の寺域(墓所なども含む)を指す。「通法寺」については、歴史的に通法寺が機能していた時期を指す。

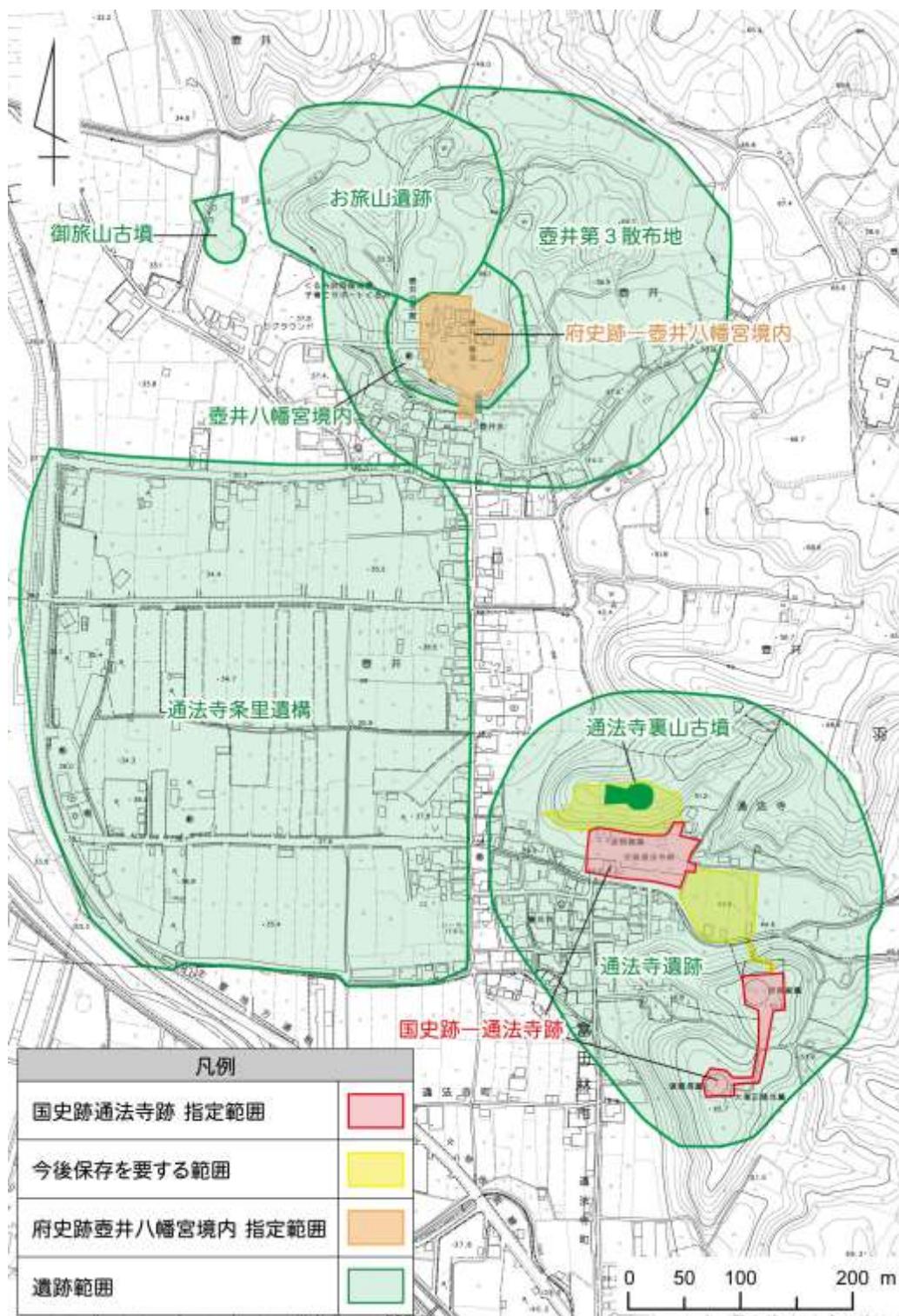


図6 計画の対象範囲

第6節 計画期間

本計画の実施期間は、令和8年(2026)4月1日から令和17年(2035)3月31日までの10年間とする。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 自然的環境

(1) 位置

羽曳野市は大阪府の南東部に位置し、生駒、信貴、金剛、葛城山系に囲まれた河内平野の中にあり、その麓には石川がゆるやかに流れる、水と自然に恵まれた自然豊かな地域である。東は二上山系を経て奈良県香芝市に接している。西は堺市と松原市に、南は富田林市と太子町にそれぞれ接している。また北は藤井寺市と柏原市に隣接している。東部には二上山系の斜面を利用して広大な果樹園が形成されている。南西部には羽曳野丘陵地帯があり、なだらかな丘陵・山麓地の自然に培われた山紫水明の地で、昔から農産物の栽培に適し、夏の味覚「ブドウ」や関西地区では最も多い生産量を誇る「イチジク」は、特産品として有名である。また、大阪市の中心から約20km圏内にあり、交通の便もよい。史跡地周辺は山に囲まれた谷間に位置し、丘陵地にはブドウ棚が残る。また西に石川が眺望できる。



図7 羽曳野市位置図（出典：国土地理院 白地図および標準地図）

(2) 地形

羽曳野地域の東方には、金剛山地が南北に走る。主峰金剛山は標高1,000m以上に達するが、北に向かって徐々に高度を下げ、二上山では約500m、北に連なる寺山や鉢伏山では約300m以下となっており、里山の特徴を示している。

これらの基盤山地の前面には、主として大阪層群よりなる丘陵地が展開する。石川以東では、飛鳥川右岸の玉手山丘陵では標高80m前後で、左岸の東西から北西に伸びる五字ヶ峰丘陵地は東南端の標高が100mあまりで北に向かって徐々に高度を下げる。石川以西の羽曳野丘陵は規模が大きく、市域での標高は90mあまりで、北に向かって高度を下げる丘陵地の分水界が東寄りにあるため、ほとんどの谷は西北に向けて連なる。

段丘は、数十万年前から数百万年前に作られた石川以西に広く分布し、二つないし三つの面に分けられる。全体として南から北に向かって緩やかに傾斜し、低地との比高は数メートルから数十メートルである。東方の古市古墳群や西方の百舌鳥古墳群に属する古墳は、ほとんどがこの段丘面に立地する。石川以東では飛鳥川左岸の幅の狭い低位段丘が断続して存在するのみで、もともと一連のものであったが、五字ヶ峰丘陵の東斜面を流れる支流によっていくつか分断されている。

低地は石川沿いに特に広く分布し、氾濫原の特徴を示すのに対し、東方の飛鳥川沿いや西方の東除川沿いは、幅が狭く谷底平野と呼ぶべきである。

石川以東では山地や丘陵地に占める割合が大きいのに対して、以西では段丘と低地が広く展開する。また、古墳時代以降における地形の人の為的な改変が著しいこともこの地域の特色と言える。

史跡地のうち境内地は扇状地に、墓域は丘陵上に位置している。

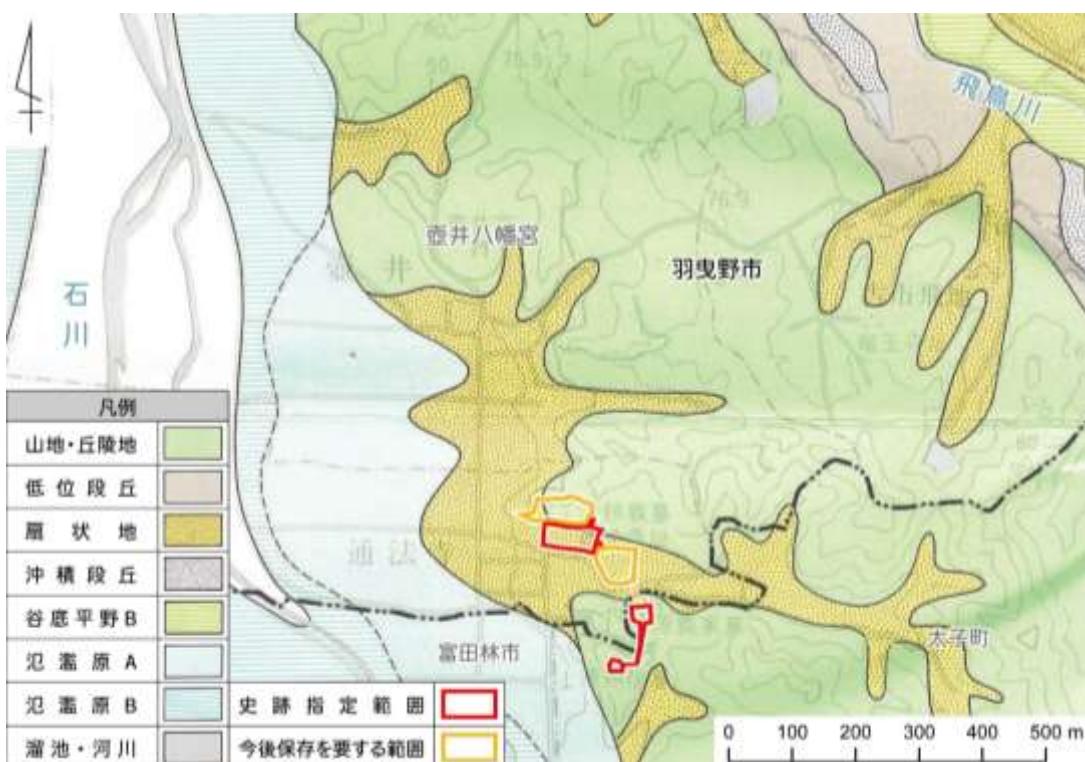


図8 地形分類図（出典：羽曳野市史）

(3) 地 質

羽曳野市域周辺には様々な地層が分布している。古い地層から見ると、山地を形成する領家花崗岩類と二上層群、丘陵を構成する大阪層群、河岸段丘を形成する高位、中位、低位段丘層、最も新しい層として低地帯に広がる沖積層となる。

領家花崗岩類は東部に広く発達する二上山群の南側に位置している。これらはいずれも低山地を形成し、なかでも二上山は雄岳・雌岳に特色がある。大阪層群は、最下部から下部、下部から上部、上部から高位の三つに区分され、最下部から上部の地層は丘陵上の地形をなし、羽曳野丘陵、玉手山丘陵、五字ヶ峰丘陵として広く知られている。段丘層では、高位段丘層が羽曳野丘陵北側に接し、中位段丘層が羽曳野丘陵周辺と東除川、飛鳥川両岸に広く発達する。低位段丘層は、東除川沿いや誉田御廟山古墳(応神天皇陵古墳)、墓山古墳周辺に広範囲に見られる。いずれも台地状の地形で、急斜面の崖(段丘崖)で境され、崖を上がると平坦面(段丘面)が広がるといった特色をもつ。沖積層は、河川の氾濫原によって運ばれた砂礫層が堆積している。史跡地は大阪層群上に立地している。

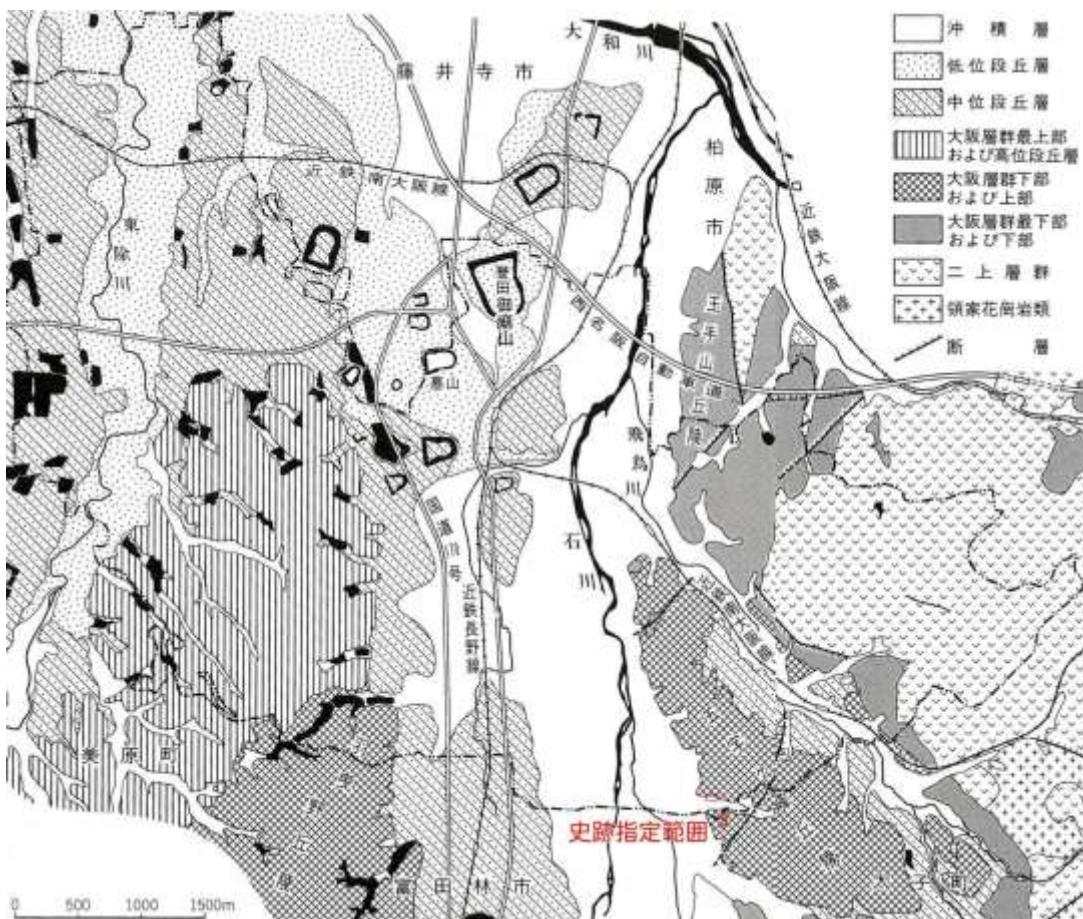


図9 地質図（出典：羽曳野市史）

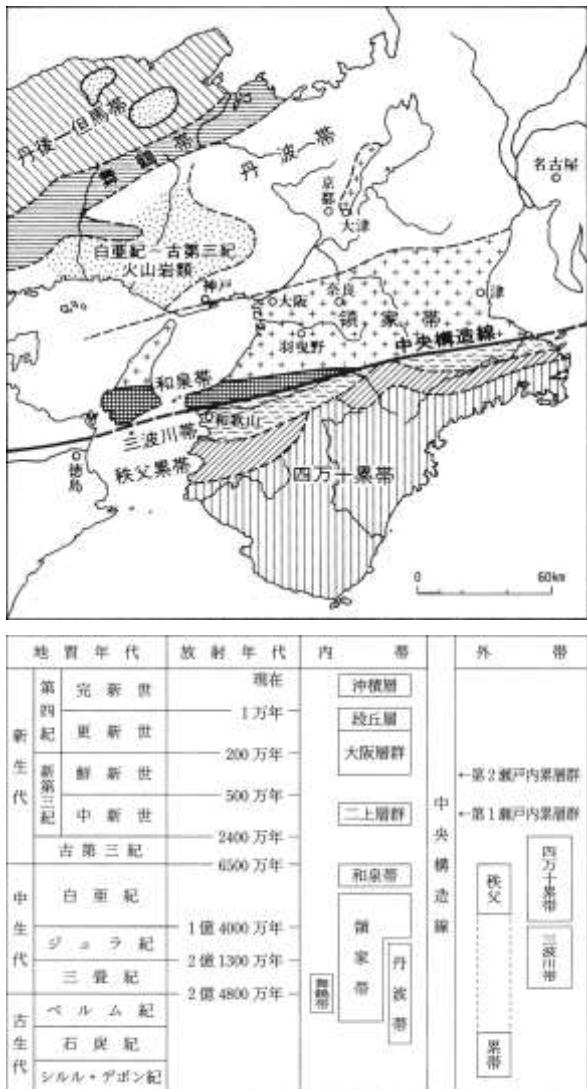


図10 地質年代と地層との関係、近畿地帯の基盤岩の配置 (山中・羽田野1994)

(4) 气候

羽曳野市は大阪市南東、そして堺市の東方に位置しており、瀬戸内気候の東端に含まれる。気象庁による平成15年(2003)から令和5年(2023)のアメダス八尾観測所(大阪府八尾市)のデータでは、年間降水量の平均は1,250mmであり、最も降水量が多かった年は平成30年(2018)の1,571mmで、最も少なかった年は平成17年(2005)の839mmとなる。また1日の最大降水量の平均は91.6mmで、最も多い年は平成30年(2018)の146.5mm、最も少なかった年は平成20年(2008)の33.5mmとなる。

気温について、同じく平成15年(2003)から令和5年(2023)のデータを見ると、日の平均気温16.9°C、日の平均最高気温21.4°C、日の最高気温37.1°C、日の平均最低気温12.7°C、日の最低気温-2.7°Cとなる。

降水量に関しては年々によって若干の降水量の違いが確認できるが、大きな変化は確認できない。しかしながら最高気温を見ると、年々上昇していることがグラフから理解できる。

表2 アメダス八尾観測所(大阪府) 年ごとの値 主な要素

年	降水量			気温				
	合計(mm)	最大		平均			最高(°C)	最低(°C)
		日(mm)	1時間(mm)	10分間(mm)	日平均(°C)	日最高(°C)		
2003	1,432.0	69.0	35.0	///	16.6	20.8	12.6	34.8
2004	1,453.0	97.0	61.0	///	17.6	22.2	13.3	35.9
2005	839.0	64.0	19.0	///	16.8	21.8	13.5	37.2
2006	1,341.0	66.0	26.0	///	16.9	21.2	12.9	37.2
2007	946.0	49.0	32.0	///	18.0	22.2	13.9	37.6
2008	1,038.0	33.5	24.5	///	16.6	20.9	12.6	36.6
2009	1,150.0	63.5	22.0	8.0	16.8	21.4	12.5	35.9
2010	1,340.5	98.0	35.0	14.0	16.9	21.2	12.8	36.8
2011	1,347.5	63.0	17.5	10.5	16.6	21.1	12.4	36.2
2012	1,370.5	83.5	45.5	20.5	16.2	20.6	12.1	36.9
2013	1,229.0	89.5	25.5	14.5	16.8	21.4	12.4	38.0
2014	1,009.5	91.0	29.0	9.0	16.3	20.8	12.0	36.5
2015	1,417.5	123.5	23.0	15.5	17.0	21.4	12.8	37.3
2016	1,317.5	114.5	24.5	11.5	17.4	22.0	13.0	37.5
2017	1,184.5	183.0	28.5	20.5	16.5	20.9	12.2	36.7
2018	1,571.5	146.5	37.5	14.0	17.3	21.8	12.8	38.2
2019	1,159.5	79.0	35.5	14.5	17.4	22.0	13.0	37.1
2020	1,285.5	71.5	20.0	8.5	17.4	22.0	13.1	38.2
2021	1,495.5	80.5	23.5	10.5	16.6	22.0	13.0	37.8
2022	1,022.0	51.5	31.5	11.0	17.2	21.9	12.8	38.3
2023	1,258.5	154.0	30.5	13.0	17.6	22.6	13.1	38.9

※国土交通省 気象庁ホームページより(一部改変)

□確実性に欠けるデータ

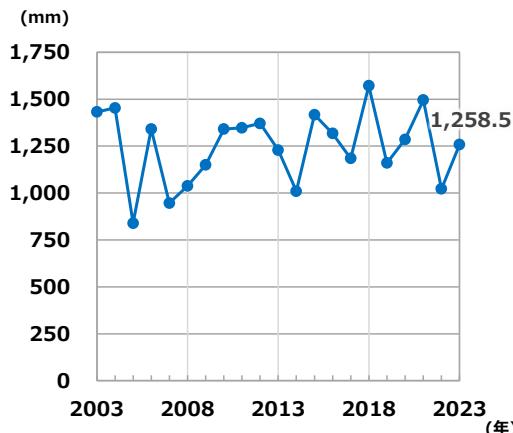


図11 アメダス八尾観測所 年間降水量
(データ: 国土交通省 気象庁ホームページ)

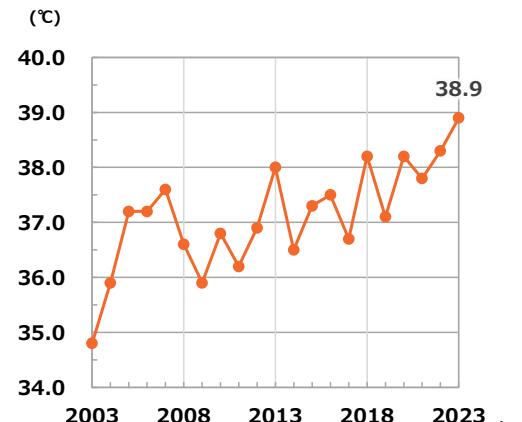


図12 アメダス八尾観測所 年最高気温
(データ: 国土交通省 気象庁ホームページ)

(5) 植 生

平野部では昔より人々が居住するために開拓したり、燃料として多くの森林が伐採されてきた。大阪府下では人里で普通にみられるクヌギやコナラなどが優先する雑木林の面積はごくわずかである。

山地部では林がまとまって残っているのは市の東端の駒ヶ谷地域のみである。この部分の植生はほとんどが若いアカマツ林である。アカマツのほか、ソヨゴ、ヒサカキ、ネジキ、カキ、ヤマザクラ、コナラ、ホソバアオダモなどが上層を占め、下層ではモチツツジ、コバノガマズミ、ナツハゼ、ツクバネウツギ、イノバラなどが目立つ。

しかしながら駒ヶ谷地域では大正から昭和にかけて丘陵斜面地の広範囲でブドウ栽培など果樹栽培が盛んに行われてきたこともあり、徐々に森林範囲の減少が見られる。

丘陵地では近年、住宅開発が著しく、現在、緑地が残っている場所は、社寺や古墳など開発が及ばない地域となっている。

壺井八幡宮では、高木層のアラカシが多く、カナメモチ、シャシャンボ、ネズミモチ、サカキが混在しており、サネカズラが顕著である。境内には直径2mほどのクスノキがあり、遠望すると大きな森林上に見え、社殿の裏側にも数本のクスノキがある。

陵墓では、原植生に近い状況のものが多くみられるが、中世には城郭として利用されている場合が多く、一部に二次林となっている場所も散見できる。その中で誉田御廟山古墳(応神天皇陵古墳)では、外周の堤にはアカマツ、コナラ、マテバシイ、シラカシ、ヤマハゼ、ナラガシワ、コナラ、ヒサカキ、シャシャンボ、モミ、スタジイ、カナメモチ、トベラ、クロバイ、エノキなど多くの樹種が見られる。

史跡地における境内地は背面が竹林、墓域周辺はアラカシ、ヤマハゼなどの樹種が見られる。



(6) 水 系

市内を流れる三つの河川(東除川、石川、飛鳥川)は、いずれも源流を市外にもつ。東除川は市域の西端を南北に流れる河川で、その名は地名からとったものではなく、川の機能から生まれた。羽曳野丘陵の南端に近い廿山付近に源を発し、羽曳野丘陵西斜面から流れる小さな支流を集めて島泉に至り、さらに北上して大阪市平野区付近で旧大和川に注いでいた。しかし慶長年間の狭山池の改修により東除口が開かれ、洪水時に底から流れ出す水を受けるようになってから「東除川」と名付けられた。それまでは廿山川と呼ばれていたようである。

市内最大の石川は、和泉山脈の東端に近い燈明岳(標高857m・河内長野市)とかつらぎ町(和歌山県)付近に水源を発し、河内長野市喜多町で三日市川と合流したのち北流し、さらに富田林市で佐備川や千早川などと合流したのち羽曳野市で飛鳥川を合わせて藤井寺市国府付近で大和川と合流する。本河川は幹線流路延長16.9km、流域面積262.2km²を測る。近世には石川の水運が盛んであり、下流の柏原から上流の喜志浜(現富田林市)まで剣先船がさかのぼっていた。そして竹内街道をとおる東西陸上交通と石川を上下する南北交通の結節点にあたる古市は宿場町、渡船場として栄えた。

飛鳥川は二上山麓の南河内郡太子町大字山田の神山付近を水源とし、同町東條、春日を経て羽曳野市飛鳥に至る。ここからは狭い谷底平野をつくりながら北西に流れ、羽曳野市川向で石川に合流している。当時は、河川沿いに落葉広葉樹が繁り、森林が豊かであったため、水量は今より多く、良く澄んでいたようである。



図14 石川の水系図 (出典: 羽曳野市史)

第2節 社會的環境

（1）行政区の変遷

古代の羽曳野市域は、志紀郡、古市郡、石川郡、安宿郡、丹比郡の5郡に分かれていた。中世ごろには、志紀郡、古市郡、石川郡、安宿郡の4郡が統合され古市郡となり、丹比郡は丹北郡と丹南郡に分かれた。その後江戸時代前期頃には30村、江戸時代後期には31村あったが、明治13年(1880)には誉田村、碓井村、古市村、輕墓村を統合して「古市村」、壺井村、通法寺村、大黒村、飛鳥村、駒ヶ谷村を統合して「駒ヶ谷村」、東大塚村、島泉村、西川村、丹下村、南島泉村、南宮村、北宮村を統合して「高鷲村」、伊賀村、埴生野村、野々上村、向野村を統合して「埴生村」、樺山村、野村、郡戸村、河原城村、多治井村を統合して「丹比村」となり、明治22年(1889)には西浦村、蔵之内村、東阪田村、西坂田村、新家村、広瀬村が「西浦村」に統合され、大正5年(1916)には古市村が「古市町」となった。その後昭和28年(1953)の町村合併促進法施行に伴い、昭和30年(1955)には高鷲村が「高鷲町」となり、翌年に2町、4村が統合されて「南大阪町」に、さらに昭和34年(1959)に「羽曳野市」として市制を敷いた。

表3 羽曳野市域の変遷

(2) 人口推移

明治9年(1876)の人口は約12,000人、大正9年(1920)には約14,000人、昭和5年(1930)には約17,000人、昭和15年(1940)に2万人を超えるが、伸び率は低い状況であった。戦後の昭和25年(1950)頃から市制が導かれる昭和34年(1959)頃までは、人口は3万人台であったが、市制後は高度経済成長もあり、右肩上がりに人口が増え、昭和40年(1965)頃には5万人を越え、昭和50年代には10万人と急増し、昭和60年代には人口増加が鈍化するも緩やかに伸びるが、平成12年(2000)に12万人弱を最大として、その後は緩やかに下降の一途をたどっており、毎年3,000人から4,000人の割合で減少している。

駒ヶ谷地区では明治9年(1876)には1,750人、大正9年(1920)には2,422人、昭和10年(1935)には2,598人、昭和30年(1955)には3,338人、平成7年(1995)には3,984人、平成12年(2000)の4,036人をピークとして年々減少が進み、令和5年(2023)には3,337人となっている。また地区内でも通法寺はひときわ世帯数、人口が少なく、99世帯202人となっている。

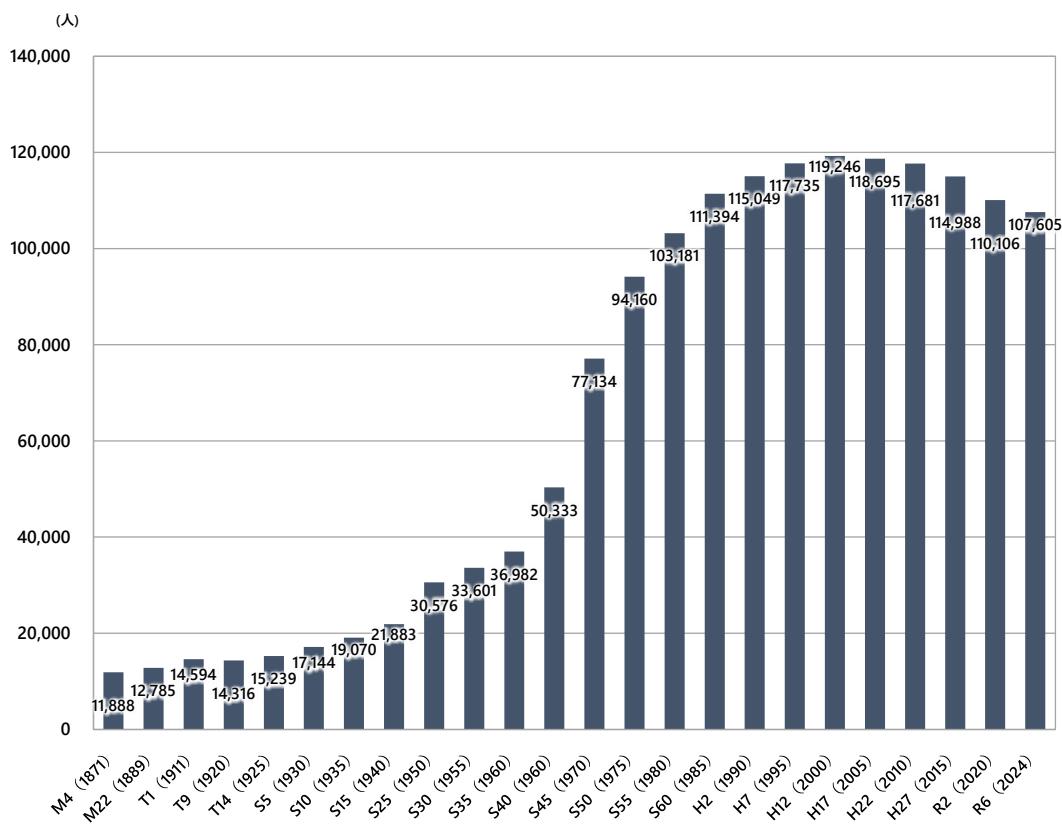


図15 人口推移図

(3) 交通

本市は大阪府南東部に位置し、二上山をはじめとする葛城山系を挟んで奈良県と接している。このため市域は古くから大陸と都を結ぶ経路となった。その中心的な経路が「竹内街道」である。この街道は、古くは「丹比道」と呼ばれ、飛鳥時代(613年)に推古天皇によって整備された道(大道)であり、最古の官道と呼ばれ、政治的・社会的に重要な道として利用してきた。このことから平成29年(2017)4月に日本遺産に認定された。

平安時代には高野山と京都を結ぶ高野街道が築かれ、そのうち東高野街道が市内を縦断する。

江戸時代にはこの竹内街道と東高野街道が交差する古市が宿場町として栄え、また石川の渡船場として商業的にも発展を遂げた。

明治に入ると鉄道開通が活発化し、河陽鉄道が明治31年(1898)に柏原駅から古市駅間(現 道明寺線)を開業させ、大正8年(1919)には社名を大阪鉄道へ改称し、大正12年(1923)には天王寺から道明寺区間の乗り入れを実現した。昭和4年(1929)には古市駅から久米寺駅(現 橿原神宮前駅間)の開通と同時に、駒ヶ谷駅、上ノ太子駅も開業し、吉野鉄道(現 吉野線)とあわせて大阪阿部野橋駅から吉野駅間の運転を開始した。その後、近畿日本鉄道株式会社と社名を変更し、現在私鉄では全国一の路線距離を持つ。

道路では1960年ごろから日本万国博覧会に向け、道路網が整備されはじめ、市内を縦貫する国道170号、東西に走る高速道路として西名阪自動車道が建設され、交通の利便性が向上し、人々の移動が活発化した。平成16年(2004)には、南阪奈道路が開通し、奈良とのアクセスがさらに向上した。史跡地への最寄り駅は上ノ太子駅となるが山越えとなり、バスは市の循環バスのみである。



図16 史跡周辺の交通環境

第3節 歴史的環境

(1) 市の歴史概況

① 旧石器時代

市内には石器に利用されたサヌカイトが産出する二上山が位置し、羽曳野市域の属する二上山北麓には新池遺跡や株山遺跡、今池遺跡、石万尾遺跡、穴ヶ谷遺跡など多くの遺跡が存在する。

また翠鳥園遺跡は後期旧石器時代にあたる、およそ2万8千年前頃の遺跡で、石器は約4km離れた二上山周辺で産出するサヌカイト原石を利用して石器に加工していたことが明らかとなっている。特に、藤井寺市国府遺跡の発掘調査で出土した一群の石器からナイフ形石器の製作工程が復元され、瀬戸内技法と命名された。そして、同技法により製作された石器は、国府型ナイフ形石器と名付けられた。国府型ナイフ形石器が発見されている遺跡は、翠鳥園遺跡の他に桜山遺跡、城山遺跡などがある。



図17 翠鳥園遺跡サヌカイト製石器検出状況



図18 国府型ナイフ形石器

② 縄文時代

日本列島における最古の土器である縄文土器の出現は、1万3千年前から1万6千年前であると考えられている。市内でも、伊賀遺跡や河原城遺跡などでこの時代の遺構が確認されているが、前者では縄文時代晩期の土器棺墓が発見され、後者では、東除川の改修工事で縄文時代中期の土器が発見されており、羽曳野市内では最古の土器となる。このように他の時代の遺跡と比較するとこの時期の遺構は極端に少ないといえる。



図19 伊賀遺跡土器棺墓

③ 弥生時代

今から2千3百年ほど前、中国南部や朝鮮半島から稻作が伝わり、本格的な農耕が始まった。一帯では、前段階に引き続き石器の加工や流通に関与した人々の生活領域が認められる。

市内では石川流域の丘陵や段丘上を中心に多くの遺跡が発見されている。前期では東阪田遺跡とお旅山遺跡が存在するのみで、遺跡の顕著な広がりは見られない。両遺跡とも石川中流域の対岸に位置し、氾濫原を見下ろす標高40～50mの丘陵あるいは段丘上に立地するという地理的共通点がある。お旅山遺跡は、壺井八幡宮の鎮座する丘陵の西縁から尾根上に張り出した支丘に存在する。遺跡内にはお旅山古墳も存在していた。前期から中期にかけての遺物が採取されている。

中期には石川左岸では、高屋遺跡、城山遺跡、東阪田遺跡、喜志遺跡、右岸にはお旅山遺跡、飛鳥第2遺跡が見られる。右岸の遺跡はよく似た立地に築かれており、飛鳥第二散布地がお旅山遺跡から分離した可能性が考えられる。その他、城山遺跡は石器づくりの村と考えられている。

後期には中期から継続する東阪田遺跡と高屋遺跡を除いて新たに形成された集落である。左岸ではチンチン山遺跡、西浦遺跡、尺度遺跡、農林センター散布地、右岸では五十村遺跡、駒ヶ谷第1遺跡、駒ヶ谷遺跡、御嶺山遺跡などが新たに集落を形成した。中でも右岸の駒ヶ谷遺跡は平成元年(1989)に発掘調査が行われ、高地性集落であることが判明した。その他右岸にある喜志遺跡は巨大な環濠集落を形成した遺跡として知られ、西浦遺跡からは農耕祭祀の象徴的な器物とされる袈裟櫛文銅鐸が発見された。



図20 西浦銅鐸



図21 駒ヶ谷遺跡の竪穴住居

④ 古墳時代

古市古墳群の各古墳が築造以前に、石川流域では前期古墳が継続的に築かれている。右岸ではまず玉手山古墳群が前期初頭から古墳が築造されはじめ、駒ヶ谷地区の壺井から通法寺、太子町にかけて壺井丸山古墳、お旅山古墳、通法寺裏山古墳、九流谷古墳が前期中葉から後半にかけて築かれる。お旅山古墳は壺井八幡宮が鎮座する丘陵から伸びる尾根上に位置し、八幡宮の御旅所であったことからこの名が付された。大規模な採土工事により消滅したが、墳丘長45mの前方後円墳であることが分かり、銅鏡22枚が発見されている。通法寺裏山古墳は、通法寺の北側の丘陵上に位置する4世紀後半の前方後円墳と考えられている。周辺では黒斑を持つ埴輪片が採取されている。また左岸では、前方後方墳の庭鳥塚古墳が築かれている。同古墳からは、筒形銅器や三角縁神兽鏡が見つかった。

中期には古市古墳群が築造され、6世紀中頃まで継続する。同古墳群は、これまで130基ほどの古墳が確認されており、墳丘長400mを超える応神天皇陵古墳(誉田御廟山古墳)のような巨大な前方後円墳から、一辺10mに満たない小型方墳まで、墳形と規模が多様な古墳で構成されている点が特徴の一つとなっている。

後期には古市古墳群では巨大な前方後円墳は築かれなくなるが、羽曳野市域の東方の寺山から鉢伏山の周辺の丘陵上には小型の円墳を中心とした群集墳が築造される。埋葬施設には横穴式石室を用い、二上山から産出する白色凝灰岩を使用した組合式の家形石棺や木棺などが棺として埋納された。また出土遺物には炊飯具を模したミニチュア土器が多く見られることから、駒ヶ谷一帯は渡来系の人々が生活した場所と考えられている。

終末期には、羽曳野丘陵や同地域の高所に横口式石槨を埋葬施設とする古墳が築かれるようになる。



図22 壺井丸山古墳 など高線図

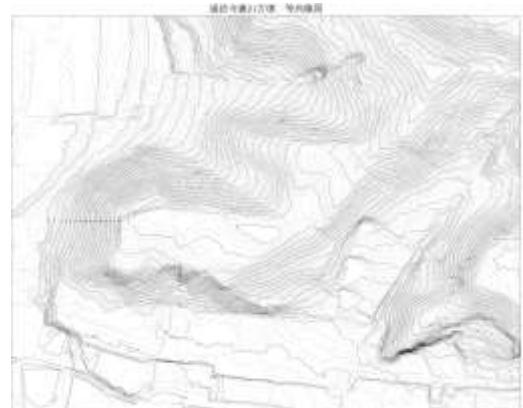


図23 通法寺裏山古墳 など高線図



図24 古市古墳群全景

⑤ 飛鳥・奈良時代

6世紀終わりから7世紀初め頃に、古市大溝が開削され、7世紀以降は羽曳野丘陵から派生する尾根上に掘立柱建物を中心とした集落が形成される。伊賀遺跡や高鷲遺跡などはその典型である。また、大陸から伝来した仏教思想により、大和を中心に広大な伽藍を有する古代寺院が築かれるようになる。古市の中心部では西文氏によって西琳寺が建立された。また野中寺は重要文化財である金銅弥勒菩薩半跏像が安置されており、台座には「丙寅年(666)に栢寺の知識人(僧侶等)が天皇の病気の平癒を祈願して弥勒像を造像した」という意味の銘文62文字があり、製作年代、弥勒であることが明らかな像として、美術史上でも注目される。

通法寺周辺では昭和9年(1934)に奥にござる北東80mにある小さなため池の東辺の堤付近で塔心礎が発見され、河内飛鳥寺の存在をうかがわせる部材が確認された。現在、名古屋城内に安置されている。



図25 河内飛鳥寺塔心礎（名古屋城内安置）

⑥ 平安時代

この時期には律令に基づく公地公民制が解体し、各地に荘園が成立する。前代に続き掘立柱建物が建てられ、市域東部の川ノ上遺跡や郡戸遺跡などでは集落が展開する。誉田八幡宮では永承6年(1051)2月、後冷泉天皇の命によって、それまで応神天皇陵古墳の後円部墳頂にあった小社が、現在の場所に移され東面する社殿が建立された。

一方、羽曳野市壺井・通法寺地区には、河内源氏の祖となる源頼信、頼義、義家が盤踞した地域があり、長久4年(1043)頼義が仁海上人の旧跡と伝える仁海谷で狩猟していたところ、山中で紫金の光彩を放つ千手観音の靈像を発見して邸宅に精舎を建立したのが通法寺の始まりと伝えられている。また康平7年(1064)に頼義、義家が通法寺の北の壺井の地に、石清水八幡宮の神靈を勧請した八幡宮を建立した。その後、義家の五男義時が天仁2年(1109)に頼信、頼義、義家をまつる源氏の氏神として壺井神社を創建した。石川源氏は、平安時代末期の石川義基が富田林東條や長野周辺にまで勢力を拡大させ活躍した。



図26 壺井八幡宮



図27 通法寺跡全景

現在通法寺境内には頼義墓、南東の丘陵には頼信墓、頼義墓の三代墓が今も残っている。

⑦ 鎌倉・室町時代

源氏の棟梁、源頼朝は、平氏との争いに勝利し、鎌倉幕府を開く。源頼朝は河内源氏の末裔で、頼信から七代目に当たる。幕府は後醍醐天皇を中心とした勢力に攻められ、元弘3／正慶2年(1333)に滅亡する。その後、後醍醐天皇と対立した足利尊氏が室町幕府を開く。後醍醐天皇は吉野に逃れ、もとの京都の朝廷と並立することになる(南北朝時代)。南北朝時代は、当該地域周辺でもたびたび戦乱が起こったことが、古文書などに記録されている。

鎌倉時代の建治2年(1275)に記された「六波羅禁制写」に「右、当寺者、伊予入道(源頼義)殿御建立之道場、將軍家御帰依之靈地也」とあり、通法寺が將軍御帰依の靈地として幕府によって厚く信仰され、祈禱所として機能していたことがうかがわれる。しかしながら後期には寺領に対する狼藉が頻繁化し、安定化した寺の運営が難しくなってきていた。

その後室町時代の通法寺別当実尊言上状(永徳3年:1383)によると、通法寺は南北朝の動乱に度々巻き込まれたことにより、本堂の茅葺が剥がれ板材がむき出しになり、雨露によって建物が朽ち、庭は荒れ果てていたことがうかがえる。その後、天正元年(1573)織田信長によって焼き討ちされ灰燼に帰した。



図28 黒韋威胴丸

⑧ 江戸時代

徳川家康によって武士が支配する政治の仕組みをさらに徹底させ、將軍に従う大名などの武士が政治を行う時代が約260年間続く。

前代より荒廃していた通法寺を憂いた、河内源氏の子孫である多田義直が大僧正隆光と面会し、幕府によって再建することの確約を得た。その後元禄12年(1699)に將軍側用人であった柳澤吉保が再建を請けたことが通法寺の棟札に記録されている。側用人柳澤吉保と岸和田城主岡部宣就を中心として再建工事が進められ、元禄13年(1700)5月には天正年間の兵火によって焼失していた壺井八幡宮、次に通法寺の順に斧初めによって開始された。これにより再建に腐心した多田義直は將軍お目見えの上、江戸に社領として知行地30石を拝領し、通法寺には200石が与えられた。

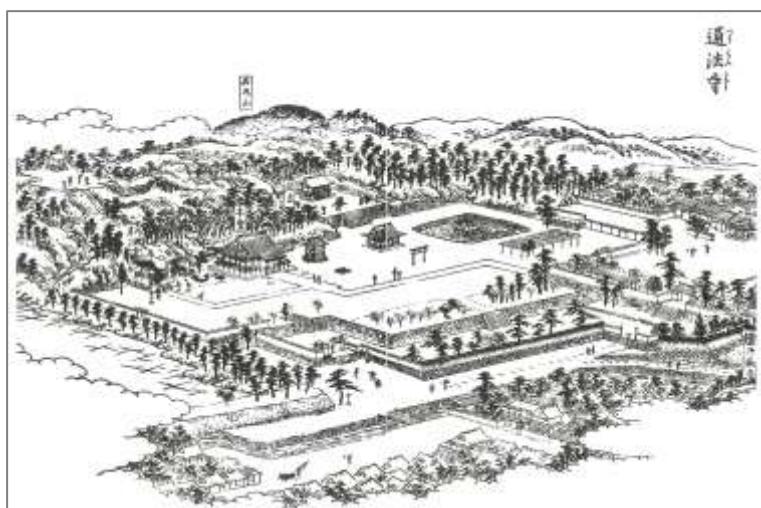


図29 『河内名所図会』(享保元年) 通法寺

⑨ 明治時代以降

明治政府はわが国を欧米諸国と対などの位置に置くため、富国強兵・殖産興業政策とともに文明開化政策を展開した。他方、神社神道の国教化を進める施策も展開した。慶応4年(1868)に、政府よりいわゆる「神仏分離令」といわれる太政官布告が出され、さらに明治3年(1870)には「大教宣布」の詔書が出され、神道を国教と定めて「祭政一致国家」の方針を示した。これによって各地で廃仏毀釈運動が起り、市内各地でも、護国院(誉田)、威徳院(碓井)、西琳寺(誉田)などの寺院が次々と廃寺に追い込まれた。

通法寺においても廃仏毀釈運動の影響がうかがえ、本堂や御魂舎などは取り除かれ、境内地南東の山中にある義家墓に近接して建つ通法寺歴代住職の墓がき損を受けており、特に石仏は頭部が破壊されるなど、その状況は今でも見ることができる。

明治28年(1895)の駒ヶ谷村役場による寺社調べに残る絵図を見ると、本堂はすでに基壇のみとなっており、山門、鐘楼(絵馬堂)以外の寺院関係の建物は破壊されている状況が理解できる。替わって頼義墓は源氏社として祭られ、石丸神社およびその拝殿、鳥居、稻荷社、社務所が残り、神社色が弱いものとなっている。

また神職は壺井八幡宮の神官が兼ねていたよう、神官の墓石が頼信墓のそばに建てられている。明治以後も石丸神社は、しばらくは維持されていたが、明治39年(1906)に発布された神社合祀令によって各地の神社が合祀されるなか、石丸神社も明治40年(1907)に壺井八幡宮に合祀された。

その後、大正から昭和にかけては、清和源氏会など地元の駒ヶ谷村の村民によって大切に守られ、現在では専光寺の共榮会が中心となって維持管理が行われている。

通法寺は地蔵盆など年中行事を通して地域の拠点となっており、地元住民の憩いの場として現代まで親しまれている。



図30 通法寺歴代住職墓



図31 石仏など墓石

(2) 羽曳野市の指定・登録文化財

羽曳野市には、文化財保護法・文化財保護条例に関わる指定・登録の文化財が60件あり、その内訳は国指定25件、府指定13件、市指定22件、国登録文化財1件となっている。

表4 羽曳野市の指定・登録文化財一覧（令和7年現在）

国指定・登録	国宝	工芸品	1件	計25件
		考古資料	1件	
	重要文化財	建築物	1件	
		絵画	2件	
		彫刻	5件	
		工芸品	5件	
		書籍など	1件	
		考古資料	1件	
	史跡		5件	
	重要美術品	宝物など	4件	
	登録文化財		1件	
大阪府指定	建築物		2件	計13件
	彫刻		1件	
	工芸品		2件	
	考古資料		4件	
	史跡		2件	
	天然記念物		2件	
羽曳野市指定	工芸品		5件	計22件
	絵画		3件	
	有形民俗文化財		2件	
	古文書		4件	
	史跡		1件	
	考古		2件	
	有形文化財		1件	
	歴史資料		1件	
	建造物		3件	
合 計			60件	

表5 羽曳野市の国指定・登録文化財一覧（令和7年現在）

指定	分類	名 称 (指定年月日)	時 代	所有者
国宝	工芸	塵地螺鈿金銅装神輿 (昭和31年6月28日)	鎌倉時代	誉田八幡宮
	考古資料	金銅透彫鞍金具 (昭和9年1月30日)	古墳時代	誉田八幡宮
重要文化財	建築物	吉村家住宅 3棟 主屋 (昭和12年8月25日)	江戸時代	個人蔵
		表門 (昭和40年5月29日)		
		土蔵 (昭和40年5月29日)		
		紙本著色神功皇后縁起 (明治43年4月20日)		
	絵画	絹本著色誉田宗廟縁起 (明治43年4月20日)	室町時代	誉田八幡宮
		地蔵菩薩立像 (大正4年8月10日)		
	彫刻	金銅弥勒菩薩半跏像 (大正10年8月8日)	平安時代	野中寺
		十一面觀音立像 (昭和13年8月26日)		
		木造舞樂面 11面 (昭和33年2月8日)		
		木造僧形八幡神像及諸神坐像 附 墨画日課千附地蔵菩薩像 (平成31年3月18日)		
重要文化財	工芸品	劍 銘 真守 (明治45年2月8日)	鎌倉時代	誉田八幡宮
		松皮菱螺鈿鏡鞍 附 杏葉轡 (明治29年3月20日)		
		薙刀 無名 大和物 鉄蛭巻薙刀拵 (明治37年2月2日)		
		黒革威胴丸 壺袖付 (昭和31年6月28日)		
		大刀 銘 則国 (昭和9年1月30日)		
	書籍・典籍・古文書	伏見天皇宸翰後撰和歌集卷第廿 (昭和17年6月26日)	鎌倉時代	誉田八幡宮
		考古資料 突線鈕式袈裟擲文銅鐸 (平成3年6月21日)		
	史跡	通法寺跡 (昭和32年7月1日)	平安時代	文部科学省 (管理団体 羽曳野市)
		野中寺旧伽藍跡 (昭和19年11月7日)		
		古市古墳群 応神天皇陵古墳外濠外堤 (昭和53年10月30日)		
		誉田白鳥埴輪製作遺跡 (昭和48年6月2日)		
		觀音塚古墳 (昭和56年4月22日)		
		古市古墳群 峯ヶ塚古墳 (昭和49年4月12日)		
		古市古墳群 墓山古墳 (昭和50年2月22日)		
		古市古墳群 白鳥陵古墳周堤 (令和2年3月26日)		
		古市古墳群 安閑天皇陵古墳周堤 (令和6年10月11日)		
重要美術品		明衡往来・書状 後光嚴天皇筆 (昭和17年5月30日)	南北朝時代	誉田八幡宮
		妙法蓮華経 (昭和18年10月1日)		
		書状 靈元天皇筆 (昭和19年7月6日)		
		大刀 銘 安綱 (昭和10年10月14日)		
登録文化財		松村家住宅 7棟 主屋 1棟 木造平屋建て・茅葺 311m ²	江戸時代	個人蔵
		土蔵1 1棟 土蔵造2階建て・瓦葺 22m ²		
		土蔵2 1棟 土蔵造平屋建て・瓦葺 31m ²		
		土蔵3 1棟 土蔵造平屋建て・瓦葺 29m ²		
		長屋門 1棟 木造平屋建て 瓦葺 62m ²		
		内 堀 1棟 木造・瓦葺 延長14m 門付		
		外 堀 1棟 木造・瓦葺 延長39m	明治時代	

表6 羽曳野市の大坂府指定文化財一覧（令和7年現在）

分類	名 称 (指定年月日)	時 代	所有者
建造物	西琳寺石造五輪塔 5基 附 同趺石 1個 (昭和45年2月20日) 石造蔵骨容器 1口	鎌倉時代	西琳寺
	野中寺 4棟 僧 房 2棟 客 殿 1棟 食 堂 1棟	江戸時代	野中寺
彫 刻	聖観音菩薩立像 (昭和49年3月29日)	平安時代	法泉寺
工芸品	朱塗木造牡丹文猫脚型卓 (昭和49年3月29日)	室町時代	法泉寺
	大刀 銘 高井越前守信吉作 (昭和50年3月31日) 梨子地糸巻太刀拵付	江戸時代	誉田八幡宮
考古資料	徳楽山古墳石棺 (昭和48年3月30日)	飛鳥時代	四天王寺大学
	ヒチンジョ池西古墳石棺 (昭和48年3月30日)	飛鳥時代	野中寺
	城山所在古墳出土 画文帶神獸鏡 大刀残欠 (昭和56年6月1日) 金銅飾履残欠 琥珀玉	古墳時代	羽曳野市
	庭鳥塚古墳出土遺物 (平成28年4月5日) 三角縁神獸鏡、翡翠製勾玉、鉄刀、鉄劍、 筒形銅器2、鉄刀3、鉄劍2、鉄槍3、鉄鏃135、 銅鏃54、鉄製箒手、鉄斧4、鉄鎌、鉄鋸	古墳時代	羽曳野市
	壺井八幡宮境内 (昭和52年3月31日)	平安時代	壺井八幡宮他
史 跡	庭鳥塚古墳 (平成28年4月5日)	古墳時代	個人所有
	壺井八幡宮のクス (昭和45年2月20日)		壺井八幡宮
天然記念物	壺井八幡宮のエノキ (平成28年4月5日)		誉田八幡宮

表7 羽曳野市の市指定文化財一覧（令和7年現在）

分類	名 称 (指定年月日)	時 代	所有者
工 芸	座太鼓 (平成6年12月15日)	室町時代	誉田八幡宮
	羯鼓洞 附 羯鼓台 (平成6年12月15日)	南北朝時代	誉田八幡宮
	誉田八幡宮石造燈籠 (平成10年2月10日)	江戸時代	誉田八幡宮
	壺井八幡宮石造燈籠 (平成12年3月31日)	江戸時代	壺井八幡宮
	野中寺銅鐘 (平成18年3月31日)	江戸時代	野中寺
絵 画	阿弥陀浄土図 (平成6年12月15日)	鎌倉時代	大黒寺
	不動明王像 (平成6年12月15日)	鎌倉時代	野中寺
	伝僧形八幡神像 (平成17年3月28日)	鎌倉時代	誉田八幡宮
有形民俗文化財	藤花車 (平成7年12月12日)	江戸時代	誉田八幡宮
	藤花車飾布 (平成13年3月30日)	江戸時代	誉田八幡宮
古 文 書	サク女日記 (平成7年12月12日)	江戸時代	羽曳野市
	市口家文書 轡鍛冶連判文書 苗字免許目打指示書 轡注文書 (平成14年3月30日)	江戸時代	個人蔵
	轡師御用札 轡師御用控 牛馬渡制世人詫状		
	吉村家文書 鳴泉村検地帳（文禄3年） 鳴泉村検地帳（延宝6年） (平成15年3月31日)	江戸時代	個人蔵
	鳴泉村田畠・屋敷絵図 鳴泉村領内絵図		
	松村家文書 碓井村人数帳 (平成16年3月31日)	江戸時代	個人蔵
史 跡	薄田隼人正兼相の墓 (平成8年11月12日)	明治時代	羽曳野市
考 古	西琳寺跡出土鷦尾 (平成8年11月12日)	飛鳥時代	羽曳野市
	小口山古墳 (平成19年3月30日)	飛鳥時代	羽曳野市
石 造 物	駒ヶ谷の道標 (平成10年2月10日)	江戸時代	羽曳野市
歴史資料	阿闍梨覚峰関係資料 (平成22年9月1日)	江戸時代	社本神社 ・駒ヶ谷地区
	子(隼人)画像線刻石、日谷稚宮銘石、日谷稚宮祓禊之印躰銘石、		
	永手之墓銘石、伝楠木正成塔、伝青少納言塔、付 清少納言塔献花石、		
	御靈銘石、御靈銘石櫃、付 藤原永手銘石、付 伝楠木正成塔献花石		
	河内飛鳥川の歌碑、当岐麻道越の歌碑 (平成25年4月24日)		
建 造 物	誉田八幡宮の放生橋 (平成27年12月18日)	江戸時代	誉田八幡宮
	畠田家住宅 11棟 主屋、納屋、蔵、付属屋、長屋門 (平成29年3月27日)	明治時代	個人蔵
	大津神社 本殿 1棟 附 棟札 11件 (12枚) (平成31年4月19日)	江戸時代	大津神社

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

平安時代中期にこの地に居を構えた源頼信は、河内源氏の祖とされ、その後何代にもわたって壺井・通法寺を拠点として活動した。頼信の子、頼義が仁海谷で発見した千手観音像を居宅に祀ったのが通法寺の始まりとされている。

通法寺は鎌倉時代中期ごろまでは将軍帰依地として手厚いサポートを受けていたが、南北朝の争乱や寺領の管理の杜撰さなどから次第に荒廃していった。しかしながら江戸時代、5代将軍綱吉の時に再興され、河内源氏の里として脚光を浴びた。

その後明治初期の廃仏毀釈によって大きく損されるが、地域の人々によって守られ、「河内源氏のふるさと」として継承してきた。

このように鎌倉幕府を開いた源頼朝に繋がる系譜と、その足跡が残された通法寺跡、頼信・頼義・義家の三代墓が長い月日をかけて継承され守られてきたことから、昭和32年(1957)7月1日に、頼義墓が所在する通法寺跡境内地および南東の山上にある頼信墓、義家墓が国の史跡に指定された。

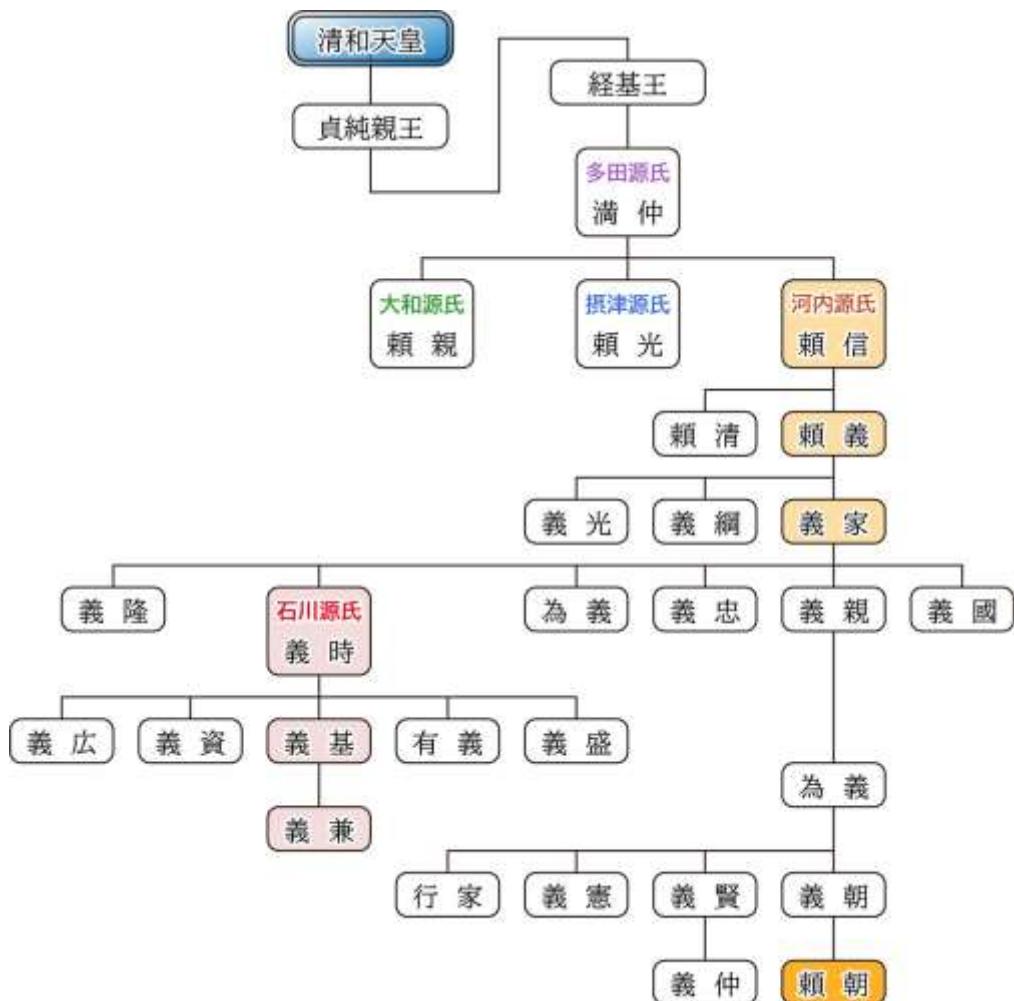


図32 清和源氏家系図（出典：『尊卑分脈』第三篇・第四篇）

表8 史跡通法寺跡（源氏三代墓）の史跡指定の経緯とその管理について

年月日	件名	宛名	差出人	備考
昭和5年9月23日	通法寺址並源氏三代墓仮指定の件	文部大臣	大阪府知事	
昭和9年	清和源氏会の発足			
昭和28年	保存会管理事務所建設			
昭和32年7月1日	国史跡指定（通知）	大阪府教育委員会教育長	文化財保護委員会事務局長	
昭和32年7月1日	国史跡指定（通知）	近畿財務局長	文化財保護委員会事務局長	
昭和32年10月26日	管理団体の指定（照会）	大阪府教育委員会教育長	文化財保護委員会事務局長	
昭和32年11月27日	管理団体について（照会）	羽曳野市教育委員会教育長	大阪府教育委員会教育長	
昭和34年12月22日	管理団体の同意書の提出	大阪府教育委員会教育長	羽曳野市教育委員会教育長	
昭和35年1月17日	管理団体同意書	大阪府教育委員会教育長	羽曳野市教育委員会教育長	
昭和35年5月6日	管理団体の指定（通知）	大阪府教育委員会教育長	文化財保護委員会事務局長	
昭和35年5月6日	管理団体の指定	羽曳野市	文化財保護委員会事務局長	
昭和40年5月17日	所管替（依頼）	文化財保護委員会委員長	近畿財務局長	
昭和40年8月20日	文化財（史跡）の所管換	文化財保護委員会事務局	近畿財務局長	登記の有無、実測図の有無
昭和41年4月1日	文化財管理（国庫補助）	羽曳野市	文化財保護委員会	通法寺38、39、41番
昭和42年10月4日	官民有地境界査定の結了	大阪府富田林土木	近畿財務局長	
昭和47年11月30日	保存登記完了			通法寺38、39、41番の一部
昭和47年12月11日	所管替えについて	近畿財務局	文化庁長官官房会計課	
昭和50年6月26日	国有財産譲与契約	近畿財務局	羽曳野市	41-13 212.73 m ²
昭和50年6月23日	頬義墓石玉垣解体修理			
昭和50年7月4日	文化庁管理を指摘	近畿財務局	会計検査院	所管換の発端
昭和51年2月4日	史跡現状変更許可申請書		羽曳野市	松くい虫
昭和51年3月23日	管理のための覚書	羽曳野市長	通法寺区長	敷地内の集会所
昭和52年8月30日	史跡現状変更許可申請書	文化庁長官	羽曳野市	道路敷として占有のため41-14
昭和52年10月27日	史跡現状変更（許可）	羽曳野市長	大阪府教育委員会教育長	
昭和53年2月9日	国有財産譲与契約	文部省	羽曳野市	
昭和53年10月23日	所管替	文化庁	大蔵省（近畿財務局）	
昭和54年2月5日	管理団体（承認）	文化庁長官	文部大臣	国有財産（史跡通法寺跡）
昭和54年3月2日	管理団体（委任）	羽曳野市教育委員会	文化庁長官	
昭和54年8月6日	国有財産の実態調査（報告）	大阪府教育委員会教育長	羽曳野市教育委員会教育長	
昭和55年1月19日	国有財産の用途地域指定（報告）	文化庁長官	羽曳野市長	
昭和56年2月5日	国有財産（土地）使用許可申請書	文化庁長官	羽曳野市長	児童公園としての使用

第2節 指定の状況

種別	史跡(社寺跡)	
名称	通法寺跡	
所在地	大阪府羽曳野市通法寺	
指定など種別 年月日および告示番号	昭和32年7月1日 史跡指定 文部省告示第46号	
	(1)指定基準	史跡3
指定理由	(2)説明	<p>当地を含む一帯は、平安時代後期に活躍し、源氏の本流となる『河内源氏』の本拠地である。河内の国司として派遣された源頼信は当地に居住し、その子孫の頼義、義家も拠点とし、死後も墓を通法寺敷地内や隣接する丘陵に築いている。</p> <p>一方、当時は寺伝によると源頼信が長久4年(1043)に千手観音を見つけて小堂に祀ったことにはじまり、その後、頼義が浄土教に帰依し阿弥陀仏を本尊として河内源氏の菩提寺として栄えた。南北朝には戦火で焼失したが、子孫多田義直らによって江戸時代に復興を果たす。しかし、明治時代には廢仏毀釈により山門と鐘楼を残すのみとなっている。</p> <p>通法寺は、早く鎌倉時代初頭において源頼義建立と伝えられていて「源氏之御願」といわれ、尔後或は「関東厳重之御祈祷所」、或は「源氏御氏寺」ともいわれて来た。而してその本堂の地下には頼義が埋葬され、その縁辺に義家の墓所があるとの伝えも古い。寺運に消長あり、天正年間寺中炎上し、江戸時代に入っては、衰微の極に達していたが將軍綱吉の時に至り、源氏としての由緒を重んじ、且つ隆光の盡力によって再興されることになり、元禄13年11月落慶供養を行った。明治維新後、寺は廃されて石丸神社となつたが明治40年壺井八幡神社に合祀され、いまは荒蕪地にも近い状況となっている。</p> <p>寺跡は山の谷と称せられる谷状地の入口に位し、低い丘陵の南麓にあって、前面には御廟谷の丘陵がある。旧寺域中いまのこるところは、その西半の主要部であつて、山門、鐘楼の建物および南面する本堂の礎石などが遺存し、西端部の観音堂は頼義の墓所といわれているところであるが、いま堂宇は撤去され、墓碑が立てられている。御廟谷の丘陵上には頼信と義家の墓がある。いずれも饅頭状に高く土盛され、頂部には石柵をめぐらしている。</p> <p>思うに寺跡の北方約5町の地には壺井入幡が鎮座し、この壺井一帯は河内源氏の據地であったのであるから、蓋し通法寺はその信仰の中心として建立されたものであり従つて本寺跡は河内源氏の形成発展して行く様様相を示すものとして歴史上注目すべきところといわねばならない。三代の墳墓はその徵証十分とはいえない</p>

		が寺域に関聯あるものとして、且久しく土地に伝えられた伝承として、指定の地域に包含するものである。 (文化庁国指定文化財等データベースより)
指定地域	(1)頼信墓・義家墓	通法寺 字御廟谷38番、39番
	(2)通法寺跡境内・頼義墓	通法寺 字延寿谷41番-12、41番-13、41番-14
指定面積		国有地：6,107.78m ² 公有地：495.19m ² 社寺有地：0m ² 民有地：0m ²
管理団体	(1)名称	羽曳野市
	(2)指定年月日	昭和35年5月6日
保存管理に関する計画		
	(a)保存管理計画策定費国庫補助金に係るものを作成済み	なし
	(b)上記のもの以外の保存管理計画を作成済み	平成5年度 源氏三代墓関連整備構想策定 平成6年度 源氏三代墓関連整備基本計画
指定地に係る他の規制などの状況		
	(1)文化財保護法に基づき国指定又は選定を受けた文化財	
	(2)他の法令に基づく規制など	宅地造成など規制区域 景観計画区域(自然的景観ゾーン) (※宅地造成など規制区域および景観計画区域は市全域指定)
	(3)都市計画法に基づく都市計画区域	都市計画区域(市街化調整区域)
周辺の土地利用		
	(1)史跡北丘陵エリア	丘陵斜面地および丘陵頂部西側はほぼ竹林となっている。通法寺裏山古墳が位置する場所はブドウ畠となっている。(図43)
	(2)史跡東エリア	畠地および果樹園となっている。(図43)
	(3)墓所周辺エリア	ほぼブドウ畠となっている。(図43)

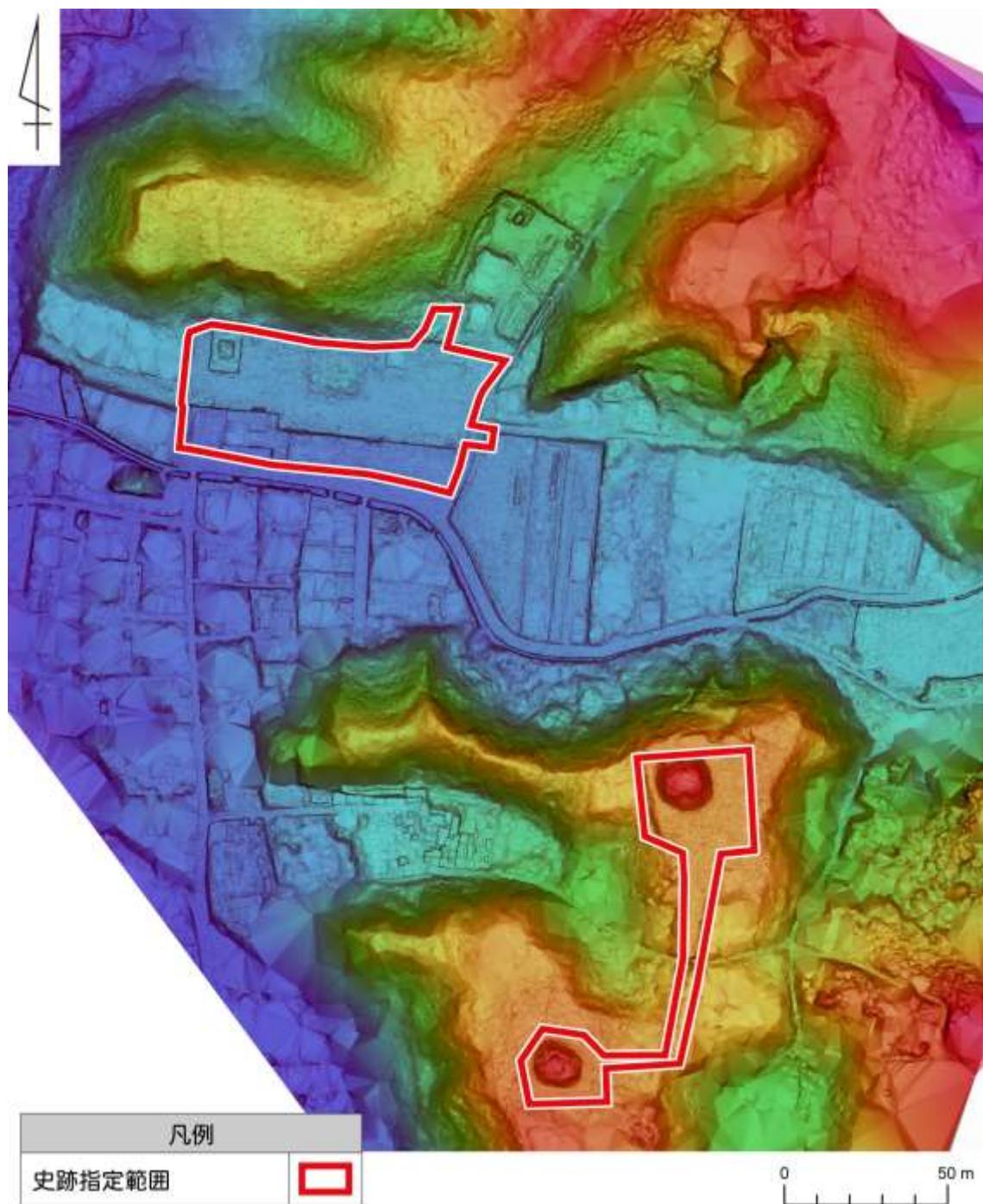


図33 史跡指定範囲の陰影段彩図

第3節 史跡の概要

(1) 通法寺の歴史的経緯

① 通法寺創建以前

通法寺周辺の歴史は、弥生時代に始まる。通法寺周辺の丘陵上には、駒ヶ谷遺跡、飛鳥第二散布地、通法寺遺跡、お旅山遺跡などが知られている。この中で調査が行われた駒ヶ谷遺跡は弥生時代後期の高地性集落であることが判明している。同様な立地に築かれた通法寺遺跡やお旅山遺跡もその可能性が考えられている。

古墳時代には通法寺跡北側の丘陵地に墳丘長約60mの前方後円墳である通法寺裏山古墳が築造された。本格的な発掘調査は実施されていないが、黒斑を持つ埴輪が採集されていることから4世紀後半ごろの築造と推測されている。周辺には同様に古墳時代前半に築造された壺井丸山古墳(墳丘長72m:前方後円墳)、お旅山古墳(墳丘長45m:前方後円墳 消滅)、九流谷古墳(墳丘長65m:前方後方墳 太子町)が石川右岸の丘陵地になど間隔に築造されており、通法寺周辺を支配していた氏族の系列的な古墳と考えられている。

② 通法寺創建から再建まで

源頼信が河内守に任命され、香呂峯に邸宅を造営し、河内源氏の本拠地として盤踞したことになるとされる。通法寺は、「通法寺興廢記」(増本家文書)によると頼信の子である頼義が長久4年(1043)に仁海谷での狩猟の途次に千手観音を発見し、居館の南側に観音堂を建立したことが囁矢とされる。

平安時代中期の前九年合戦に際して、頼義とその子義家が東北地方に出陣するも早戦に苦しんでいたところ、頼義公が冑を脱ぎ、天に祈願し、弓で地面を打ち抜くと、瞬く間に清水が湧き出し、活力を得た軍勢は勝利を収めたとされる。その後凱旋の折、清水を壺に入れて持ち帰り、井戸を掘って壺を沈めたと伝えられているのが現在の「清泉壺井」であり、これが「壺井」の地名の由来となっている(「河内国壺井八幡宮縁起」内閣文庫)。その後康平7年(1064)に石清水八幡宮から御神靈を勧請して壺井の地に八幡宮を築いた。また義家の五男義時が、頼信・頼義・義家を祀る源氏の氏神として、天仁2年(1109)に八幡宮の西方に壺井神社を創建した。三神が祀られていることから三社権現とも呼ばれている。その後義時は、石川姓を名乗って石川源氏の祖となり、平安時代末期には石川源氏は富田林東條や長野周辺にまで勢力を拡大させ活躍した。

鎌倉時代中期の建治元年(1275)の「六波羅下文」には「右、当寺者、伊予入道殿御建立之道場、將軍家御帰依之靈地也」とあり、また弘安2年(1279)の「六波羅禁制」にも「関東厳重之御祈禱所、折内無双之大靈験所也」とうたわれていることから、鎌倉幕府が本腰を入れて通法寺を保護、崇敬してきたことがうかがわれる。鎌倉時代後期の永仁5年(1297)には、通法寺を管理していた別当職の僧定尊がその職を僧琳海に譲っている。しかし僧琳海と通法寺供僧の道覚・舜海との間で仏餉田および三昧田の帰属について争っていることから、壺井八幡宮の社僧が通法寺の職務も兼ねていたことが理解できる(永仁7年(1299)「六波羅裁許状」(壺井八幡宮および通法寺文書))。

南北朝に入つて通法寺寺領の別当職および執行職が、僧琳海、僧乘盛、小法師丸と次々と譲与され、寺領も有名無実化していく(正平13年:1358「僧琳海譲状」、「法眼乘盛譲状」(壺井八幡宮および通法寺文書))。次第に寺の管理もままならないようになり、南北朝末期の永徳3年

(1383)の「通法寺別当実尊言上状」(増本家文書)によると、このような状況を見かねて別当職の僧実尊が寺領の安堵を訴えているが、すでに堂が雨露のためかなり朽ちて荒廃し、庭には草が生え荒れ果てていたようである。室町時代後期には、石川源氏の末裔とされる国人壺井氏が勢力をを持つようになり、通法寺の寺務職を掌握するようになっていた「通法寺某書状」(壺井八幡宮および通法寺文書)。

戦国時代末期には、壺井八幡宮、通法寺とも古市攻めに際して、織田信長の焼き討ちにあい灰燼に帰した。

荒廃甚だしい通法寺であったが、源氏の子孫である多田直義が大僧正隆光に通法寺修繕の申し出を行ったことにより、江戸時代の元禄13年(1700)に徳川綱吉の命によって側用人の柳澤吉保と岸和田藩主であった岡部宣就によって整備・再建が行われ、元禄15年(1702)には二百石の寺領を与えられた「通法寺記録」(増本家文書)。

再建された様子は、『河内名所図会』や『増本家文書(絵図)』などでうかがい知ることができる。それによると境内地の西から頼義墓(御魂堂)、本堂、鐘楼、放生池が描かれており、東方には寺務所(祈祷所)があり、境内地の北東の一段高くなった突出部に石丸神社が鎮座している。他方、境内地より一段低くなった場所の南西角に山門、また寺務所へ向かう階段が敷設されていることが描かれている。

③ 通法寺再建後から現在まで

再建後は歴代住職によって通法寺は守護されてきたが、「御再建前後書上候記」(専光寺文書)によると、昔からの習わしによって通法寺の年中行事が細かく記載されている。これは江戸時代を通して継続されたものと考えられる。通法寺年中行事は以下のとおりである。

往古旧記之通被仰付候

通法寺年中行事

- | | | | |
|------------|----|-----------|-----|
| 一 本堂無量壽秘伝 | 長日 | 一 同所不動護摩供 | 長日、 |
| 一 同所聖天花水供 | 長日 | 一 観音堂千手学法 | 同 |
| 一 鎮守読経 | 長日 | 一 佛供 神供 | 長日 |
| 一 方丈十一面秘宝 | 長日 | 一 同所教書例時 | 長日 |
| 以上御祈祷日課 | | | |
| 一 本堂修正十七箇日 | 集会 | 一 同所毎月十七日 | 集会 |
| 一 同所毎月十五日 | 集会 | | |

東照宮御法事也

- | | |
|-------------|------|
| 一 同所正五九月浴油 | 十七箇日 |
| 一 同所毎月毎夜神供 | |
| 一 正五九月鎮守大般若 | |
| 正月通法寺鎮守拝殿 | |
| 五月壺井八幡宮拝殿 | |
| 九月壺井三社拝殿 | |
| 一 毎月十六日鎮守拝殿 | 集会 |
| 一 観音堂毎月十八日 | 集会 |
| 以上御祈祷月課 | |

- | | | |
|--|----------------------|---|
| 一 同所毎月朔日 | 集会 | 頬信公御法事并御廟所 |
| 一 同所毎月三日 | 集会 | 頬義公御法事 |
| 一 同所毎月八日 | 集会 | 嚴有院殿御法事 |
| 一 同所毎月十八日 | 集会 | 義家公御法事并御廟所 |
| 一 同所毎月十七日 | 集会 | 東照宮御伎樂 |
| 一 同所毎月廿日 | 集会 | 大猷院殿御法事 |
| 一 同所毎月廿四日 | 集会 | 台徳院殿御法事 |
| 一 同所毎月十二日 | 廿一日 集会 | |
| 以上追福月課 | | |
| 一 修正作法如次第 | | |
| 一 本堂毎月十五日 | 皆礼理趣三昧或阿弥陀三昧 | |
| 一 観音堂毎月十八日 | | 千手法一座其内九條錫杖切声理趣經
観音經并諸觀音寶号次千手陀羅尼三遍并真言廿一遍義家公御追福 |
| 一 本堂毎月十七日 | 理趣經 観音經 立義分 三遍 宝号 回向 | |
| 一 鎮守拝殿毎月十六日 | 観音經 心經之● 三身真言 三社宝号 | |
| 一 観音堂毎月朔日 | 三日 八日 十四日 廿日 廿四日 廿九日 | 住心品 光明真言廿一遍 回向 |
| 一 每月十二日廿一日於方丈可為誦經歟或但シ於本堂可有御影供歟可任持之意、但シ三月十二月嚴重ニ可有是其可為 | | |
| 一 本堂毎月十五日 | 集会 右同断 | |
| 一 観音堂毎月十八日 | 集会 同断 | |
| 一 每月十七日本堂 | 集会 同断 | |
| 一 正五九月 大般若 | 同断 | |
| 一 五九当月壺井八幡宮大般若 | 従御奉行所被仰 | |
| 一 三月三日壺井宮 | 御旅 出仕 右同断 | |

江戸時代を通して通法寺は、河内源氏および徳川家の菩提を弔う追福行事を中心として、歴代住職の尽力により維持管理されてきたが、幕末から明治初期にかけて尊王攘夷の思想が強化され、幕末には「神仏分離令」が出され、その後の明治政府による「王政復古」「祭政一致」の実現のため、神道国教化の方針に繋がっていく。この思想を受けて、各地で廃仏毀釈運動が活発化するなかで、通法寺は山門と鐘楼を残し、寺院的な要素が取り払われていった。

明治28年(1895)の駒ヶ谷村の寺社調べ帳に絵図が残されており、それによると石丸神社を中心とする外觀に代わっており、寺院であった様相はうかがえない。石丸神社は壺井八幡宮の神官によって管理されたようであるが、一方で明治20年(1887)の「石丸神社宝物古文書目録」(高木家文書)では宝物の管理を誉田神社神官が行っていた。その後、明治39年(1906)の「神社合祀令」によって石丸神社は翌年に壺井八幡宮に合祀されることになった。

大正期から昭和にかけては地元住民によって「河内源氏のふるさと」として継承され、守られてきた。昭和初期には「清和源氏会」が村民によって発足され、昭和後半から現在に至るまででは専光寺の共榮会によって通法寺跡の維持管理が行われている。

(2) 遺構の現状

① 通法寺境内

東西100m、南北40mの東西に長い敷地を持つ。敷地は三段からなり、西南隅に門を構え中に入ると東西約70m、南北10mの細長い空間がある。この区画内の建物については不明である。その北側に石垣を築き、2ヶ所の階段が設置されている。北側の区画は東西100m、南北30mの空間に西から源頼義の墓、本堂、鐘楼が残る。『河内名所図会』から放生池、拝殿、鳥居がかつて存在したことがうかがえる。さら

に二段目の北東の一角に一段高くなった三段目が存在している。三段目には絵図では鎮守社と記載されており、明治期の絵図では石丸神社となっているが、現在は存在しない。

また、境内東方にはかつて寺務所や本坊が存在していたようであるが、現在は畠地となっており、その姿をとどめていない。くわえて境内背面の丘陵上には稻荷堂が存在し、そこへ至る道もあったようである。



図34 通法寺境内

② 源頼義墓

前九年合戦に戦勝し、康平6年(1063)にこの地に清泉「壺井」を掘削し、香呂峯の地名を壺井に改めたと言われている。翌7年5月に壺井の山上に石清水八幡宮より勧請した神靈を祀ったのが壺井八幡宮とされる。さらに奥州での戦いで亡くなった人々を追福するために治暦元年(1065)に化輪寺を建立したとされる(「河内源氏詞之伝」高木家文書)。その後、承保2年(1075)7月13日に88歳で死去した(『水左記』)。亡骸は、遺言により通法寺の本堂の下に埋葬されたとされ、『後鏡』に収録される永徳3年(1383)4月日「通法寺別当并供僧言上状」には、地震で通法寺の伽藍が倒壊した際に石唐櫃があらわれ、蓋を開けると「御骨」があったこと、また頼義および義家の墓堂には五輪石塔が建てられていたことが記されている。



図35 源頼義墓

墳墓は通法寺境内の西端に存在し、東西9m、南北12m、高さ1.3mの石垣で築かれた基壇のやや中央に、東西5m、南北5.5mの石柵が設けられ、その内側に囲まれたわずかな高まりが塚である。現状では形状は明らかでなく、遺言によって本堂の下に埋葬したもので、この基壇そのものが墓であり、その上に建てられた本堂は墓堂と考えられる。

墓堂は一般的に阿弥陀堂あるいは法華堂と呼ばれるが、頼義の墓堂は通法寺旧本堂であった観音堂の下に墳墓を営んだので墓堂は観音堂と称した。『河内名所図会』には御魂舎があることから、江戸時代にはこの名称が使用されていたと考えられる。御魂舎の建物は9m×12mの基壇の上に2間四方の向拝を持つ宝形造りの建物が描かれている。これは元禄13年(1700)に再建

した際に建てられたもので、江戸時代以前の建物については不明である。くわえて基壇そのものがこの時に改修あるいは新築された可能性が高い。その後明治28年(1895)の駒ヶ谷村の寺社調べにある絵図では「源氏社」となっており、その名称が明治期に変化していることが理解できる。これは寺院的な要素が強い御魂舎が廃仏毀釈によって一度撤去されたのち、あらたに神社的な源氏社として再建されたものと考えられる。また頼義の墓前には元禄13年(1700)の再建時に柳澤吉保と岡部宣就によって寄進された石燈籠が4基存在している。『河内名所図会』には墓前に上る階段の両脇に2基ずつ石燈籠が立っており、これは明治28年(1895)の寺社調べの絵図でも同様の形態をとっている。しかしながらこの間、廃仏毀釈に伴って建物同様に石燈籠も撤去されているため、改めて源氏社を新築した際に石燈籠も元の位置に戻したものと考えられる。ただ現在では建物は無く、頼義名の石柱を取り囲む石柵と基壇上および墓前の両脇に1基ずつ配置された状態となっている。これは明治39年(1906)に村の有志によって補修が行われた際に現在の配置になったものとされている。

③ 本堂

東西15m、南北14.5m、高さ0.5mの基壇を形成し、その壇上には礎石が並ぶ。礎石の配置から本堂は、桁行5間(9m)、梁行6間(10.8m)の建物に復元できる。この復元建物は「河内名所図会」(図29参照)に見られる通法寺本堂の挿図と合致する。さらに礎石の配置から堂内部を復元すると、南面に間口3.2mの入口をつくり、本堂内部正面に一間分の外陣をもつ。通常はその北側に内陣と脇陣をつくるが、通法寺の



図36 本堂

場合は東側一間分のみ脇陣が形成される。内陣と脇陣の北側と西側に当たる部分の礎石は現状では存在せず、あの三間×四間の空間が内陣に相当するものと思われる。

また本堂南面には東西4.8m、南北1.8mにわたって石敷きが見られ、向拝が存在していたことが理解できる。敷石は一辺38cmの花崗岩の切石を使用し、東西に12枚、南北に5枚使用されていた。敷石の中には方形のほぞ穴を穿った向拝礎石(1辺40cm)が見られ、その北には擬宝珠柱台石の存在で、階段の下には敷石が存在しない。

本堂で使用されている礎石は、1辺60cmの方形で、10cmの高さで上面が平らになるように加工されている。ただし、側面の礎石は内側に当たる二分の一が未加工のまま残っている。同様に四隅の礎石は内側に当たる角だけ未加工で、さらに堂の内側の礎石にあっては全く加工されていない。外部から見える部分のみ加工が施されていたと考えられる。

「河内名所図会」では北面を除く三方に縁石の表現が見られる。また明治28年(1895)作成の駒ヶ谷村の寺社調の絵図でも同様に縁石の表現が見られ、少なくともこの時期までは残っていたことがわかるが、現状では全く地表面には見えない。これはすでに明治28年(1895)以後に持ち運ばれたか、あるいは現在も地下に存在しているのが判然としない。

④ 鐘樓

元禄13年(1700)に徳川綱吉によって通法寺が再建されたときに建てられた建物で、切妻造、本瓦葺、方一間四方の吹放しの建物で、府下では最大規模を有する。隅柱は内転びにし、柱頭に頭貫をまわし、先端を木鼻につくる。四面に内側には頭貫、地覆間に小柱を入れ、隅柱と腰貫で繋ぎ、板壁を入れる。柱上に大斗絵様肘木を組み、中備に墓股を入れ、妻は虹梁大瓶束とし、大瓶束には笈形をつけて飾る。軒は一軒、疎垂木で、垂木には反りと増しがつけられている。



図37 鐘樓

通常の四本柱吹放しの鐘楼と異なって、小脇壁をつけ、頭貫、桁間に小壁をつくり、妻も土壁として切妻造とした重厚な建物である。安定感にも優れているのは、平面を完全な正方形に取らず、梁行を桁行より一尺狭められて建てられていることによる。様式的に見ても、元禄13年(1700)の再建時の建物と考えられる。

⑤ 山門および築地塀

一間一戸の薬医門で、両側には築地塀をつける。妻飾の板墓股の絵様繰形は鈍重な繰型であり、江戸時代後期につながる様式を持つ。

鬼瓦に延享元年(1744)の銘を有し、この時に瓦が吹き替えられたと考えられるが、垂木は反りと増しを有し、絵様から見て元禄再建の建物と考えられる。築地塀については昭和半ば頃には山門東側の一部のみ残存していたが、その後現在のように修復された。



図38 山門

⑥ 源頼信墓

頼信は満仲の三男で、都に出てからは藤原道兼に仕えた。また壺井の香呂峯に邸宅を造営したことから河内源氏の祖と言われている。

摂関家への奉仕により上野介、常陸介、伊勢守、甲斐守、美濃守などを歴任し、永承元年(1046)に河内守となつたが(「源頼信告文」石清水文書)、永承3年(1048)9月1日に81歳で没した。その亡骸は通法寺の奥の山上へ葬つたとされる。



図39 源頼信墓

墳墓は通法寺から400m南東の標高650mの丘陵頂部に築かれており、直径13m、高さ3.5mの円形の墳墓で、塚の基底から高さ0.7mにわたり、二段積みの石垣を巡らしている。築造の

時期は定かでないが、人頭大の自然石を用いており、一見古く感じられる。墳頂には7m四方の平坦面があり、その中央に一辺4mの基壇を設けて石柵で囲んだ一角が存在する。

⑦ 源義家墓

義家は長暦3年(1039年)に頼義の長男として壺井の地で生まれたと言われている。

前九年合戦、後三年合戦で大功を立て、八幡太郎と呼ばれ東国の地盤を固めた。嘉承元年(1106)7月1日に京都で死去し(「中右記」)、通法寺へ埋葬されたという。

義家の墓は、通法寺境内東南の丘陵頂部に築かれ、頼信の墓より北へ200mのところに位置する。墳形は円形で、直径17m、高さ5mを測る。現状の基底から0.5mの高さまで二段の石壇を巡らせている。石材の大きさは頼信の墓で使用されたものと同程度であるが、方形に加工された痕跡が確認できる点が異なる。

墳頂には7m四方の平坦面が存在し、頼信同様に石柵に囲まれている。その南面には長さ6mにわたって石を二段積んだ石壇状の遺構が存在し、幅1.5mの階段状遺構も存在する。石柵は明治期に村人によって改修されている。

ただ『河内名所図会』では、頼信と義家の墓の記載が逆転しており、もとは今とは逆に認識されていたのかもしれないが、検討が必要である。



図40 源義家墓

⑧ 通法寺歴代住職墓および隆光墓など

義家墓の東側に南北に20基の墓石が一列に並び、さらにその東側に墓石1基、石仏、一石五輪塔がまとめられている場所が1ヶ所ある。(図30・図31参照)また頼信墓に近接して東に護持院隆光の墓石、壺井八幡宮の神官の墓石2基、権僧正龍岳(通法寺住職・護持院住職・享保年間)銘の無縫塔1基が存在する。墓石の状況は、比較的良好であるが、廃仏毀釈の影響を受けているためか輪の順序が合わないものが散見される。また石仏については頭部が欠損しており、その影響を伺うことができる。一方護持院隆光の墓石については、剥離や亀裂が進んでおり、現状番線で固定している。これらの墓石は再建後の通法寺を支えた住職の墓石であり、通法寺の経営およびその歴史的背景を知る手掛かりを含んでいる。



図41 大僧正隆光墓

護持院隆光は通法寺再建に尽力した人物で、もとは大和長谷寺の僧侶であった。その後徳川綱吉に取り立てられ、貞享3年(1686)に護持院の前身である知足院の住職となった。また同年、権僧正に任せられ、さらに元禄8年(1695)には新義真言宗

の僧では初めて大僧正となっている。これは綱吉や桂昌院に信頼されていた証左といえる。

通法寺は再建後に長谷寺(新義真言宗)の末寺となっており、常法談所として機能した。同様に、元禄7年(1694)に山城乙訓寺、元禄11年(1698)に唐招提寺、元禄12年(1699)に新薬師寺、元禄16年(1703)に熱田神宮寺、宝永4年(1707)紀州根来寺伽藍修造など、次々と復興を図っている。また興福寺一乗院末寺の室生寺を新義真言宗へ転宗させている。このように隆光は、再建や転宗などによって新義真言宗の発展に尽力した。

しかし綱吉の死後、職を解任され、その後しばし通法寺に身を寄せ、近隣諸村の人々に学問や説法を説き、教化に努めた。晩年は大和に戻り超昇寺の住職となった。

⑨ 石垣

寺域を知る最も重要な遺構は石垣である。享和元年(1801)に刊行された「河内名所図会」の通法寺を見ると、現在の史跡地よりも広い寺域が描かれている。その中で寺域を取り囲む石垣の表現は壮大である。通法寺は丘陵の谷間に築かれており、石丸山から南に傾斜する丘陵末端に三段に形成されている。従って、石垣は壇上に区画した外側を補強するように積み上げた構造となっている。



図42 石垣

山門(入口)を入ると一段目の平坦面が広がるが、一段目を区画する石垣が西から東へと続く。この石垣は現在も2、3段残存しているが、東側で途切れている。構築方法については切込接布積みである。

二段目を構成する石垣も現在残存しているが同様に東で途切れており、さらに西端を示す石垣については表現されていない。構築方法は一段目同様に切込接布積みである。また、本堂背面の石垣については流土により埋没しているが、平成24年(2012)の調査で4段ほど残存していることが判明している。背面の構築方法は三段目の突出部分までは野面積みである。

三段目の石丸神社跡の石垣については、「河内名所図会」では描かれていらないが、「増本家文書」の絵図(年代不詳)では三段目の西、北、東にコの字状に石垣が描かれている。さらに明治28年(1895)の寺社調べの絵図も同様に石垣が描かれている。現状については流土により埋没しているのか、削平されているのかわからない状況である。

現在、畠地あるいは果樹園となっている通法寺の東域は史跡指定外であるが、この区域にあつた祈禱所や寺務所の存在を示す『河州古市郡通法寺堂社并境内絵図』や『河州古市郡通法寺絵図(中井家文書)』などの絵図は、当時の寺域の東限を理解する上で重要な手掛かりとなる。

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡通法寺跡の本質的価値の明示

史跡通法寺跡は、河内源氏発祥の地であり、頼信、頼義、義家の三代にわたって墓所が築かれ、江戸時代の再建により「河内源氏」が広く再認識され脚光を浴びるようになった。その後も壺井八幡宮の社僧や歴代住職によって代々管理され、明治初期まで守護されてきた。これにより昭和32年7月1日に国指定史跡として指定された。史跡通法寺跡の本質的価値は以下のとおりである。

史跡通法寺跡の本質的価値

◆河内源氏の墓所が三代にわたって築かれた寺院跡

頼朝の6代前にあたる頼信が河内国守に着任し、壺井・通法寺を基盤として活躍し、その子頼義は前九年合戦を平定して武名を天下にとどろかし、通法寺、壺井八幡宮を創建した。また頼義の子義家は前九年合戦、後三年合戦で活躍し、武将としてはじめて院の殿上人となるなど、その力は甚大であった。

当時の政治の中心的人物の墓所が三代にわたって築かれ、通法寺の歴代住職や壺井八幡宮神官によって守られてきた。

◆河内源氏の形成と発展の様相を壺井八幡宮と一体となって示すものとして

歴史上注目すべき寺院跡

頼義によって創建された通法寺が河内源氏の菩提寺として三代墓の守護を壺井八幡宮とともに務め、それが河内源氏の根幹地としての意味や観念を形成し、それを継承させ、その基盤のもとに中世以降に南河内一帯に広く勢力を及ぼしたことが、のちの再建へと繋がっている。

◆河内源氏の墓所の伝承が語り継がれ、江戸時代に再認識され、継承されてきた寺院跡

三代墓が平安時代に築造された状況がどのようなものかは計り知れないが、その三代墓が江戸時代に徳川綱吉によって再建されたことによって河内源氏の重要性が広く再認識され、歴代住職によって連綿と法要が遵られ、明治初期まで守護されてきた。

第2節 構成要素の特定

構成要素の特定においては、史跡の保存・活用および整備を進める上で、以下に示す史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の様々な要素を特定し、現状変更などの取り扱い方針や基準を検討する必要がある。

史跡通法寺跡の場合、史跡を構成する要素として「史跡としての価値(本質的価値)を構成する要素」と「史跡を理解するための本質的価値に準ずる要素」、「保存活用に資する要素」、「その他の要素」の4つの要素に区分する。その範囲や区分については、以下のとおりである。

表9 史跡通法寺跡に関する構成要素の分類

分類		主な構成要素
史跡指定地内	本質的価値を構成する要素	①源氏三代墓（頼信墓・頼義墓・義家墓）
		②山門・築地塀
		③鐘楼
		④通法寺を構成する遺構・遺物 (本堂礎石・石垣(階段含む)・石燈籠・手水鉢)
		⑤歴代住職墓石・その他墓石（隆光・龍岳など）
	本質的価値に準ずる要素	①未確認の埋蔵された遺構 (石丸神社跡・拝殿・鳥居・放生池)
		②通法寺以前の遺跡（通法寺遺跡）
		③明治以後の通法寺に関わるもの (源氏館跡の碑・地蔵など・墳墓修繕碑)
	保存・活用に資する要素	①周辺の自然環境（地形・森林・樹林）
		②門長屋
	その他の要素	③解説板
		①便益施設、排水溝など
		②遺構に悪影響を及ぼす樹木など
史跡指定地外	本質的価値に準ずる要素	①未確認の埋蔵された遺構（稻荷堂・寺務所）
		②通法寺以前の遺跡 (通法寺条里遺構・通法寺遺跡・通法寺裏山古墳など)
		③史跡へのアクセス道（頼信・義家墓に通ずる階段）
	保存・活用に資する要素	①周辺の自然環境（地形・森林・樹林）
		②解説板、サイン、石柱、誘導タイル
	その他の要素	①公共物（電柱・道路・排水溝・水路）
		②集落・農地





図44 通法寺跡のサインと解説板



図48 山門前の地蔵堂



図45 門長屋



図49 源氏館跡の碑



図46 山門東側のトイレ



図47 境内地のベンチ



図50 墓所へ向かう誘導タイル

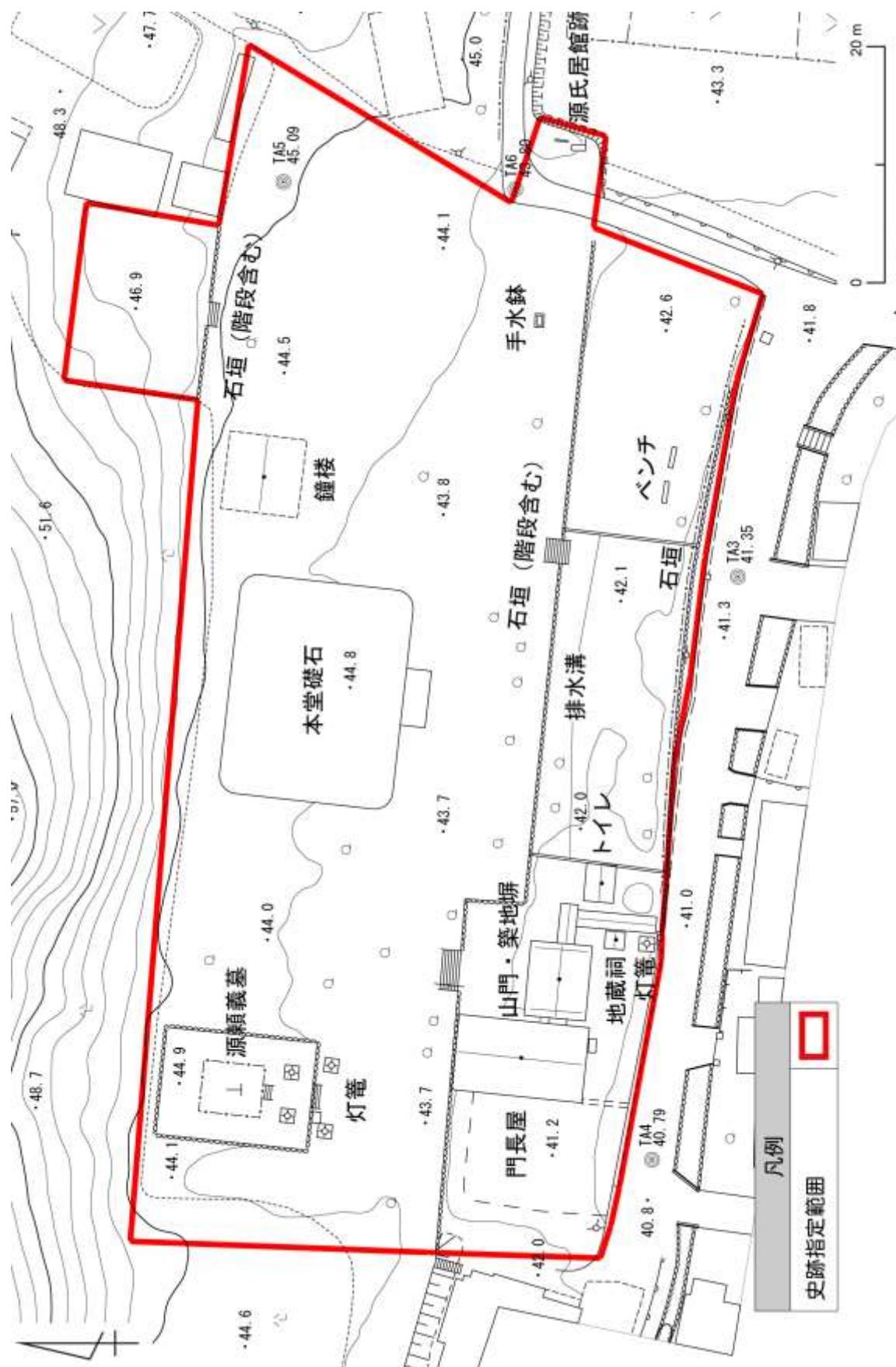


図51 構成要素の詳細配置図 (境内エリア)

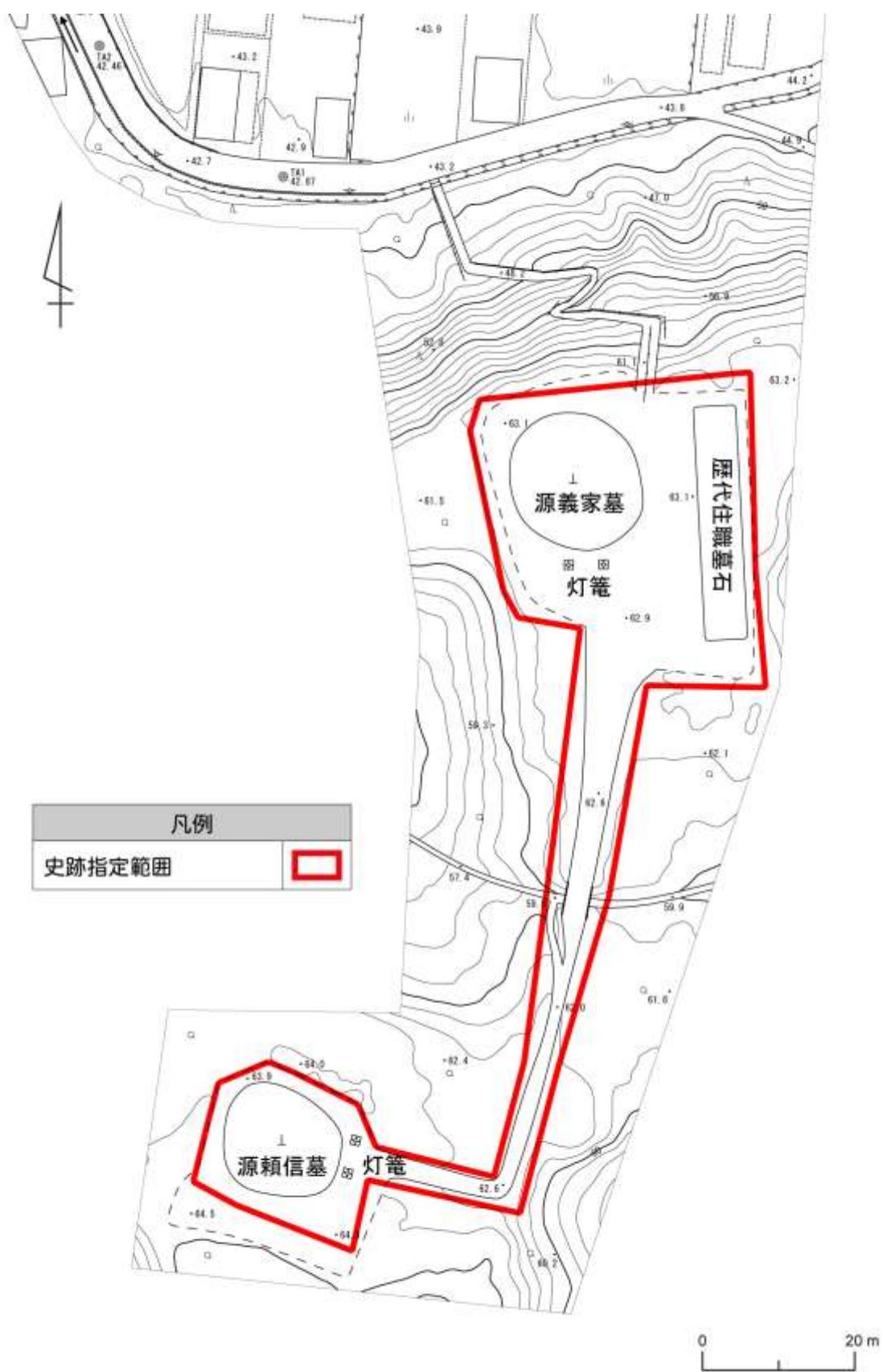


図52 構成要素の詳細配置図（墓所エリア）

第5章 大綱（基本方針）

第1節 大綱（ビジョン）

通法寺は平安時代中期の寺院であり、河内源氏一族の頼義によって創建された寺院である。河内源氏は鎌倉幕府を開いた源頼朝に繋がる一族であり、壺井・通法寺は鎌倉時代、南北朝時代、室町時代と長きにわたり一族の活動の中心地として武士団を形成し続けてきた根幹地である。

その一族の頼信、頼義、義家の三代の墓が、現代まで語り継がれ、守られてきたことが特徴の一つである。

また江戸時代には5代将軍徳川綱吉の命によって石垣で囲まれた広大な寺域の境内地に山門、御魂舎、本堂、鐘楼、鎮守社、頼義墓など大規模な再建工事が行われたことが古文書などからもうかがい知ることができる。

このような特性をもつ通法寺跡は羽曳野市民の郷土愛を涵養する貴重な史跡であるが、近年の台風や暴風雨などによる水災害により、劣化が進んでおり、地域住民や来訪者の安全の脅威となりつつある。従って、災害対策に重点を置いた保存管理により史跡の本質的価値を守り、後世へ確実に継承し、活用していくために以下の大綱を定める。

大 綱

河内源氏ゆかりの通法寺跡の本質的価値を守り

継承していくとともに、その価値を広く発信する。

そのために史跡を災害から守り、地域の誇りや

財産として地域住民や市民に通法寺跡の重要性お

よびその価値を共有化する活動を促進していく。

第2節 基本方針

通法寺跡の価値や史跡保存の現状、課題を十分に検討しながら、大綱の基本的な考え方を中心 に、史跡保存の基本方針を以下の観点から設定する。

① 保存管理

史跡通法寺跡の価値を保存し後世に継承するために、日常的な点検や維持を適切に行い、自然災害に対応しながら、全体的な景観保全を図る。また遺構の保存には適切な現状変更を行い、同などの価値を持つ遺構が確認された場合は追加指定し公有化を進める。

② 調査研究

文献調査や発掘調査、墓石調査、建築物調査などの各調査研究を通して、それぞれの目的を明瞭にしながら史跡通法寺跡の本質的価値を補強していく。

③ 活用

通法寺跡に関する情報を多様なニーズに応じて提供し、資料の整理や発信を行い、地域活動や歴史学習の場を提供し、郷土愛を涵養する。また、地域の活性化や観光拠点となることを目指す。さらに、観光ボランティアの養成や学校教育、生涯教育を通じて次世代へ通法寺跡を伝え、最新の情報発信技術を活用していく。

④ 整備

各種災害に対応しながら樹木管理や建築物修理などを実施し、地域住民の生活や来訪者に配慮した安全な見学ルートを遺構の保護に配慮し適切に整備する。また、経年劣化した解説板の修繕を行い、デザインを統一し、IT技術の導入や交通インフラの整備、ガイダンス施設の設置なども検討する。

⑤ 運営・体制

史跡通法寺跡の人材育成として、観光ガイド養成と専門職員体制を整備し、地域住民・市民が参加できる協働体制を構築する。また、災害時の対応連携や教育機関との協力を強化し、安全な史跡活用と文化継承を促進する。これにより、地域全体で価値を守り、歴史を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

第6章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の現状と課題

(1) エリアの設定

史跡通法寺跡は、その本質的価値を適切に管理し、保存するために史跡地および周辺地域を以下の図51に示した通り複数のエリアに分け、それぞれの課題を抽出し、それらの特徴に適合するよう保存管理を行う。

エリアは、史跡指定地と史跡指定地外に分ける。前者は頼義墓や鐘楼、本堂跡の礎石が残る境内エリアと頼信墓、義家墓および歴代住職墓が所在する南東丘陵の墓所エリアに分ける。

また後者は境内エリアに近接する場所で、史跡北丘陵エリアは境内エリアの北側に位置し、稻荷堂が存在した場所である。また境内地の保存管理を行うにあたって、土砂流入や植栽管理が必要となるエリアである。史跡東エリアについては、絵図によって通法寺の寺域であったことが読み取れるエリアである。墓所周辺エリアは、史跡地を取り囲んで設定しており、そのほとんどが太子町域となるが、史跡地の保全に向けた植栽管理や獣害対策、景観保全などが必要となるエリアである。

(2) 各エリアの現状

① 境内エリア

- ・北側丘陵からの流土により石垣が埋没している状況にあり、通法寺の範囲が不明瞭となっており、全体的に江戸時代の再建当初より、0.5m以上流土が堆積している。大雨の時は境内北側の丘陵部より大量の土砂が流入し、境内南側の道路にまで流出している。
- ・樹木の高木化や低木の繁茂により遺構をき損したり、不明瞭化させたりしている。また傾斜面の竹林が境内地内まで及んでいる。
- ・台風や豪雨などにより山門や鐘楼などの建築物の劣化やき損が進んでいる。
- ・絵図で確認できる石丸神社やその拝殿など、現状確認できない遺構が存在していると考えられる。
- ・害獣(イノシシ)により境内地表面が荒らされ、桜については害虫(クビアカツヤカミキリ)によりすべて枯損している。
- ・史跡地東側の一部の土地について錯綜している場所が存在する。
- ・解説板やサインを設置して30年以上が経ち、劣化により目視しづらいものがある。

② 墓所エリア

- ・頼信墓、義家墓とも墳丘上の樹木が高木化、肥大化しており墳墓を傷めている状況にある。また墳墓の周囲をめぐる石垣についても劣化、き損、崩落している箇所が見受けられる。さらに墳丘からの流土も進んでおり、一部に石垣が埋没している箇所が存在する。
- ・墓所に続く通路が幾度となく崩落しており、義家の墳丘の近くまで及んで来ている。
- ・義家の東側に建てられた歴代住職の墓石や頼信墓に近接する隆光墓などが廃仏毀釈によってき損した状態で現在まで及んでおり、特に砂岩製の墓石の劣化が顕著である。

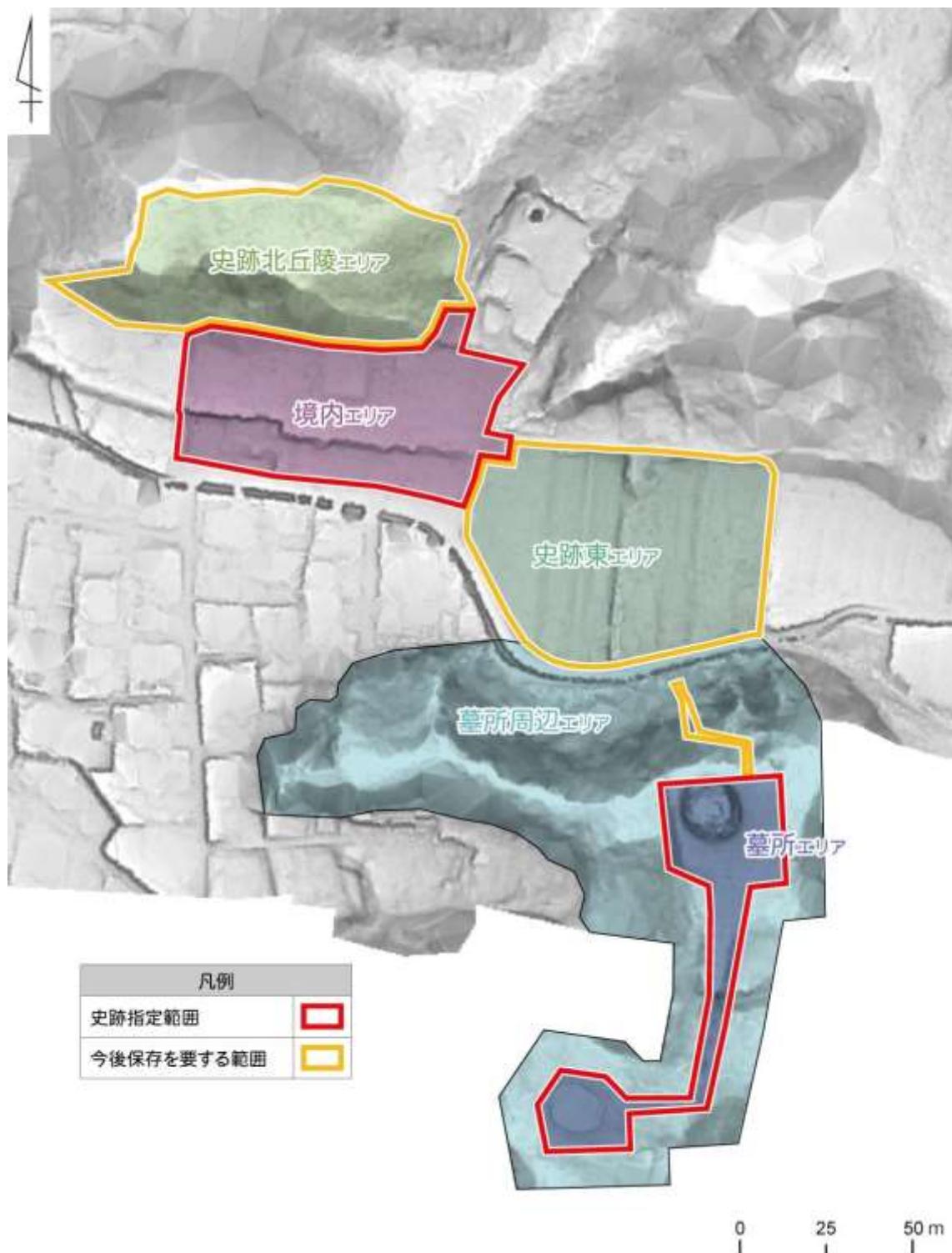


図53 史跡指定範囲および周辺エリア図

- ・ 義家墓と頼信墓とをつなぐ通路の両側において、樹木が徒長し、見学者の安全などを損なう状況にある。また、墓所周辺はかつてブドウを生産していたが、現在は休耕地として荒廃しており景観保全がままならない。
- ・ 害獣による被害が境内地エリアよりも顕著で、特に墳墓周りが目立つ。墓所の所在が山地であるという要因も大きい。

③ 史跡北丘陵エリア

- ・ 通法寺境内地に接する南側斜面の土砂流出が進んでおり、境内地に流れ出し、遺構を埋没および損している状態にある。
- ・ 丘陵南斜面の竹林が史跡地内まで及んでいる。
- ・ 丘陵頂部にはかつて稻荷社が存在したが現在は竹林となっている。
- ・ 丘陵頂部東側に通法寺裏山古墳が位置する。

④ 史跡東エリア

- ・ 現在は畠地および果樹園となっている。
- ・ 絵図で表現された石垣などの遺構は確認できない。

⑤ 墓所周辺エリア

- ・ 大半が太子町域となっている。
- ・ 放棄されたブドウ棚が広がっており、景観上そぐわない。
- ・ 樹木や雑草が史跡地内に及んでいる場所が存在する。
- ・ 義家墓に隣接する北側斜面が、土砂の流出により迫ってきている。

(3) 各エリアの課題

① 境内エリア

- ・ 現在、通法寺北側斜面については竹林によって北側丘陵からの流土を押さえている状況にあるが、史跡東限の北側丘陵から台風や豪雨など水害によってかなり広範囲まで土砂が流出しているため、全体的な防砂対策が必要である。
- ・ 史跡地内の排水施設が機能していない場所が存在するためその改善が必要である。
- ・ 境内地の高木化した樹木や繁茂している低木などについて遺構をき損する恐れがあるものについては、地下の遺構を保全しつつ、また景観に配慮した剪定や伐採を計画的に行い、樹木管理する必要がある。
- ・ 台風や豪雨などにより山門や鐘楼などの建築物の劣化やき損が進んでいる部分については、地域住民や来訪者の安全を図るためにも早急に修理工事が必要である。
- ・ 絵図で確認できる未発見の埋蔵物や寺域を確認する発掘調査を計画的に実施する必要がある。
- ・ 害獣(イノシシ)被害に対する対策を講じる必要がある。

② 墓所エリア

- ・頬信墓、義家墓とも墳墓上の高木化した樹木や繁茂した低木などを剪定や伐採により墳墓の保全と景観の維持に努めるための計画的な樹木管理が必要である。
- ・墳墓の周囲をめぐる石垣についても劣化、き損、崩落している箇所が見受けられ、さらに墳墓からの流土も進んでおり、保全および整備に向けての計画的発掘調査を実施する必要がある。
- ・墓所に続く通路が幾度となく崩落しているため、整備に向けた対策が必要である。
- ・再建後の通法寺の歴史的背景やその経営状態を知る手掛かりとなる墓石調査が必要である。また廃仏毀釈などによってき損した墓石の修繕と周辺環境の整備が必要である。
- ・義家墓と頬信墓とをつなぐ通路における来訪者の安全や見学のしやすさのため、徒長した樹木の剪定などの樹木管理が必要である。
- ・獣害による被害対策を立てる。

③ 史跡北丘陵エリア

- ・斜面からの土砂の流出を防ぐための防砂対策や雨流に伴う排水整備が必要である。
- ・丘陵斜面に繁茂する竹林が境内地まで侵食してきているため、計画的な樹木管理が必要である。
- ・通法寺再建の計画図には稻荷堂が記載されていないため、再建後の寺の経営や改修、増築などの変遷を知る上でも、その位置や時期について確認する必要がある。

④ 史跡東エリア

- ・絵図などで寺域であることが明瞭であるため、発掘調査などにより遺構の確認が行われた場合は追加指定を行い、公有化を図っていくことが重要である。

⑤ 墓所周辺エリア

- ・丘陵からの土砂流出について保全など、防災計画を検討する必要性がある。
- ・史跡地に及んでいる樹木やその周辺に広がる樹木については遺構の保全や景観の点からも樹木剪定を計画的に実施する必要性を検討する。
- ・通法寺に関連する遺構などが発見された場合は、公有化を検討する。

(4) 各遺構の現状と課題

表10 各遺構の現状と課題

エリア	名称	現 状	課 題
史 跡 指 定 地 内	山 門	元禄13年(1700)に創建されてから部分的に修繕は行われているが、全体的に劣化が進んでいる。特に屋根部分は漆喰が剥がれそこから雨水が入ったことにより瓦が浮き上がっている。	躯体も含め全体的な修繕についての検討が必要である。解体修理時には、使用木材の年輪年代測定などの理化学的測定を検討する。
		近年台風や暴風雨などの水被害によって瓦が落下するなど安全面においても危惧されている。	建物図面がないので改修などに必要な図面の作成が必要である。
		瓦の落下を防ぐために応急処置を施している。	修理工事までの安全対策を検討する。
		解説板(陶板)が経年劣化により亀裂や汚れによって見えづらくなっている。	解説板の改修については、景観にも配慮した意匠を検討する。
	築 地 塀	部分的に瓦がき損、崩落している箇所がある。	明治期以降の修繕が見られるが、修理工事の検討が必要である。
		壁は漆喰により塗布されているが、各所で剥離やき損などが見られる。	
	鐘 楼	山門同様、元禄13年に創建されたと考えられるが、屋根瓦の劣化やき損が進んでおり、一部崩落しているものもある。雨などによりなじみ土に水分が入り込んで膨らみ瓦を押し上げている状況にある。	山門同様に全体的な修繕についての検討が必要である。解体修理時には、使用木材の年輪年代測定などの理化学的測定を検討する。
		瓦の落下を防ぐために応急処置を施している。	建物図面がないので修理工事の検討が必要である。
		土砂によって基壇が埋没している。	修理工事までの安全対策を検討する。
	頼 義 墓	土砂によって基壇が埋没している。	土砂が流出しているため、全体的な防砂対策が必要である。
		墳墓上に樹木が繁茂し、石碑や燈籠、石柵に悪影響を及ぼしている。	解説板や説明板の設置については、景観にも配慮した形状や位置などを検討する。
		丘陵からの土砂が流入し、石垣が埋没している。	遺構の保全の観点から計画的な樹木管理を検討する。またなどは倒壊の恐れがあるので、修繕を検討する。
		絵図に見えるような覆屋はなく、燈籠の位置も変わっている。	保存整備に当たっては最新の地中レーダーなど非破壊での測量調査も加味し、計画的な発掘調査の検討が必要である。
		解説板(陶板)が表面劣化や汚れによって見えづらくなっている。	解説板の改修については、景観にも配慮した形状や位置などを検討する。

エリア	名称	現 状	課 題
境内地 史跡 指定地内	本堂跡	基壇の高まりに4間×5間の建物礎石が存在する。礎石の配置から東側のみ脇陣が形成されていたと考えられる。	本堂の前身が墳墓堂の可能性があるなど、保存整備に当たっては最新の地中レーダーなど非破壊での測量調査も加味し、計画的な発掘調査の検討が必要である。
		絵図では基壇周囲に縁石が見られるが、現状では確認できない。	
		基壇南側にある向拝所の石敷が一部埋没している。	
		基壇の外側の盛土が流出し、礎石の基部が露出している。	
		基壇の南側では盛土の流出が見られ、他方北側では背面の丘陵からの土砂によって埋没している状況にある。	
	石垣	寺域を示す石垣が、境内地北側丘陵からの流土により埋没している箇所がある。特に境内地北側はすべて埋没している。	土砂が流出しているため、全体的な防砂対策が必要である。
	樹木	樹木の徒長によって石垣がずれたり、き損していたりする場所がある。特に境内地北側の石垣は竹林に覆われている。	解説板や説明板の設置については、景観にも配慮した形状や位置などを検討する。
	頼信墓	樹木の高木化や肥大化により墳丘や石垣をき損している。	石垣が基本的な寺域を示すため、発掘調査などにより残存状況の確認を検討する必要がある。
		樹木が高木化および肥大化して覆い繁り、景観を損ねている。	
		墳丘の盛土が豪雨などで流出し、周囲の石垣を埋没させている。	墳丘や景観の保全のための樹木管理の検討が必要である。
		解説板(陶板)が表面劣化や汚れによって見えづらくなっている。	
	墓所	樹木の高木化や肥大化により墳丘や石垣をき損している。	墳丘や景観の保全のための樹木管理の検討が必要である。
		樹木が高木化および肥大化して覆い繁り、景観を損ねている。	
		墓周辺がイノシシによって地表面が荒らされている。	整備を行うにあたり、保存整備に当たっては最新の地中レーダーなど非破壊での測量調査も加味し、計画的な発掘調査の検討が必要である。
		通路側の斜面が徐々に雨などにより削り取られ、墳丘に迫っている。	獣害対策を講じる必要がある。
	義家墓	墳丘の盛土が豪雨などで流出し、周囲の石垣を埋没、倒壊させている。	墳丘保護の観点から通路側斜面の整備が必要である。
		解説板(陶板)が表面劣化や汚れによって見えづらくなっている。	解説板や説明板の設置や改修については、景観にも配慮した形状や位置などを検討する。

エリア	名称	現 状	課 題
史跡指定地内	墓所	経年劣化や廃仏毀釈時のき損により、状態の悪い墓石がある。	整備に当たっては、剥離やき損があり保存処理が必須である。
		五輪塔の輪の順序が違っていたり、石質の違うものが混ざっていたりする。	整備に当たって墓石の配置や設置方法など資料を得るために部分的な調査の検討が必要である。
	隆光など墓石	隆光の墓石のき損や剥離がひどく、現状番線で補強している。	整備に当たっては、剥離やき損があり保存処理が必須である。
		経年劣化のより文字が読みづらくなっている。	解説板や説明板の設置や改修については、景観にも配慮した形状や位置などを検討する。
	その他	羽曳野市と太子町の境界に存在する。	
	境界明示が不確定な場所が存在する。	所有者の文部科学省と協議・調整し、早急に境界確定を実施する。	
史跡指定地外	史跡北丘陵	絵図では稻荷社が存在していた。	今後、史跡地に指定し、公有化を図るための協議が必要である。
		丘陵斜面からの流土によって通法寺境内地が徐々に埋没している。	丘陵斜面の土砂の砂防処置および保全計画を検討する必要がある。
		斜面の竹林が境内地まで及んで来ており、遺構や景観に影響を及ぼしている。特に石垣が埋没している。	計画的な剪定や伐採などの樹木管理および防砂管理計画の検討が必要である。
		前期古墳の通法寺裏山古墳が位置する。	他の前期古墳とともに史跡指定を計画している。
	史跡東	現在は畠地や果樹園となっている。	私有地のため現状を把握することが難しい。
		絵図に見られるような石垣は、現状確認でききない。	寺域の把握のための発掘調査の検討が必要である。
	墓所周辺	かつてはブドウを生産していたが、現在はブドウ棚が放棄され、荒れ果てている。	墓所周辺の景観の保全の協議が必要である。
		大部分が太子町域となっている。	樹木管理や景観について太子町と協議・調整が必要である。
		墓域へ向かう通路が幾度となく崩落し、不安定な状況である。	墓所周辺の傾斜面の保全を検討する。 通路の追加指定を検討する。



図54 山門大棟の応急処置状況（境内エリア）



図55 山門前角石板(陶板)亀裂状況（境内エリア）



図56 鐘楼基壇埋没状況（境内エリア）



図57 境内地北側石垣露出地点（境内エリア）



図58 本堂基壇楚石露出状況（境内エリア）



図59 賴義墓基壇（北側）埋没状況（境内エリア）



図60 頼信墓樹木繁茂状況（墓所エリア）



図61 義家墓石垣崩落および埋没状況
(墓所エリア)



図62 別の輪が混在した墓石（墓所エリア）



図63 き損している墓石（墓所エリア）



図64 崩落した義家墓へ向かう通路
(墓所周辺エリア)



図65 繁茂している境内北側の竹林
(史跡北丘陵エリア)

第2節 保存管理の方向性

史跡通法寺跡の本質的価値を確実に保存し、未来へ継承していくためには、根本的な災害防止策、継続的な調査研究、日々の適切な維持管理、地域住民との連携を継続していくことが重要であり、さらに史跡内での現状変更や保存に影響を及ぼす行為について具体的な取扱基準を定めておくことが必要となる。また、史跡指定範囲外においても発掘調査などにより遺構の存在が明瞭になった場合は、史跡の追加指定を行い公有地化する必要性がある。

くわえて史跡地の周辺環境の保全には地域住民や関係機関と協力・連携することが重要となってくる。このことから保存管理の基本方針に基づき現状と課題を踏まえながら、エリアごとに史跡管理の方法を示す。

第3節 エリアごとの保存管理方法

(1) 境内エリア

通法寺が形成された範囲で、石垣に囲まれた寺域内には山門・鐘楼などの建築物、頬義墓や本堂基壇に伴う基壇や燈籠、礎石、石垣などの石造関係物、また石丸神社やその拝殿、鳥居や放生池など今は存在しないが、地下に埋没した遺構などが存在する。

これらの多様な価値について日常的に点検や保守を行うことを基本とし、山門や鐘楼など建築物については最も劣化が進んでいる状況であるため、修理工事を行いながら維持管理していく。また防火設備を整え火災などの災害に対処できるようにする。

埋蔵物については発掘調査を通してその残存状況を管理する。さらに水災害に備えて排水施設を整備するなど保存管理を行う。

境内の遺構を傷める恐れのある侵食した竹や高木化した樹木などは伐採や剪定を行い、イノシシの獣害対策も講じる。

(2) 墓所エリア

通法寺跡南東の山上に位置する頬信、義家の墓所が所在するエリア。その中でも頬信墓のエリアと義家墓のエリアに分かれ、前者には隆光や龍岳など通法寺や護持院の住職を兼ねた高僧の墓石と壺井八幡宮神官の墓石が残る。他方後者はその他の歴代住職の墓石が並ぶ。

エリアが丘陵上であるため墳墓や墓石周辺、または通路の高木化、肥大化した樹木の伐採や剪定、草刈りを計画的に行い、さらにイノシシの獣害対策を施すなど史跡環境を保全し、来訪者の安全を確保する。墳墓や墓石については日常管理を行い、劣化状況を観察する。

(3) 史跡北丘陵エリア

通法寺跡北側の丘陵地で、もとは寺域であった可能性があるエリアである。絵図では稻荷社が存在し、また丘陵東側には前期古墳の通法寺裏山古墳も存在する。

丘陵からの土砂の流出が進んでおり、防砂対策や大雨などに備えて排水溝や排水管などの排水施設を敷設するなどの管理措置を取る。またその効果についても検証していく。

竹林や樹木が繁茂しており、境内まで侵食しているため適切な樹木管理を行う。

(4) 史跡東エリア

現在は畠地および果樹園となっているエリアで、絵図などから寺務所、祈祷所などの建物が存在した場所である。

発掘調査に基づいて通法寺に関わる遺構が確認され、史跡を考える場合に重要であると考えられるものは追加指定を行い、公有化していく。

また所有者との関係を緊密にしながら今後の開発などを注視し適切に対応していく。

(5) 墓所周辺エリア

頬信墓、義家墓の周辺に広がるエリアで、周辺については一部羽曳野市域であるが、ほぼ太子町域となっている。周囲にはブドウ棚が広がるが、現在は休耕地となり、荒廃している状況である。また頬信墓・義家墓へつながる通路も含まれる。

丘陵地であることから竹林や高木が繁茂しており、景観保全のためにも樹木管理を行っていく。墓所へ向かう通路が幾度となく崩落しているため通路側の斜面の災害対策を講じていく。

第4節 現状変更などの取扱い

(1) 現状変更などに関する基本的事項

史跡はその歴史的かつ学術的な価値を守りながら保全し管理していくことが責務であり、文化財保護法第125条に基づき所定の手続きが必要となる。そのために史跡の現状変更などの取扱基準については表11、表12、表13に定めたとおりである。

現状変更に関する許可に関しては、その権限を有する文化庁長官や羽曳野市が法令で定められた基準や保存活用計画などに従って判断する。またその運用については、適宜、国や府と協議し指導や助言を得ながら適切に対応する。

(2) 現状変更の取扱方針

史跡の現状変更などについては、史跡の本質的価値の明確化、回復や向上に係るもの、またその適切な保存や活用、調査研究を目的として実施する各種調査と整備以外は、原則として現状変更を認めない。

遺跡の保存・保護などに関わる樹木管理や防災対策など、緊急かつ必要不可欠な行為と認められる場合については、協議の上、現状変更を認める。また史跡の活用や啓発などのために必要となる便益施設や説明板、公共物（インフラ整備）、宗教施設などの設置、改修、撤去、移設を除き、原則として認めない。またこれらの改修などの工事については、遺構や景観に影響を及ぼさないように配慮することが条件となる。

(3) 現状変更などの取扱基準

① 取扱基準の設定

a. 文化庁長官の許可を要するもの

文化財保護法125条1項で定める、史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、

保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

史跡通法寺跡における現状変更許可申請に対象となる具体的な行為については表11を参照されたい。

b. 羽曳野市が許可を下すもの

文化財保護法第184条第1項第2項に定める規定については、都道府県または市の教育委員会がその事務を行うこととなっている。

従って文化財保護法第125条による現状変更許可申請が必要なものうち以下のものについては文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、羽曳野市教育委員会が行う。

史跡通法寺跡においては以下の事項が該当する。(詳細は表12参照)

○ 文化財保護法施行令第5条4項1号イ

仮設テントなどの小規模建築物(120m²以下、2年以内)の設置されるものの新築、増築又は改築……………イベントの仮設テントなど

○ 文化財保護法施行令第5条4項1号ロ

小規模建築物の新築、増築又は改築(50年以内の小規模建築物に係るものに限る。)……………門長屋

○ 文化財保護法施行令第5条4項1号ハ

工作物(解説板・サイン・柵など)の設置、改修、撤去(土地の形状を変えないもの)
……………解説板・サインの改修・撤去など

○ 文化財保護法施行令第5条4項1号ニ

史跡天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
……………史跡通法寺跡の指定年月日などを表示する看板や石碑の設置

○ 文化財保護法施行令第5条4項1号ホ

電柱、電線、排水施設他これらに類する工作物の設置又は改修……………電柱・排水施設など

○ 文化財保護法施行令第5条4項1号ヘ

建築物の除却(50年を経過していないもの)……………トイレの除却

○ 文化財保護法施行令第5条4項1号ト

樹木の伐採・剪定(伐根を伴わない)……………竹林や高木の伐採および剪定に伴う樹木管理

- 文化財保護法施行令第5条4項1号チ
史跡保存のために必要な試験材料の採取
……………墳墓の盛土状況確認のための地盤調査など(ボーリング調査)

c. 現状変更申請の許可を要しないもの

文化財保護法第125条のただし書きに「維持の措置または非常災害のために必要な応急措置現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と明記され、現状変更許可を要しないとされている。

史跡通法寺跡における許可を要しない事例を列挙し、表13にまとめている。なお、許可を要しない場合でも、文化庁が許可権者とされている行為は含まない。

○ 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名称天然記念物又は史跡名称天然記念物の現状変更などの許可申請に関する規則」の第4条にその範囲が明記されている。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更などの許可を受けたものについては、当該現状変更などの後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

○ 非常災害時における保存管理への応急措置

地震や台風・大雨などによる災害時に史跡の管理者などが実施する、遺構や遺跡のき損などの未然防止や拡大防止のための応急措置。

○ 保存に影響を及ぼす行為が軽微なもの

史跡地の日常管理や住民生活上の宗教行為(地蔵盆などの行事など)に伴う必要な小規模仮設工作物の設置、撤去、枯損木の撤去や草刈りなど。

表11 現状変更などの許可を要する行為（文化庁長官の許可を要するもの）

許可区分	行為の内容	史跡通法寺跡で予想される事例		関係法令
		境内エリア	墓所エリア	
文化庁	1 建築物の改築、修繕、除却(50年を経過したものの)	建築物の改築		法第 125条 1項※
	2 工作物(解説板・サイン・柵・電柱・排水施設など)の設置、改修、撤去(土地の形状を変えるもの)	解説板・サイン・電柱・排水溝の改修および新設など	解説板・サインの改修および新設、改修	
	3 発掘調査など学術調査	頬義墓、本堂跡などの発掘調査	義家墓・頬信墓などの発掘調査	
	4 樹木の植樹、伐根を伴う伐採・剪定	竹林や高木の伐採および剪定に伴う樹木管理		
	5 地下遺構に影響を与える重量物の搬入や通行	整備工事などでの大型機械の搬入		
	6 土地の形状変更を伴う整備	防砂工事・石垣の修復など	防砂工事	
	7 石造物の修繕・薬剤処理	石垣や墓石の据え直し 基壇、石垣などの整備工事	燈籠・墓石などの整備工事	
	8 通路の改修、補修、舗装(土地の形状を変えるもの)	歩道および史跡内搬入路の改修など	通路の修理・改修	

※文化財保護法

◎その他、懸案事項については文化庁と協議すること。

表12 現状変更などの許可を要する行為（羽曳野市が許可を下すもの）

許可区分	行為の内容	史跡通法寺跡での予想される事例		関係法令
		境内エリア	墓所エリア	
羽曳野市	1 小規模建築物(二階建て以下、120m ² 以下、2年以内)の設置されるものの新築、増築又は改築	仮設建物の設置		文化財保護法 施行令 第5条4項1号イ
	2 小規模建築物の新築、増築、改築又は除去(50年以内の小規模建築物に係るものに限る。)	門長屋の改修		文化財保護法 施行令 第5条4項1号ロ
	3 工作物(解説板・サイン・柵など)の設置、改修若しくは除去(土地の形状を変えないもの)	イベントの仮設テント、机、いすなどの設置 解説板・サインの修繕・改修・撤去	解説板・サインの修繕・改修・撤去	文化財保護法 施行令 第5条4項1号ハ
	4 道路の舗装若しくは修繕(土地の形状を変えないもの)	歩道・進入路の舗装・修繕	頬信墓へ向かう木製橋の補修	文化財保護法 施行令 第5条4項1号ハ
	5 史跡天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却	史跡通法寺跡の指定年月日などを表示する看板や石碑の設置		文化財保護法 施行令 第5条4項1号ニ
	6 電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管他これらに類する工作物の設置又は改修	電柱・排水施設、水管の改修		文化財保護法 施行令 第5条4項1号ホ
	7 建築物の除却(50年を経過していないもの)	トイレの除却		文化財保護法 施行令 第5条4項1号ヘ
	8 木竹の伐採(伐根を伴わない)	竹林や高木の伐採や剪定に伴う樹木管理		文化財保護法 施行令 第5条4項1号ト
	9 史跡保存のために必要な試験材料の採取		墳墓の盛土状況確認のための地盤調査(ボーリング調査)など	文化財保護法 施行令 第5条4項1号チ

※その他、定めのない行為については羽曳野市教育委員会と協議すること。

表13 現状変更許可を要しないもの

行為の区分		史跡通法寺跡での予想される事例		関係法令
		境内エリア	墓所エリア	
1	維持の措置	害虫による樹木の被害拡大防止のための伐採、除去 豪雨によって生じた溝やくぼみの埋め戻しによる現状復旧	獣害(イノシシ)による地表面の掘り起こしによって生じたくぼみの埋め戻しによる現状復旧	
2	非常災害時における保存管理への応急措置	屋根瓦の崩落に伴う瓦の除去および屋根の養生措置 立ち入り禁止柵などの仮設物の設置 土砂の除去 遺構のき損を防止するための土嚢やブルーシートなどの保護	斜面の崩落や流出に伴う養生など	法第125条のただし書き 規則第4条※
3	保存に及ぼす影響が軽微な行為	害虫防止のための薬剤散布		
4	日常管理	地蔵盆などの宗教活動上、必要な用具の設置や撤去 日常清掃、見廻り 草刈りや草むしり、枯損木の除去、枝下しなど	法要などの宗教活動上、必要な用具の設置や撤去 日常清掃、見廻り 枯損木の除去、枝下しなど	

※特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請に関する規則

第4節 追加指定・公有化

(1) 追加指定

史跡通法寺跡については、境内地および墓所エリアに分かれている。周辺地についてはほぼ私有地となっているが、墓所エリア周辺の大半は太子町域となっている。今後の調査の進展によっても左右される部分はあるが、追加指定の候補地としては次の3ヶ所が挙げられる。

- ① 史跡北丘陵エリア
- ② 史跡東エリア
- ③ 墓所周辺エリアの通路部分

①については丘陵頂きの西側に稻荷社が存在していた。本格的な調査が実施されていないため定かでないが、通法寺との関連性が考えられる。現状は竹林となっている。追加指定するには私有地であるため、土地所有者と協議、調整を図る必要がある。またその東側には通法寺裏山古墳が位置する。古墳については別途、追加指定して公有化を図るために調査が始まっている。(石川流域の前期古墳)

②についても絵図などから寺務所や祈祷所などの建物が存在していたことが読み取れ、寺域であったことが明瞭となっている。しかしその寺域の東限については定かでない。現状は果樹園や畠地となっている。①同様に私有地であるため、今後追加指定を実施するためには土地所有者との協議、調整が必要となってくる。

③については大部分が太子町域となっており、一部境内地と墓所をつなぐ通路のみが羽曳野市域となっている。すでに公有化されているため、今後追加指定を進めて行くことが必要となってくる。墓所エリア周辺においては適宜、取扱いについて太子町と協議するための協議会の設置を検討する必要がある。

(2) 公有化

今後公有化を図る地域としては、史跡北丘陵エリアと史跡東エリアとなる(図51参照)。両エリアとも絵図では通法寺跡の寺域である可能性が考えられる。

史跡北丘陵エリアの追加指定部分の所有者は2名であり、それぞれ協議および調整を図っていくこととなるが、少なくとも稻荷社が現存した部分の公有化が優先される。他方、史跡東エリアについては絵図などからエリアすべてが寺域の可能性が考えられる。このことから協議や調整の進捗にもよるが、公有地化の順序としては、史跡東エリア→史跡北丘陵エリア(西側)→史跡北丘陵エリア(東側)となる。

これら公有化については、通法寺跡の寺域であることや通法寺に関連する遺構が発掘調査などにより明確になることが前提となるが、発掘調査においても所有者との協議を図り、承諾を得られた部分から計画的に進め、公有化を図っていくことが望まれる。また、公有化面積が比較的広いため、公有化を計画的に進めて行くことが重要である。

第5節 防災計画

史跡通法寺跡に関する災害としては、台風や大雨などの水災害、山地に位置するため山火事、またはイノシシなどの獣害やクビアカツヤカミキリによる虫害、地震による土砂崩れなどが考慮される。

これらの災害によって地形や環境の変化、建築物や遺構のき損などが生じた場合、それ以上のき損の抑止や迅速な復旧に努めることが求められるため、想定される事態に対処できるように対策を講じる。

(1) 非常災害時の対応

○ 台風や暴風雨などの水災害

現地の確認を行い、防災マニュアルに遵守しながら、地域住民などに被害が及ばないよう建築物や遺構への立ち入りを制限するために防護柵の設置や土嚢やブルーシートなどにより遺構を保護する応急的な措置を講じる。また倒木や危険木の除去を適切に行う。

○ 地震や台風などによる土砂災害

市の関係機関と連携を取り、人的被害がないか確認したうえで、被害防止のため周辺の立ち入りを制限し、柵などで立ち入り禁止区域を設ける。また遺構の埋没やき損拡大を防止するため、土嚢やブルーシートなどで応急的な措置を図る。

○ 獣害、虫害による被害

市の関係機関と連携を取り、被害の状況を確認し、農林水産省の獣害対策マニュアルに従って適正に対処するようにする。獣害の場合は、電気柵や捕獲機の設置、虫害の場合はネットを樹木の幹に張り付けたり薬剤散布など、被害が拡大しないように対処する。

(2) 非常災害時のマニュアルの作成

羽曳野市地域防災計画の遵守し、史跡通法寺跡に特化した防災マニュアルの作成の検討が必要である。史跡内の地形やこれまでの災害などを含め総合的に勘案した内容にする。

○ 水災害・土砂災害

- ・ 山門や鐘楼の屋根瓦の落下防止
- ・ 境内エリアの北側斜面の土砂流出
- ・ 墓所エリアの通路部分の崩落

○ 獣虫害被害

- ・ 境内地の桜など(すでに大部分が枯損している)
- ・ イノシシなどによる地面の掘り返し

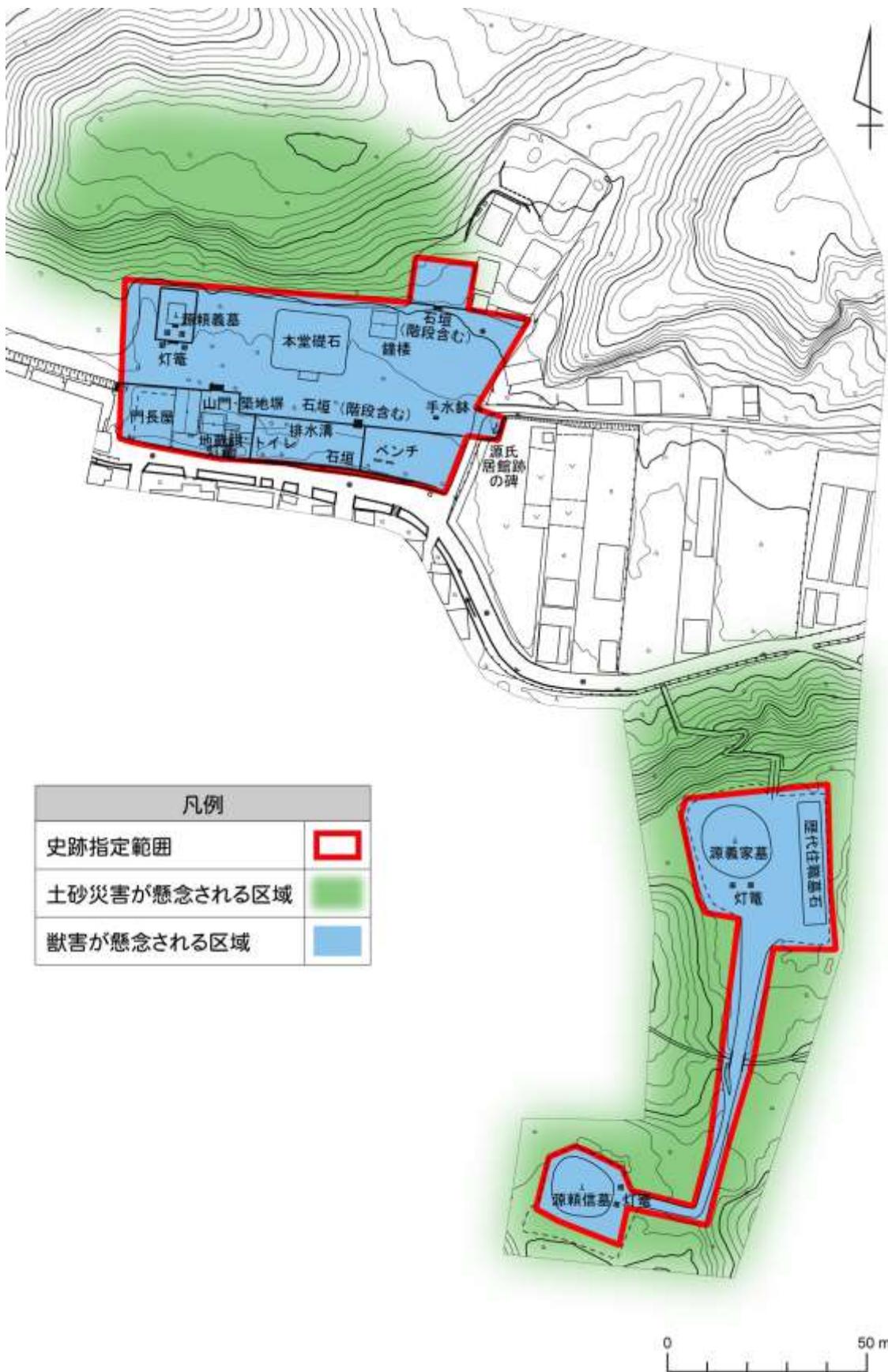


図66 史跡指定範囲および周辺地における土砂災害や獣害が懸念される区域

第7章 史跡の調査

第1節 調査の現状と課題

(1) 石造物 (墓石・燈籠など)

① 現状

◇ 墓石

通法寺境内地東南丘陵上(墓所エリア)の頼信墓および義家墓に近接して建立されている。頼信墓周辺には4基の墓石が存在し、1基は通法寺の再建に尽力した大僧正隆光の墓石である。この墓石は砂岩製で、剥離、亀裂など劣化がかなり進んでおり、現在番線で補強している状態である。その他、権僧正龍岳(通法寺住職(享保年間)・護持院住職)と陰刻された無縫塔1基、壺井八幡宮の神官とその妻と思われる墓石2基が存在する。これらの墓石は砂岩製であるが剥離や亀裂などではなく、風化もあまり進んでいない。

義家墓の東側には20基の墓石とその東側に石仏や一石五輪塔などがまとめられた場所が存在する。墓石は通法寺歴代住職のものと考えられ、残存状況はやや風化が進んでおり、一部の砂岩製墓石は剥離や亀裂が認められる。ただし、花崗岩製の墓石については風化や剥離などは認められない。また五輪塔の各輪の組み合わせが合っていないものが多々見受けられ、おそらく廃仏毀釈によって倒壊したものを、その後に積み直したことに起因するのではないかと思われる。

◇ 燈籠

頼義墓に6基(石柵内2基:小型、石柵外4基:大型)、頼信墓に2基(中型)、義家墓に2基(中型)、山門前に1基(中型)存在する。江戸時代に再建され設置されてから頼義墓については絵図などでは大型燈籠4基が基壇の下に配置されていたが、明治28年の絵図も同様であることから、それ以降に現在の場所に移設されたものと考えられる。これらの大型燈籠は剥離や亀裂などは確認できないが、部分的に欠損しており後世に復旧されている。また宝珠と笠をモルタルのようなもので接合して安定を図っている箇所も確認できる。

頼信墓および義家墓の燈籠については文化年間に設置されたものであり、その刻印が見られる。全体的に劣化が進んでおり、笠部の一部が欠損しており後世に補修している箇所が見られる。また宝珠と笠部をモルタルで接着しており、過去に倒壊したか宝珠部分が落下した可能性が考えられる。

◇ その他石造物

通法寺と刻印された石槽(手水鉢)については、底部がやや埋没しているが、安定した状態にある。

また山門前の地蔵堂に安置されている石仏3体(内、一体は砂岩製、二体は凝灰岩製)がある。凝灰岩製のものについては縁石を転用している可能性があり、削り出して様相を作り出している。

② 課題

- ◎ 本格的な調査が実施されておらず、手つかずの状態であるため墓石や燈籠などの状態の観察やその整備に向けての実測図、写真撮影、デジタル測量などの記録作成が必要となる。またそれに合わせて刻文の拓本、石材の種類の確認など、石造物の状況や状態を把握することも必要である。
- ◎ 石造物から読み取れる情報を基に通法寺の歴史的背景の検討が必要である。これは通法寺跡の本質的価値を明示する三代墓が守護されてきた背景を考えるうえで重要な位置付けとなる。くわえて歴代住職の墓石の築造時期から在職期間を割り出し、江戸時代における通法寺の経営状況を把握することも課題となる。
- ◎ 砂岩製の石造物については劣化や風化が進んでいるため、後世に残し伝えていくためにも保存処理が必要である。
- ◎ 課題としてあげた項目を調査計画に基づいて実施する必要である。

(2) 建築物

① 現状

元禄13年(1700)に再興された通法寺において、山門、築地塀、鐘楼、長屋門が残存している。長屋門については明治以降の改築などによって現代的な建物へと変化している。山門は、鐘楼とともに老朽化が進んでおり、近年では大雨や台風など水災害によって瓦が落下するなど修理工事が必要な時期に来ている。

◇ 山門

1間1戸の薬医門形式で、墓股などの意匠などから創建時のものと思われるが、他方鬼瓦名の延享元年(1744)を創建とする説もある。

所々に補強痕跡があることから創建以降も折々で修繕が施されていたことが理解できる。近年の自然災害などで屋根瓦の劣化が進んでおり、しばしば落下している状況にある。現在は大棟の瓦の落下と雨のしみ込みを防止するために防水シートによって一時的に応急処置を施している。

建立以降も修繕の痕跡がうかがえる。

◇ 鐘楼

鐘楼は平面約5.5m×5.7m、高さ約15mの切妻造、本瓦葺、方一間四方の吹き放しの建物で、鐘楼としては府下最大の規模である。鐘については、大阪城内にあった時を告げる大太鼓を豊臣秀吉が通法寺に拝与したという言い伝えがあるが、現在鐘はなく、その所在についても明らかでない。

基壇は切込接布積で、2段から3段に積み込まれている。現在基壇表面はモルタルが塗布されているが、部分的に基壇の石材が見えている。屋根は山門同様、瓦が剥がれ落下している箇所も見られる。以前は瓦の落下防止ネットを張っていたが、現在は取り外している。内部には比較的新しい補修痕も確認できる。

建立以降も修繕の痕跡がうかがえる。

② 課題

- ◎ 山門、鐘楼とも近年の水被害によって瓦が落下するなど、その劣化やき損が顕著となっている。くわえて躯体についても本柱や控柱の根本が腐朽している箇所が見られるなど全体的な調査が必要である。
- ◎ 整備などにより修理する前提となる正式な建築図面の作成が必要である。またその場合、創建から現在までの修繕箇所やその履歴などを確認する必要がある。
- ◎ 古文書や絵図など史料調査を継続し、修繕や修理などの資料を得る必要がある。

(3) 埋蔵文化財

① 現状

現在の史跡範囲は、昭和32年に国史跡として指定されて以来、追加・変更などではなく、指定時のままである。江戸時代などの絵図を確認すると、寺域は指定範囲よりも広く、およそ6～7割ほどが現在指定されているものと考えられる。現在の外観は、江戸時代に徳川綱吉の命によって再建されたもので、平安時代の状況はよくわかっていない。平安時代と考えられている遺構としては、源氏三代墓、本堂基壇などが挙げられるが、それについても平安時代の遺構かどうかを現状で見極めることは難しい。

◇ 石垣

再建当時の通法寺の寺域を示す石垣については、全体的に埋没しているため目視できない部分が多い。1段目では山門周辺で3段ほど残存しているが、道路に面した場所では1段程度しか残存していないうえ、欠損している箇所も見られる。1段目と2段目を画する石垣については、山門正面の階段辺りで5段ほどが目視できる状態である。しかしながら東に向かうにつれ北側の丘陵からの流土によって上部まで埋没している。

境内地北側の石垣についてはほぼ埋没している状況にあるため、残存範囲が不明瞭となっている。同様に境内地の突出部(石丸神社跡地)についても絵図では周囲に石垣が見られるが、階段周辺部分を残して現状では埋まっているためか確認できない。

◇ 頼義墓

東西9m、南北12m、高さ1.3mの3段以上の石垣で築かれた基壇のやや中央に、東西5m、南北5.5mの石柵が設けられ、その内側にわずかな高まりが見られる。基壇は北側の丘陵からの流土により後面はほぼ埋没し、前面は2～3段確認できる。部分的に樹木によって石垣がずれたり浮いたりしている。

また石柵の内部では樹木が徒長しており石碑や石燈籠が根の隆起によって部分的に傾いている。

◇ 本堂跡礎石

東西15m、南北14.5m、高さ0.5mの基壇を形成し、桁行5間、梁行4間の建物が復元できる。礎石はほぼ残存しており、その配置から外陣、内陣、脇陣が復元できる。基壇周囲の礎石については基壇の盛土が流出し、礎石の側面が露わになっているものも確認できる。一方本堂北側は丘陵からの流土によって基壇の高まりがなく、埋没している状況である。

本堂前面の向拝については部分的に石材が欠損しているが、擬宝珠柱台石が両側に残る。ただし、絵図に見られる基壇周囲にめぐる縁石は現状、確認できない。

◇ 石丸神社跡・拝殿跡・鳥居跡・放生池跡

絵図に描かれている石丸神社とその拝殿、鳥居および放生池については除却されたり埋没したりしていて確認できない状況にある。ただし、放生池の法面に葺かれた石材の一部と考えられるものが露出している。

◇ 頼信墓

直径13m、高さ3.5mの円形状の墳墓で、塚の周囲には幅約1mのくぼ地がめぐる。墳頂は石柵で囲まれ、絵図では前面拝所から墳頂へのぼる階段が設置されていたが、現状は流土により埋没しており目視できない。

墳墓周囲には石垣が巡らされているが、盛土の流出によりおよそ半分は埋没している。くわえて石垣が欠損したり崩落したりしている箇所が見られる。また墳墓上の樹木の高木化、肥大化によって墳丘を傷めている状況にある。

◇ 義家墓

直径17m、高さ5mの円形状の墳墓で、頼信墓と同じく墳丘の周囲に溝が巡る。樹木の根による墳墓の劣化が進んでおり、周囲に巡らす石垣については崩落、欠損している箇所が見られる。

墳墓の墳頂は四角く石柵で囲まれている。絵図などでは墳頂部へ向かうために墳丘部斜面に階段が設置されていた。現在は墳丘の盛土によって埋没したか、撤去されたか不明である。

② 課題

- ◎ 江戸時代と平安時代の遺構がどのような状態で存在するのか確認する必要がある。
- ◎ 墳墓については、本質的価値の確認や今後の整備の方向性を知る上においても調査する必要がある。
- ◎ 通法寺の寺域については、絵図などから本来の指定範囲よりは広く、今回設定した史跡北丘陵エリアおよび史跡東エリア部分も含まれることが考えられるため、その範囲を確定するためにも史跡指定に向けた調査を実施する必要がある。
- ◎ 石丸神社跡や拝殿跡、放生池など、絵図に描かれている建物などの確認が必要である。

第2節 調査の基本方針

史跡通法寺跡の現状と課題を踏まえ、大綱を基本理念に即して、史跡の保存や整備の観点から各調査についてその基本方針を設定する。

(1) 石造物

- ・ 調査計画に基づき令和13年まで調査を実施する。(表16参照)
- ・ 墓石・燈籠などの実測図の作成や写真撮影によってその状態を把握する。
- ・ 保存整備および啓発資料作成に向けたデジタル測量を実施する。
- ・ 刻文解説によりその歴史的背景を考察する。
- ・ 補修・修繕方法を検討する。
- ・ 調査成果を報告書として刊行する。

(2) 建築物

- ・ 改築・修繕の基礎資料となる実測図を作成する。(表16参照)
- ・ 各部材の状態の把握とこれまでの修繕箇所の確認を行う。
- ・ 令和8年度から策定する整備基本計画と並行して修復工事を実施する。
- ・ 調査成果を報告書として刊行する。

(3) 埋蔵文化財

- ・ 令和6年度～令和15年度まで調査計画に基づいて発掘調査を実施する。(表16参照)
- ・ 三代墓、本堂跡などデジタル測量によって正確な図面を作成する。
- ・ 寺域を含めた再建時の状況を復元できる資料の作成および追加指定のための発掘調査を実施する。
- ・ 調査成果を報告書として刊行する。

第3節 調査の計画と方法

(1) 石造物調査の計画と方法

① 調査計画

全体計画としては、令和6年度から令和13年度まで表16で示した通り計画的に調査を実施する。またこれらの調査は、石造物の現状把握や今後の修理・修復などの資料とする。

墓石については、令和6年度から令和8年度にかけて調査を行い、令和6年度は実測図、写真撮影、拓本を大阪大谷大学に業務を委託して進めている。令和7年度はオルソ測量、令和8年度は砂岩製墓石の修復調査を行う。

燈籠については、令和9年度に実測図作成、写真撮影、拓本作業を実施し、令和10年度にはオルソ測量を実施する。

その他、令和11年は石槽の実測、拓本、オルソ測量、令和12年には源氏館跡のオルソ測量、令和13年には地蔵堂の石仏の実測、写真撮影、オルソ測量を実施する。

② 調査範囲と方法

墓石については、義家墓の東にある20基、集合した石仏・一石五輪塔、頼信墓に近接して位置する隆光墓など4基、燈籠については、頼義墓に6基(石柵内2基:小型、石柵外4基:大型)、頼信墓に2基(中型)、義家墓に2基(中型)、山門前に1基(中型)、その他石槽(手水鉢)、源氏館碑などが対象となる。

調査は今年度から実施する予定で、令和6年は全墓石を対象とし、大阪大谷大学によって作業が進められている。

調査方法については、測量(実測図作成、記録写真、オルソ)、製作年代、石材の種類、銘文解説、墓石の復元(元の輪の順番)、き損状況の把握、修復方法など報告書としてまとめる。

③ 令和6年度調査成果(通法寺跡歴代住職墓調査概要報告)

通法寺境内の南に河内源氏源義家と頼信の墓所とされる高まりがあり、その脇に通法寺の歴代住職墓が並んでいる。歴代住職墓は、義家墓の東側にほぼ一列に整理される一群(YI地区)と頼信墓の南東側に並べられる一群(YN地区)がある。いずれも近世の所産であるが、完全に揃うものは数少ない。

以下、それぞれの地区毎に概略を述べることとする。なお資料の個別情報は別表にまとめており、銘文もすべてそこに記載した。

◇ 義家墓東地区(YI地区)

一列に整理されるものを北側から順に番号を付し、その東側に集められた石造物の残欠資料は記号を付して調査、記録した。ただし残欠資料はすぐに動かせるほど小さいものもあるので、その位置関係に意味は見いだせない。

1~19は歴代住職の墓石である。このうち13は明らかに中世後期に遡る一石五輪塔であり、一連の住職墓には含められない。残る18基の住職墓と推定される墓石群も、その配列はまちまちであり、かつほぼすべての資料で部材が抜けていたり、組合せが混乱していたりしている。そのため個々の銘文の価値は認められるものの、その段階の石塔としての形態を把握できる

ものではない。

歴代住職墓と捉えられるものをみると、YN地区にある「當寺中興」の大僧正隆光(享保九年／1724)より古いものが2基ある(大法師宣光／1705年、法印悠山／1707年)ことと、「當寺六世」とする法印俊栄の没年が享保十三年(1728)であることから、隆光は當寺中興の功績を残しているものの、第一世と捉えられていなかったとみられる。隆光はおそらく當寺5世であり、その先に4人が住持を務めていたこととなるが、隆光の代に通法寺を大きく整備したということであろう。そうなると、この時の整備がどういうものであったのかが重要な課題となるだろう。

以後は歴代の墓石を造営していったとみられるが、若干の欠落がある(7世、8世、12世、16世)。代数を記載しない墓石で歴代住持に該当する可能性のあるものもあるが、確定は難しい。ただ、その大半は花崗岩製の五輪塔である点は共通しており、中興とされる隆光の石塔のみが砂岩製かつ宝篋印塔を採用している。歴代墓の最新は21世の五輪塔で明治三年(1870)銘となり、この塔のみ空風輪以外は当初の部材を揃えているようである。

また銘文で興味深いのは、僧侶の出身地を記載する点である。大和柳生や尾張国のはか、信州、越後、武藏など関東から中部北陸方面出身者の墓石もあり、遠隔地から通法寺住持として指名され赴任してきたことが窺える。

東側に集められた石造物の残欠は22基を確認し、その中には中世に遡るもののが含まれている。銘文のある一石五輪塔では、文明十六年(1484)、天文元年(1532)、天文十八年(1549)、天文廿三年(1554)、弘治三年(1557)など15世紀後半から16世紀中頃のものがあり、五輪塔の地輪では応永十三年(1406)銘のものも確認できた^(※)。いずれも砂岩製であり、歴代墓が花崗岩製を主体としていることから、石材利用に時期差を見いだすことが指摘できる。

なお一石五輪塔のうち天文元年銘塔は「隋心寺殿□□」とあり、この法名から畠山義宣(義堯／よしたか)であるとの指摘がある。畠山義宣は室町幕府の管領で、河内・山城の守護代。木澤長政を飯盛城に攻めたが、長政の援軍一向一揆の衆に破られて高屋城へ入り、石川の道場で長政の兵に発見され自刃したとされている。その日が享禄五年六月十七日とされ、その七月末に天文に改元されたことから、没後少しの時間を置いて墓石の造営になったものと推測されている(由井1940)。法名、没年月日が一致しており、供養対象者が特定できる石塔としてきわめて貴重な資料といえる。

なお、中世末の一群の最新年代が弘治三年(1557)であるのに対して、歴代住職墓とみられる墓石の最古の年代が宝永2年(1705)であることから、少なくとも150年近い開きがあり、両者に連續性を認めるのは難しい。

(※)『羽曳野市史』には今回確認できなかった一石五輪塔が2基記載されている。弘治四年(1558)銘と元龜三年(1572)銘のものである。周辺に埋もれているか、斜面下へ転落した可能性があるので今後探索の必要がある。

◇ 賴信墓南東地区 (YN地区)

4基の石塔があるが、最古は、中興の隆光和尚の宝篋印塔(享保九年／1724)である。その脇に並ぶのは櫛形墓標2基で、明治八年(1875)と十年(1877)の銘がある。注意すべきは明治八年銘のもので、権禰宜とあり俗名で記載される。21世の没年が1870年だから、本来なら22世となるべき人物だった可能性があるが、神官となっていることは注意すべきことで、通法寺が廃寺となり神社へと形を変え、住持も神官になることを余儀なくされた可能性が高い。横に

並ぶ明治十年銘の楕形碑は、上記権爾宜中山正文の妻のものである。この脇に大きな卵塔があるが、年号の記載がなく歴代住持との関係は不明である。

◇ まとめ

上記に示したように両地区とも課題は多い。以下にいくつか気になる点を指摘して簡単なまとめとしたい。

歴代住職墓と推定されるYI地区で南北一列に並ぶ石塔群の配列が、歴代順に並んでいない点と石塔の組合せが大きく異なっている、もしくは部材が欠落している点(失われた部材のうち丸い形態のものが少ないという特徴もあるがその理由は不明)から、ある段階で別の地点から移転してきた可能性を考える必要がある。墓石の最新年代が1870年であり、その石塔は空風輪を除いて揃っていることから、この塔のみ当初からこの位置に造営された可能性を残しているといえよう。どうあれこの頃(明治初年)に通法寺は神仏分離令にしたがって廃寺となり、歴代住持墓はこの時に移転を余儀なくされたことが考えられる。

また続く墓石は権爾宜となっており、僧侶は神官へと立場を変えたことが推測され、ここにも神仏分離令の浸透が確認できる。

また、歴代墓以前で中世に帰属する石塔の性格も検討する必要がある。記載される年号の開きが大きく、単純に歴代住持の系譜を遡るのは難しく、これらの墓石はどういう人々のもののかが課題になってくる。その点で「隋心寺殿」が畠山義堯(義宣)とする意見はかなり有力であるが、戦国武将で室町幕府の管領を務めた人物としてその墓石のサイズがあまりにも小さいと思われるだろう。しかし、戦国武将の墓は近世に入って顕彰されたものを除くと小型のものが主体を占める傾向にあり、墓石全体の歴史的な流れから見ても特に矛盾するものではない。この点から中世後期に属する石塔は、この畠山氏に関係する石塔の可能性が強くなったといえよう。また、これらも旧位置を保つものではないので、旧在地の特定が課題として残る。

當寺中興として早くから注目されている隆光が、近世通法寺住持の初代ではなさそうで先にも指摘したとおり5世くらいに該当する。通法寺が創建後しばらくして大きく整備された可能性を思わせるものである。これがどういう行為に該当するのか俄かには決し難いが、『河内名所図会』に掲載されるような源氏三代墓を環境整備した時期に該当するのかも知れない。境内の調査と源氏三代墓周辺の調査を踏まえながら、名所図会などとも比較検討を加える必要があるだろう。

今回は歴代住職墓を中心に実測と拓本採取を行い、銘文の書き起こしと個々の一覧表の作成を中心として整理した。今後行うべき課題は上記したいくつかの点に集約されるが、石塔個別の検討を深めることでさらなる課題が浮上することは間違いないところである。

さらなる補足調査を行いながら、検討を加えたいと考える。

【引用参考文献】

由井喜太郎1940「畠山義宣と高政の墓」『掃苔』第9巻第11号

【調査関係者】

狭川真一(大阪大谷大学文学部歴史文化学科教授)

木谷智史(大阪大谷大学大学院博士後期課程／太子町教育委員会)、大谷舞(大阪大谷大学大学院博士前期課程)、浅香天佑、戎谷翼、寒川大介、白井愛梨、中田樹輝(大阪大谷大学文学部歴史文化学科3回生)

実測図の浄書および図の編集は、(公財)元興寺文化財研究所に委託して実施した。

表14 通法寺 歴代墓地 義家地区 (YI)

〈 〉梵字 []推定判読 □判読不能

番号	塔種	石材	年号	西暦	銘文	組合せ	その他	備考
1	角柱碑	花崗岩	嘉永元年	1848	(正)〈ア〉法印良憲 (左)當寺第二十世 字智算越後產 (右)嘉永元戊申年 七月十九日卒			銘文:3面 背面無し
2	五輪塔	花崗岩 地輪:砂岩	延享五年	1748	(正)〈ア〉法印後楞 (左)延享五戊辰歲 □月二十九日寂 (右)〔武〕州柏壁町円意房 當寺第十世	水輪欠		銘文:3面 柏壁町は現在の埼玉県春日部市 石材破損あり
3	五輪塔	花崗岩	文政十年	1827	(正)〈ア〉法印澄正 (左)和尚法諱澄正字泰遷姓大杉 氏武州崎玉郡伊勢野邑之人 也甫歲十三得度二十有一交 衆豐山普學數年師性好梵學 悉疊諸章有其所難解必乃尋 (背)明師精益豐所以翻交盡〔吾〕而 撰摩多體文佛塗秘錄惟只 便初涉之婆心耳齡五十有六 臘漸領第一席幹事茲田文政 十歲丁亥秋辱 (右)台命榮遷當寺為第十七世鳴 呼命哉董席哉十旬計罹微疾 春秋五十有七如眠而化于時同 年臘十一日也葬塔干此矣 遺弟など誌	火輪以上欠		銘文:4面 讐:あだ 遷のしんによる 無し
4	五輪塔	花崗岩	文政十年	1827	(正)〈ア〉法印 精運 (左)師諱精運字便識武州 此企郡鹿飼村之人也 同州郡拐角泉村慈眼 院蘊染矣桂錫於豊山 (背)朝緣暮磨切積而住珠 光院及學頭藏金蓮蘭 若之後受 台命于當 寺住廿三年于斯文政 (右)十丁亥二月七日食時 無微恙鉢禪時壽七十 有二 弟子文誠謹誌	水輪欠 日付欠		火輪別物か 銘文:4面
5	五輪塔	花崗岩	無し	無し	(正)〈ア〉法印 實恕 (左)當寺第十九世 字實嚴下總產	水・空・ 風輪欠		銘文:2面 右背無し
6	五輪塔	花崗岩	享和元年	1801	(正)〈ア〉法印有央 (左)河内國通法寺 十四世 尾州教津房 (右)享和元辛酉年 七月廿八日入寂	水・空・ 風輪欠		銘文:3面 背無し
7	五輪塔	花崗岩	寛政三年	1791	(左) 實政三辛亥 〈ア〉法印實慶 十一月七日入寂 (右)大和柳生產 智教房 當寺第十三世 字實嚴下總產	水輪欠		銘文:2面 左背無し
8	檜形碑 +五輪塔火 +六角	花崗岩	宝暦八年	1758	(正) □〔國〕〔遠〕州 〈ア〉晚圓信士 不生位 〔前〕田兵八 (左)八月三日死 (右)宝暦八戊寅年			
9	五輪塔	花崗岩				地輪欠		銘文:無し 水輪別材

番号	塔種	石材	年号	西暦	銘文	組合せ	その他	備考
10	五輪塔	花崗岩	文化二年	1805	(正) 法印 <ア> 枝辯 (左)文化二乙丑年 六月十三日 (後)董入土砂密法七口御共口麻 巖心殿在法以元其資體 而日□□□□□□ (右)師本隆諱枝辯佐度產 □雜傍□眞光塔中而托鉢 □野之上州掛錫于豐山右 年如勅東都□生護國之□ 事存功也□方蒙 旨令■仕于當寺乃第十五世 也[莫]手知一期於芳月造□ □法資又將導詫□目來吊 而應其請矣■修光明神咒	水輪欠 空・風輪欠		銘文:4面 背銘文:要確認
11	五輪塔	基礎下から 二段まで: 花崗岩 その他:砂岩			(左)<ア> 法印信源 (右) 東武 當寺第九世 專春房	火輪 破損あり		銘文:2面 上部に石仏が 乗っており、接 合されている
12	五輪塔	台座・蓮台: 花崗岩 火輪:砂岩						銘文:無し
13	一石五輪塔	砂岩	文明 十六年	1484	火輪:阿 水輪:弥 地輪:□阿弥陀佛 陀佛 文明十六年十月十五日	空風輪欠		基礎:花崗岩
14	五輪塔	花崗岩	宝暦 十一年	1761	(正)<ア>法印秀譽 (左)當寺第十一世 〔遠〕州鎌田山假名觀理房 (右)于時宝暦十有一辛巳季 二月廿六日入寂	水輪欠 空・風輪欠		銘文:3面 背面無し 鎌田山は長 野県須坂市 カ
15	五輪塔	花崗岩 火輪:砂岩	享保 十三年	1728	(正) 享保十三戊申年 <ア>法印俊栄 九月廿二日 (左)信州松城領 遺第造立之 (右)假名良順房 富寺六世住	水輪以上欠 + 一石五輪塔 の火・水輪		銘文:3面
16	五輪塔	花崗岩 蓮台・空・ 風輪:砂岩	宝永 四年	1707	(正) 宝永四丁亥年 <ア>法印悠山 九月廿日	水輪欠		銘文:1面 正面のみ
17	舟形五輪塔 +基礎	花崗岩	宝永 二年	1705	(正) 宝永二乙酉年 佐州 <キカラバア>大法師宣[晃] □[生] 十月三日			銘文:1面 正面のみ
18	六角柱碑 (櫛形碑)	花崗岩 塔身:砂岩	天保 十二年	1841	(正)通法寺十八世法印演快 (後)天保十二辛丑年十二月廿七日 寂			銘文:2面
19	五輪塔	花崗岩	明治 三年	1870	水輪:<ビ> 火輪:<ラ> 地輪:(正) 法印 <ア> 慧亮 (左)明治三年 庚午四月 三日寂 (右)當山第廿 一世 字融道			銘文:3面 完存

番号	塔種	石材	年号	西暦	銘文	組合せ	その他	備考
					尾州之産			
a	一石五輪塔	砂岩	弘治三年	1557	火輪:阿弥 水輪:陀 地輪: 弘治三年 佛尺阿弥陀佛 九月三日	空・風輪欠		
b	一石五輪塔	砂岩	天文十八年	1549	火輪:阿弥 水輪:陀 地輪: 天文十八年己酉 佛重阿弥陀佛 八月九日	空・風輪欠		
c	一石五輪塔	砂岩	天文 □三年	1554 ?	火輪:阿弥 水輪:輪陀 地輪: 天文□三年 佛佳一房 十二月十日	空・風輪欠		天文廿三年カ
d	一石五輪塔	砂岩	天文 元年	1532	火輪:阿 水輪:弥 地輪:隋心寺殿□□ 陀佛 □文元年六月十七日	空・風輪欠		隋心寺殿以下 は弥陀カ 隋心寺院は島 山義堯(義宣) とみられる。
e	石仏+基礎		宝永 六年	1756	(正):天真道幻信士 宝永六日丑年九月六日 (背):和州瀧藏村 瀧田権平			
f	楕形碑	砂岩	文化 八年	1811	(正):〈ア〉 法印精信 不生位 (左):武州比企郡角泉村慈□院資 一 永昌房 (右):文化八辛未歳四月廿六日入 寂	基礎と塔身 別物		精:青の下が日 になっている 基礎:花崗岩
g	卵塔	花崗岩			〈ア〉 法印融賢			
h	五輪塔	地輪:砂岩			(正・西):〈ア〉 [應] [永] □ (左・北): 其阿弥 〈アン〉 (背・東):〈アク〉			
i	五輪塔 (風輪)	砂岩						
j	反花座	砂岩						
k	反花座	花崗岩						
l	五輪塔+ 一石五輪塔 火水	五輪塔 基礎, 地輪: 花崗岩 水輪:砂岩 一石五輪塔 火・水輪:砂 岩	嘉永 五年	1852	地輪:嘉永五壬子歳 十月十七日 江州彦根家中 不破氏座亮範房 一石五輪 火輪:阿弥 水輪:陀			水輪:バ四転 地輪 銘文:1 面
m	石仏	砂岩						
n	石仏	砂岩						
o	石仏	砂岩						
p	一石五輪塔 (火・水輪)	砂岩						
q	宝篋印塔 (笠)	砂岩						
r	一石五輪塔 (水輪以上)	砂岩						
s	五輪塔 (空風輪)	花崗岩						
t	五輪塔 (空風輪)	花崗岩						
u	反花座	砂岩						
v	五輪塔 (地輪)	砂岩	応永 十三年	1406	其阿弥陀佛 〈アン〉 応永十三年正月			hの下に埋まつ ていたもの

表15 通法寺 歴代墓地 賴信地区(YN)

番号	塔種	石材	年号	西暦	銘文	<)梵字		[]推定判読	□判読不能
						組合せ	その他	備考	
1	卵塔	塔身・反花 座: 花崗岩			塔身:權僧正龍岳				
2	櫛形碑	砂岩	明治 十年	1877	(正):中山室杉田氏之墓 (裏):明治十年十月十三日死			杉→枚 現物は久の一 画目と二画目 がつながって いない	
3	櫛形碑	砂岩	明治 八年	1875	(正):權爾宜兼少講義中山正文之墓 (裏):明治八年 九月三十日死 中山正法建之				
4	宝篋印塔 (隆光墓)	塔:砂岩 台石・基壇: 花崗岩	享保 九年	1724	台石:筑波山護持院第 十九世字英雲房 土州之人也延享 四歲次丁卯六月 十六日掩化曾住 通法精舍以故[塵] 遺骨於石丸山也 基礎:當寺中興 大僧正隆光 享保九甲辰天六月七日入寂			破損著しい: 相輪・塔身=亡 失、笠=隅飾り 全損(ほか大破、 基礎=表面の 剥落著しく本体 も分離してい る。 基礎下の受け 花は一具のも の(以上砂岩)	

墓石実測図および拓本

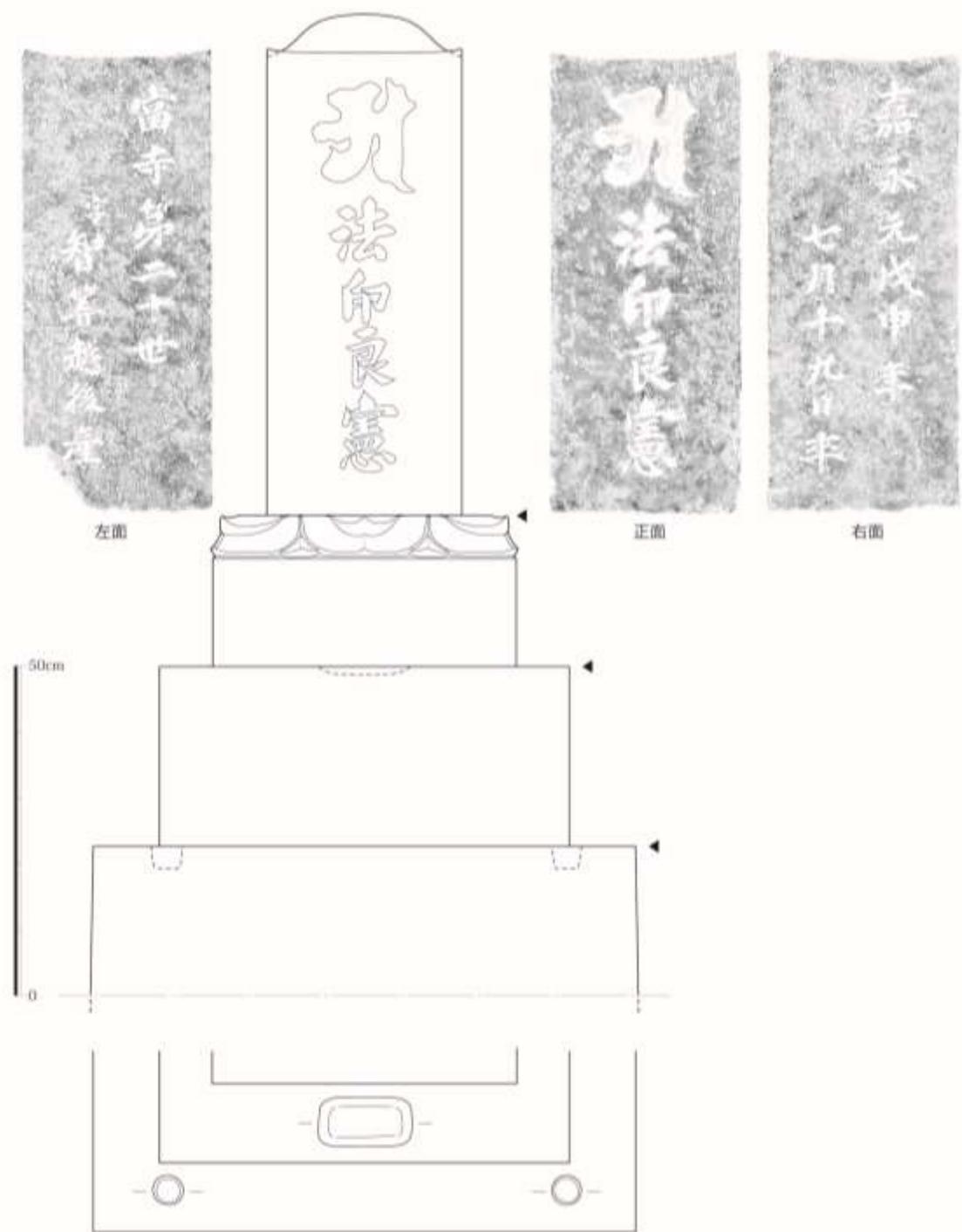


図67 墓石YI-1

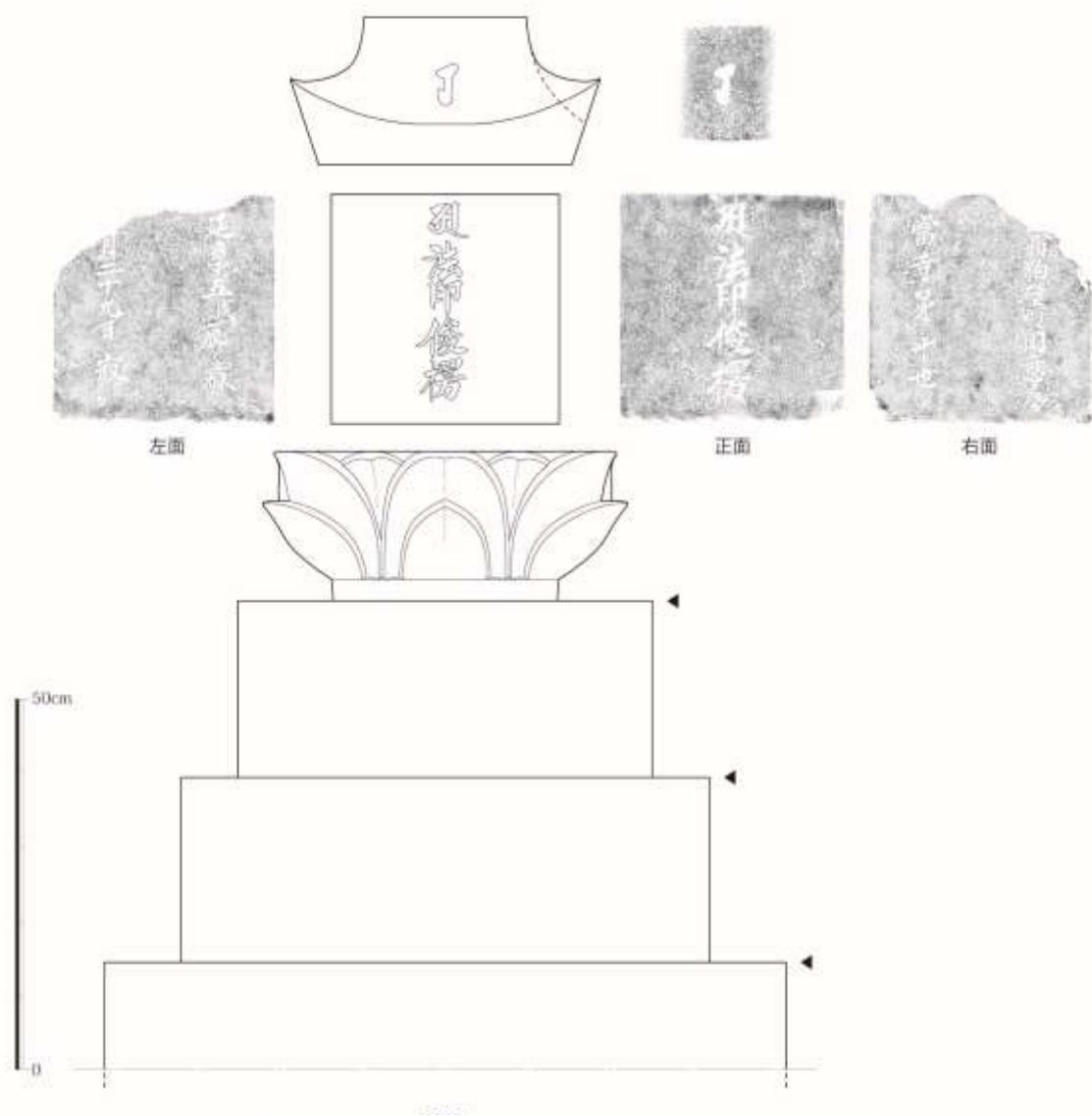


図68 墓石YI-2

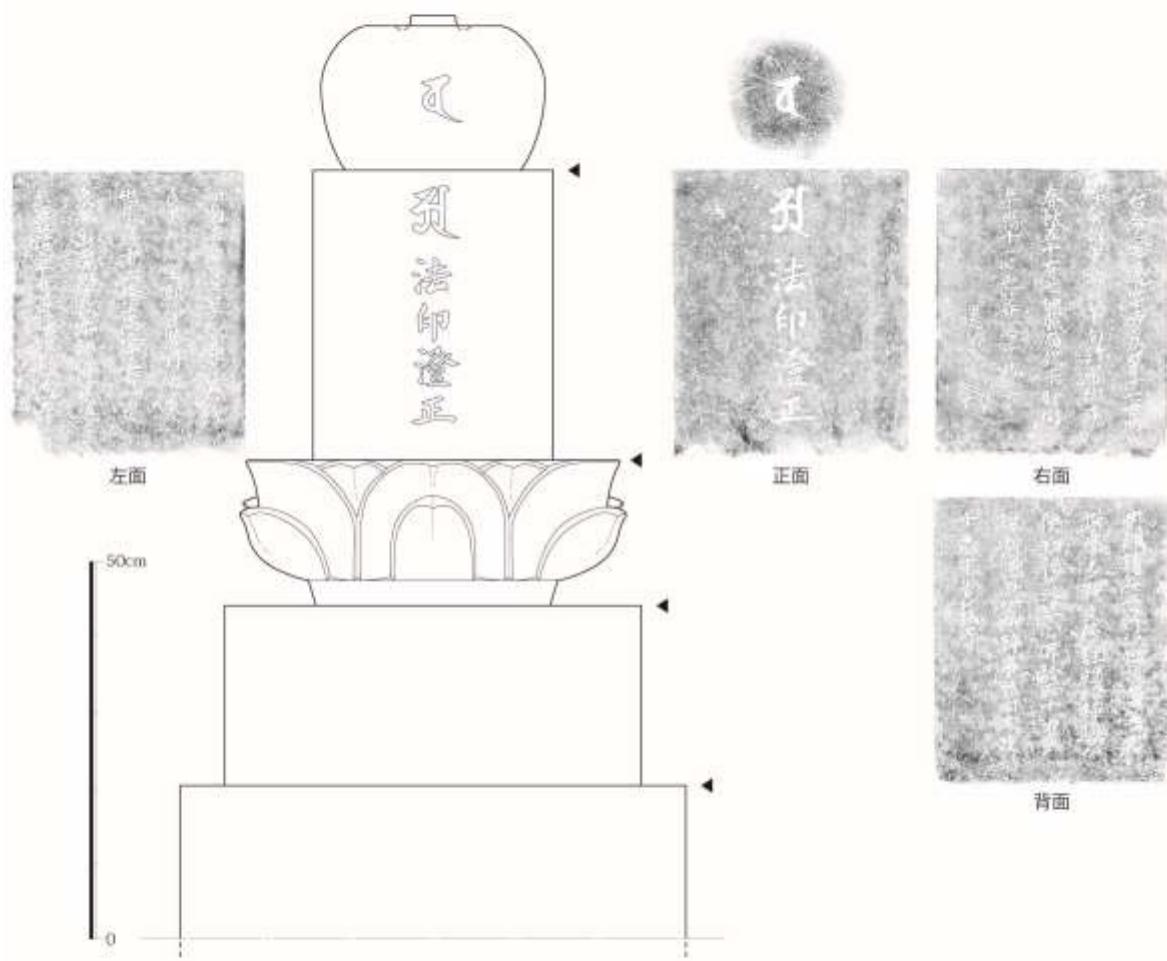


図69 墓石YI-3

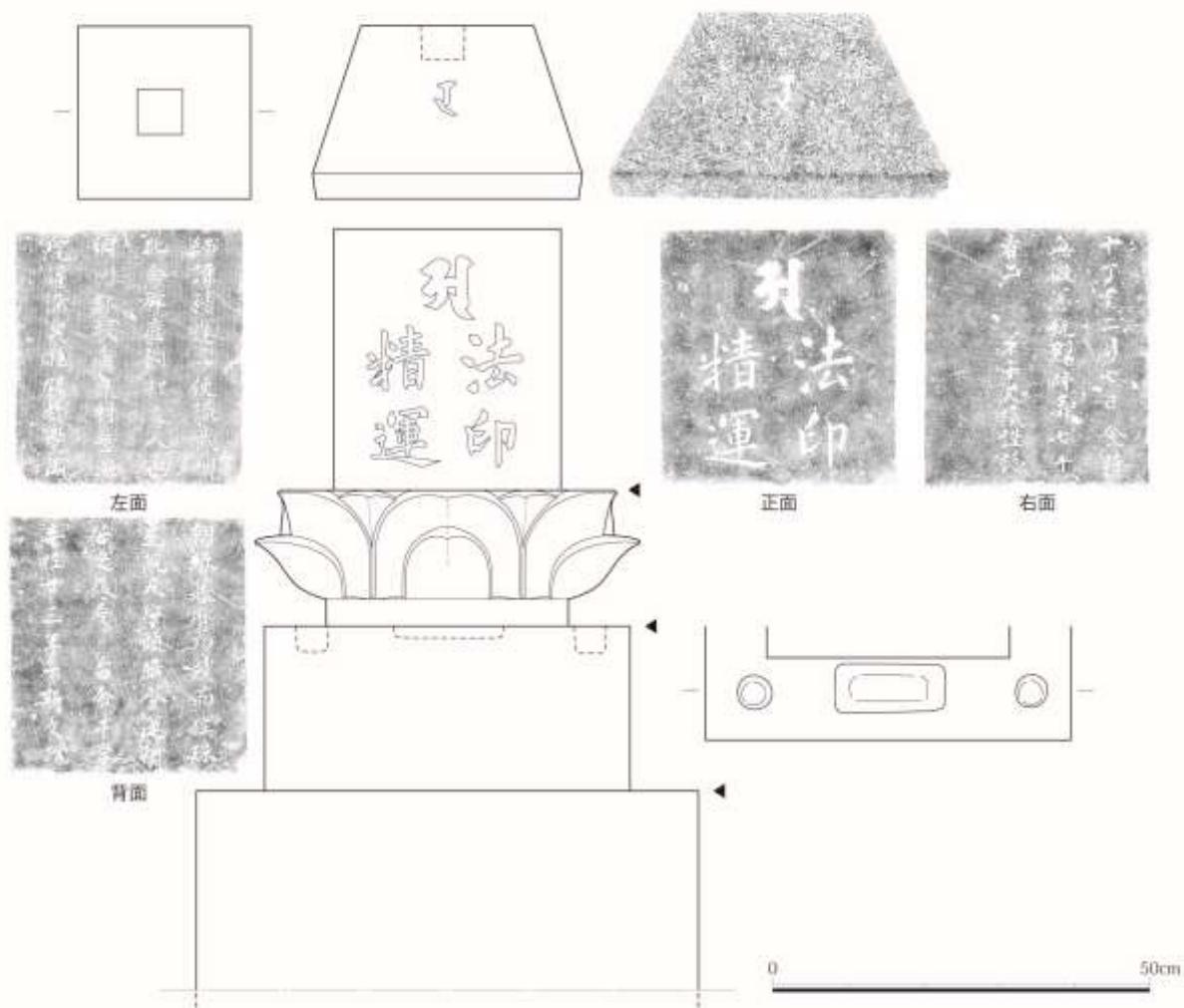


図70 墓石YI-4

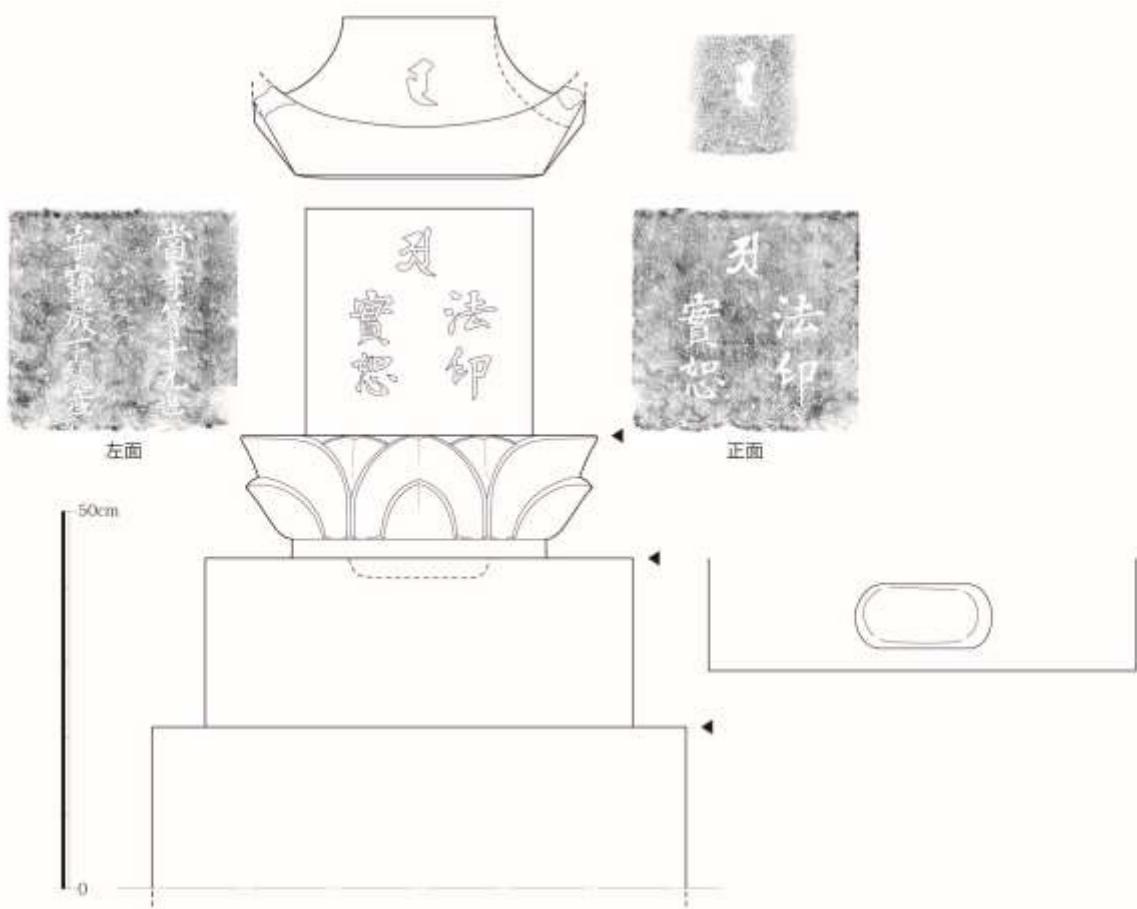


図71 墓石YI-5

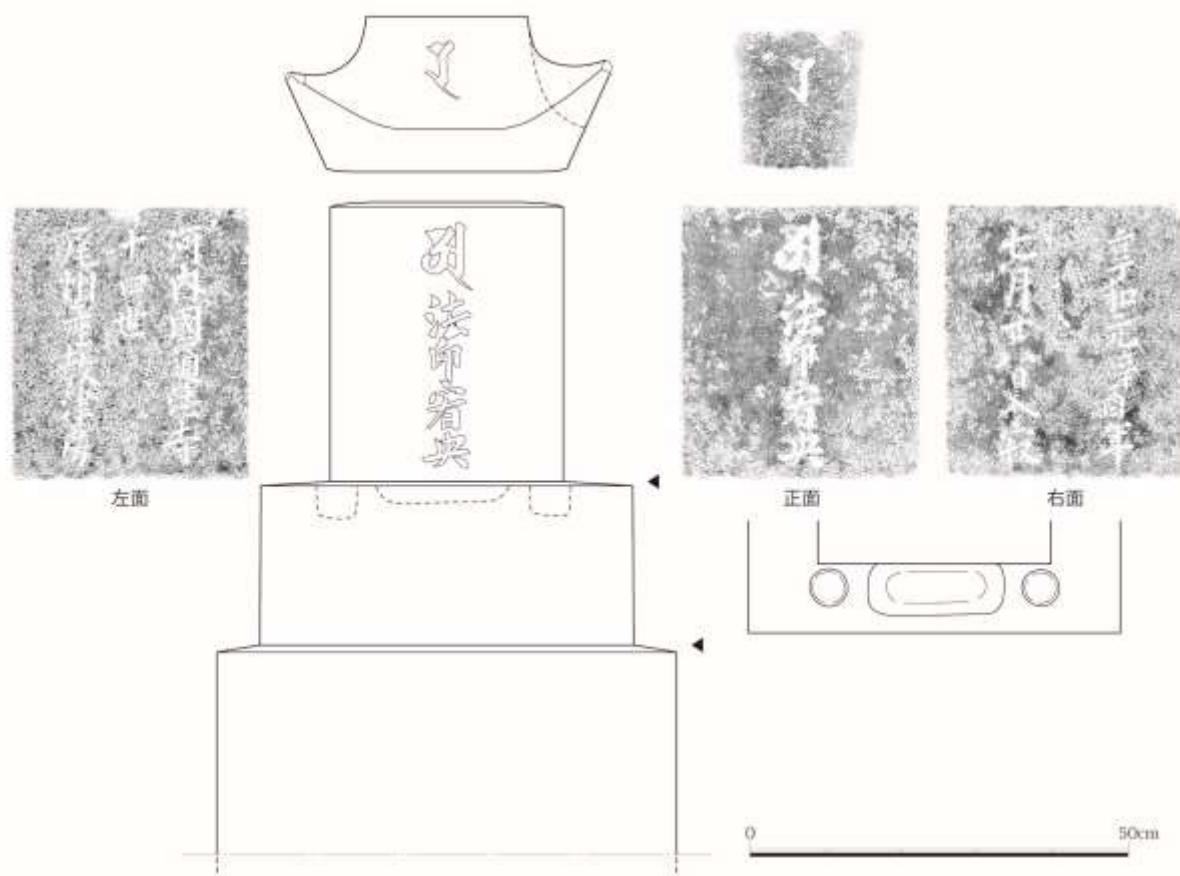


図72 墓石YI-6

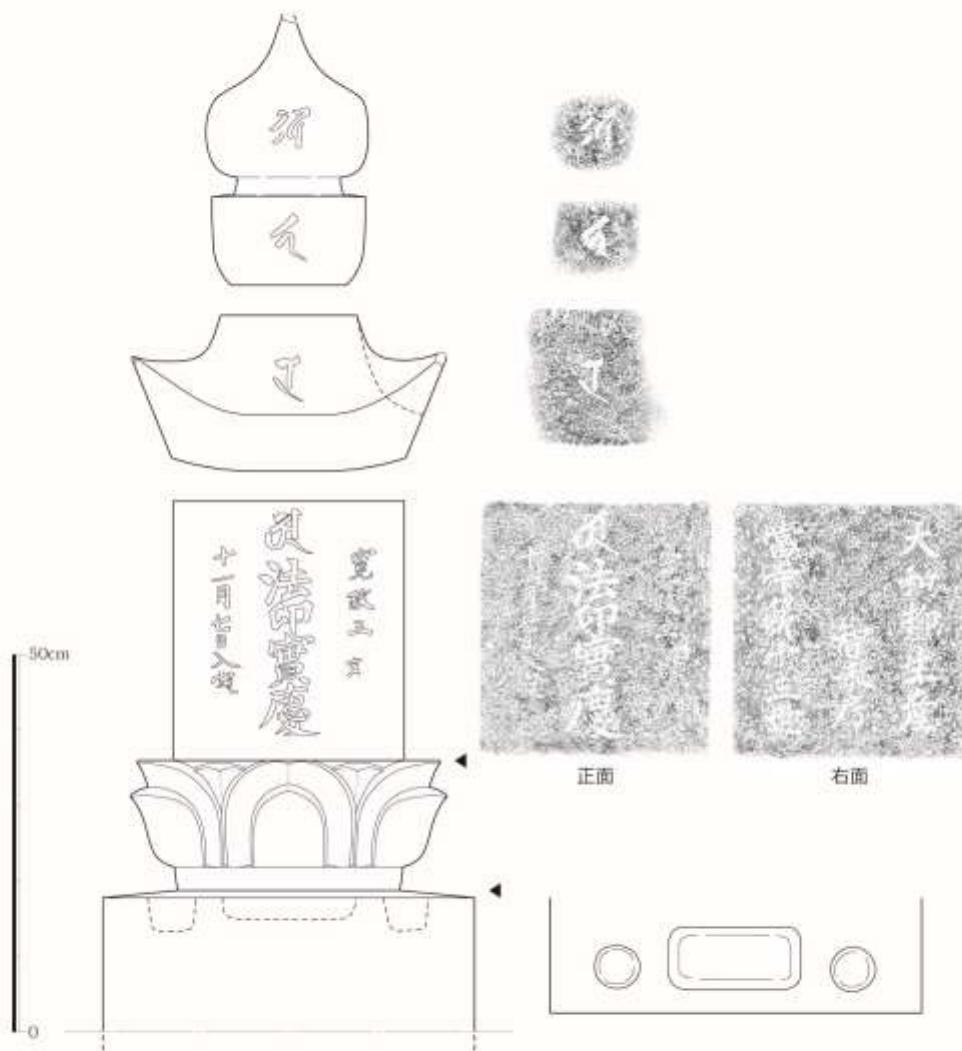


図73 墓石YI-7

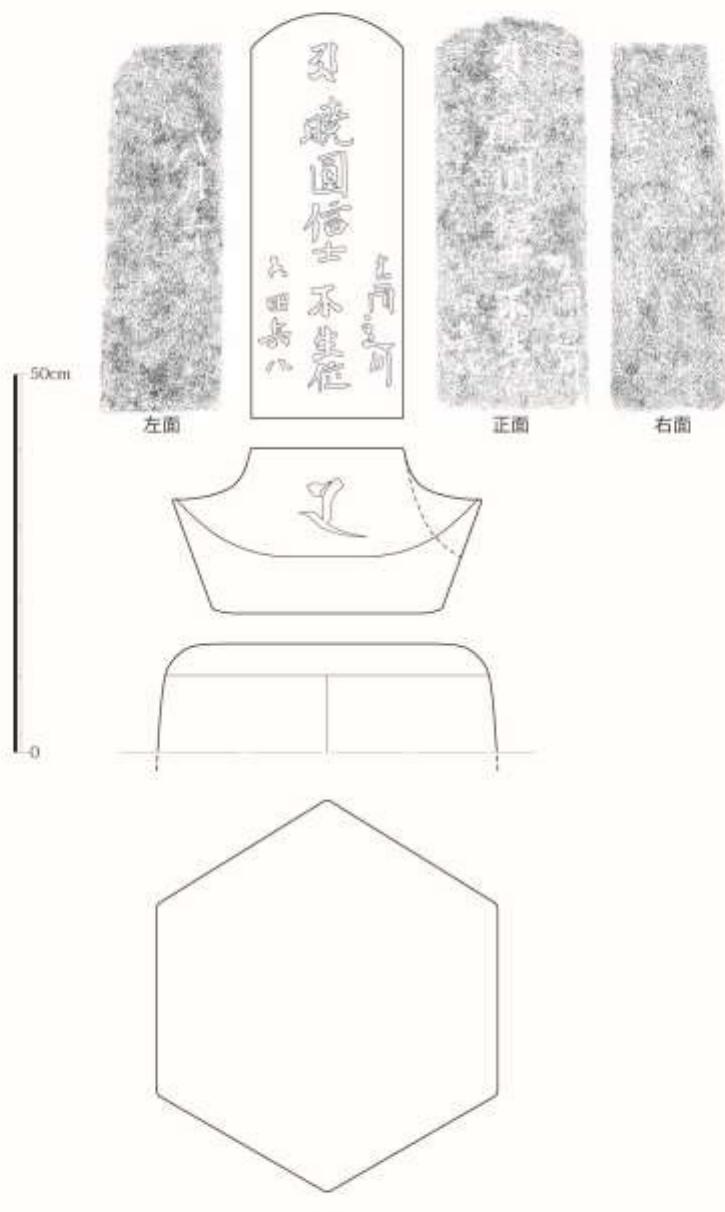


図74 墓石YI-8

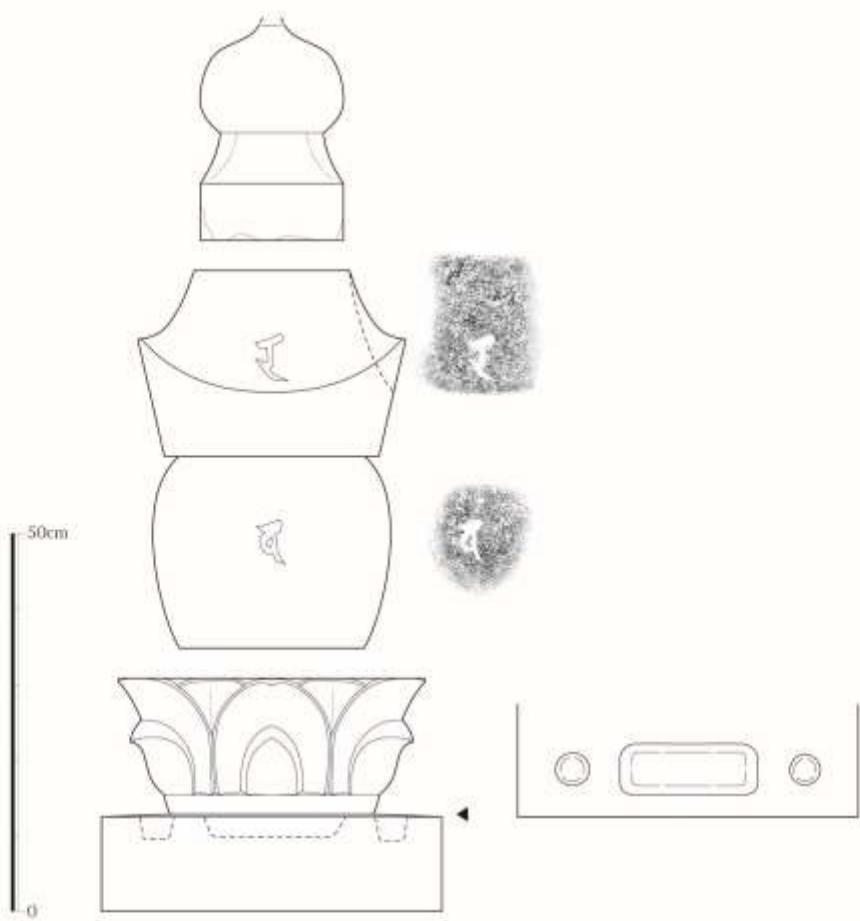


図75 墓石YI-9

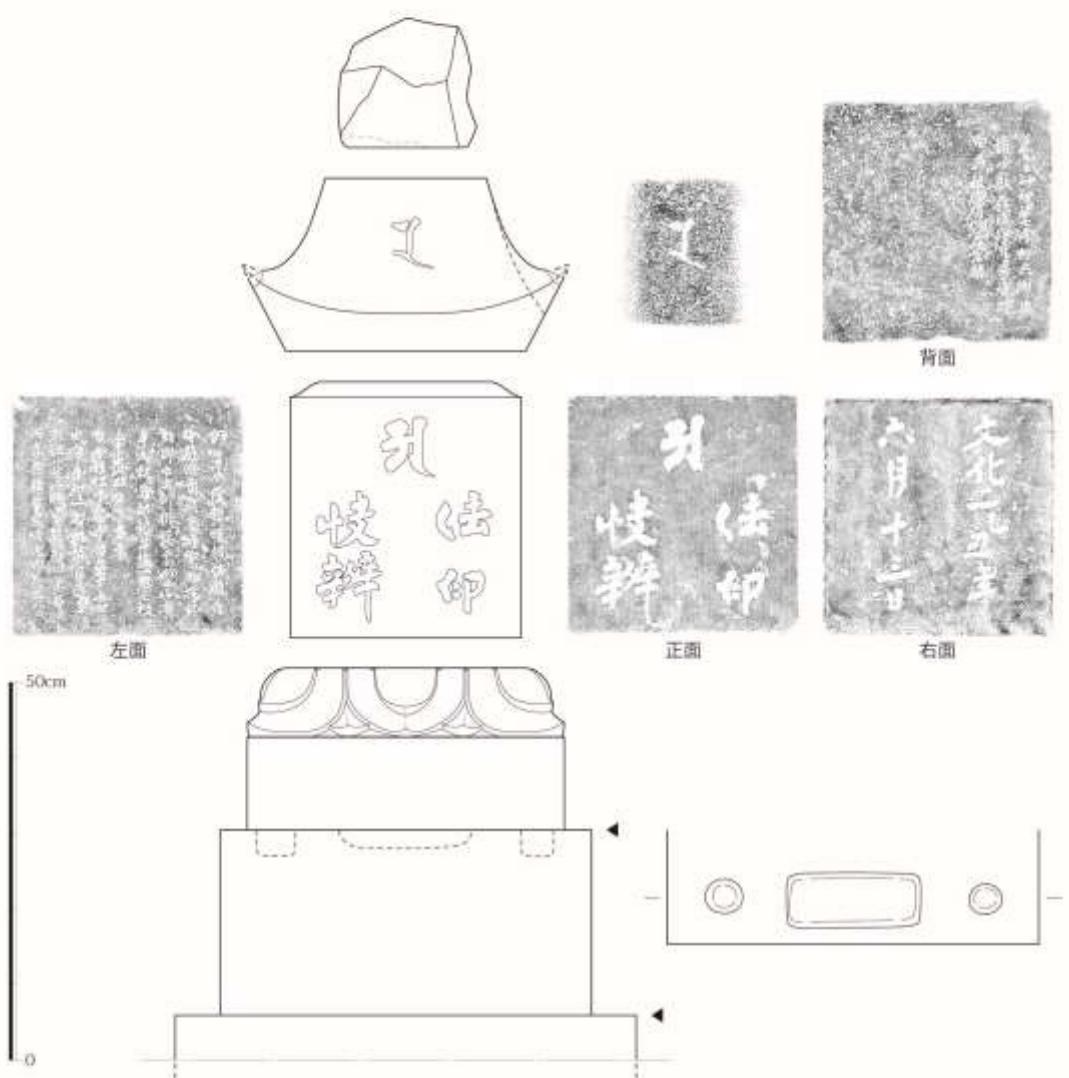


図76 墓石YI-10

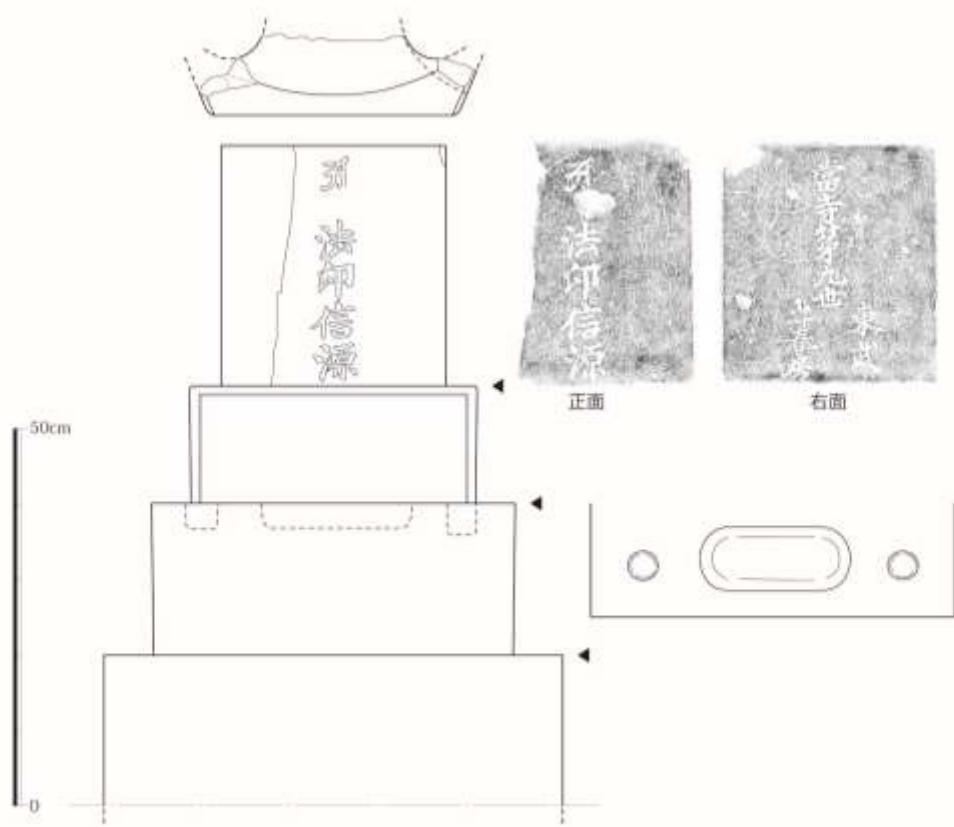


図77 墓石YI-11

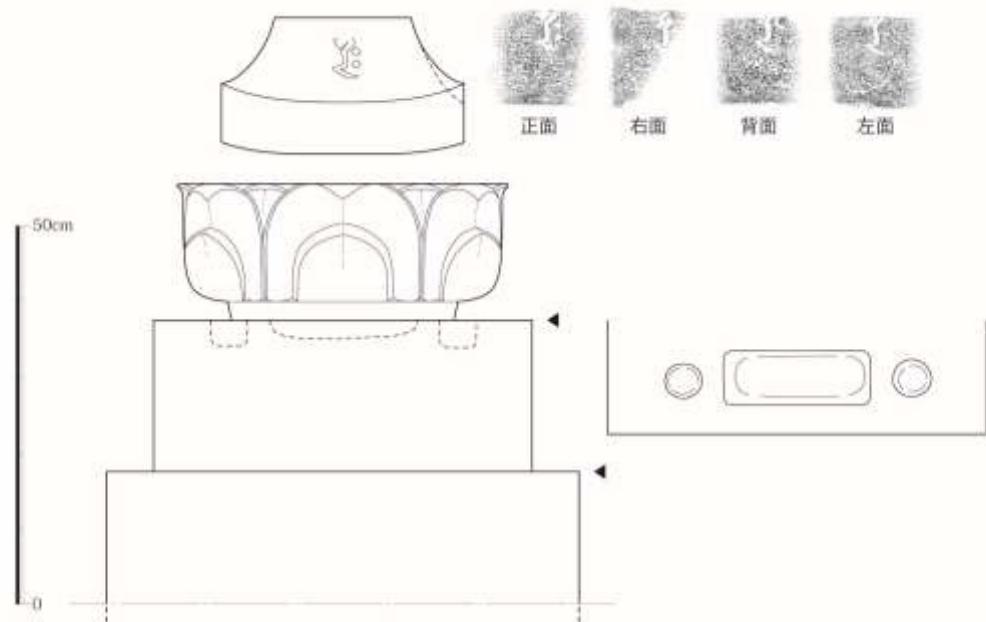


図78 墓石YI-12

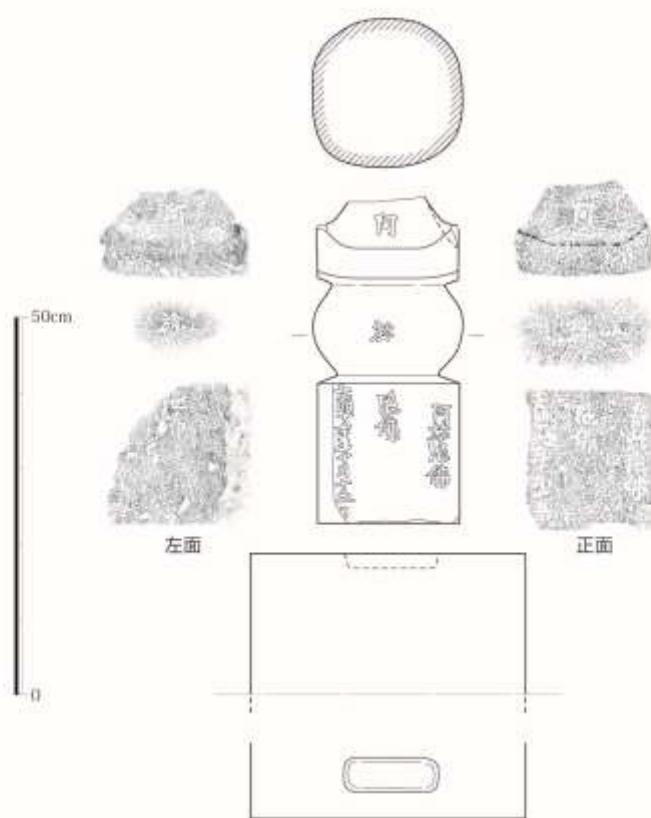


図79 墓石YI-13

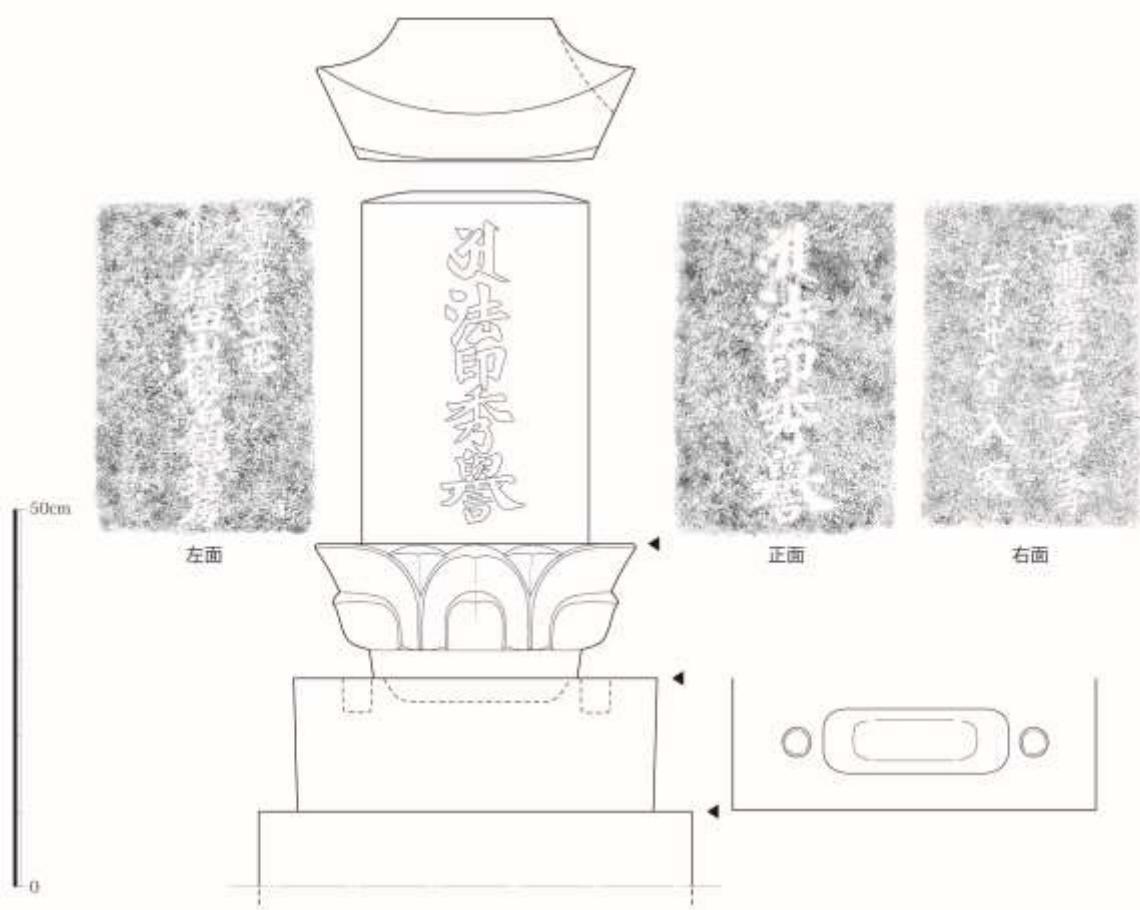


図80 墓石YI-14

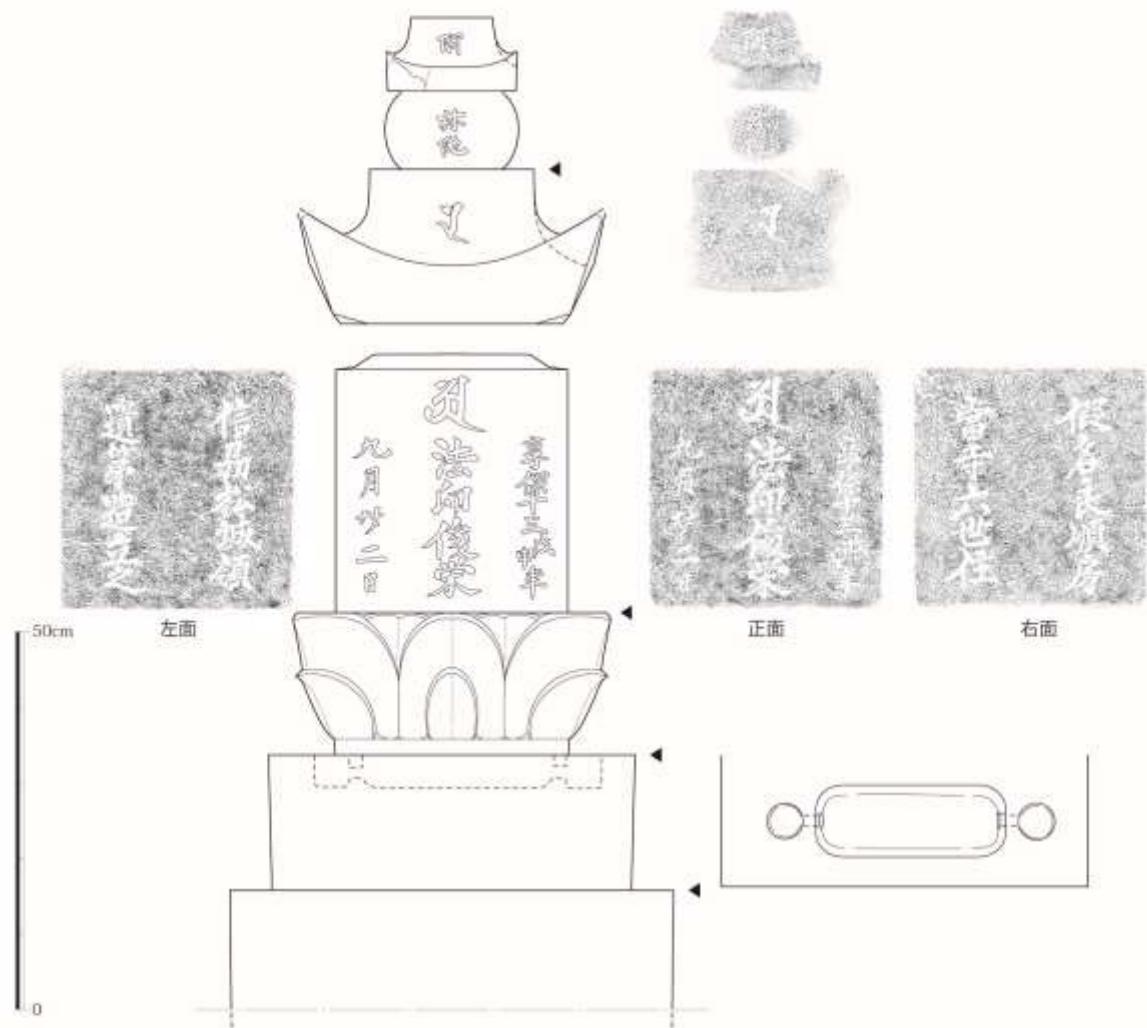


図81 墓石YI-15

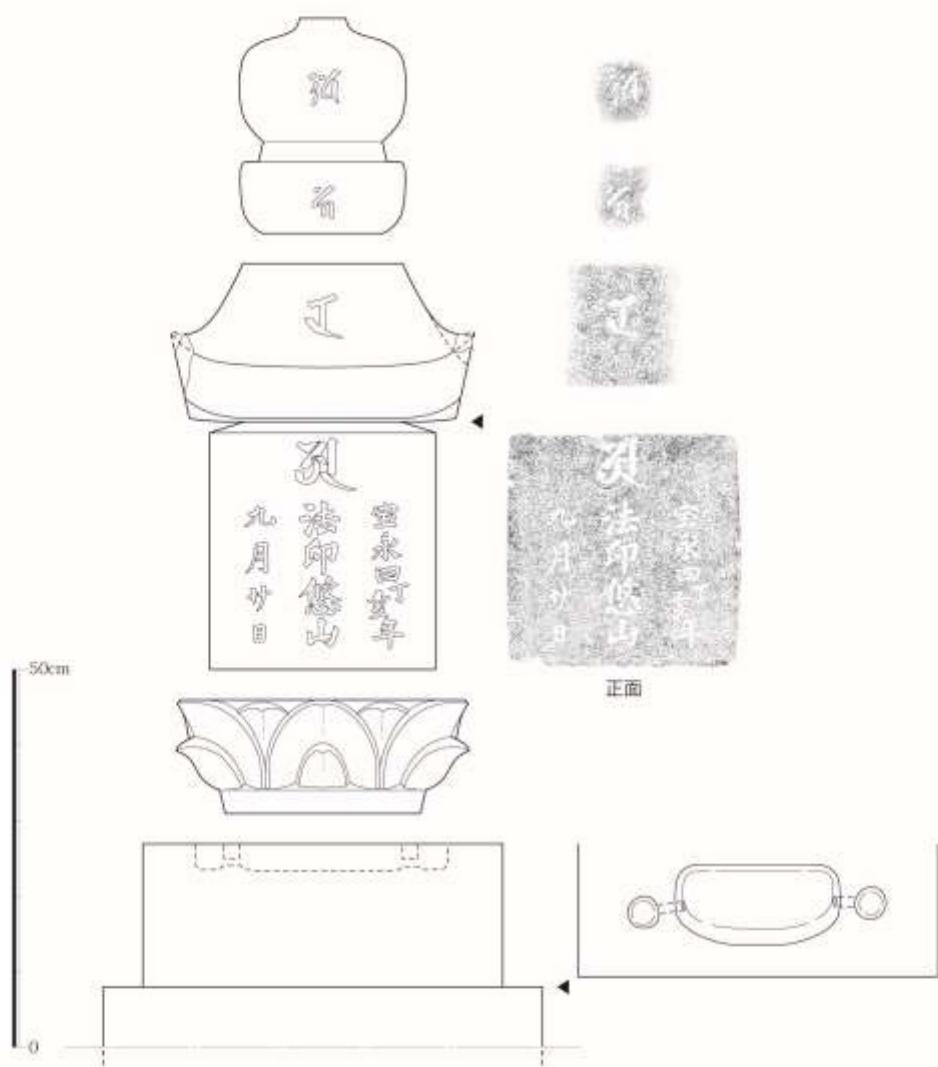


図82 墓石YI-16

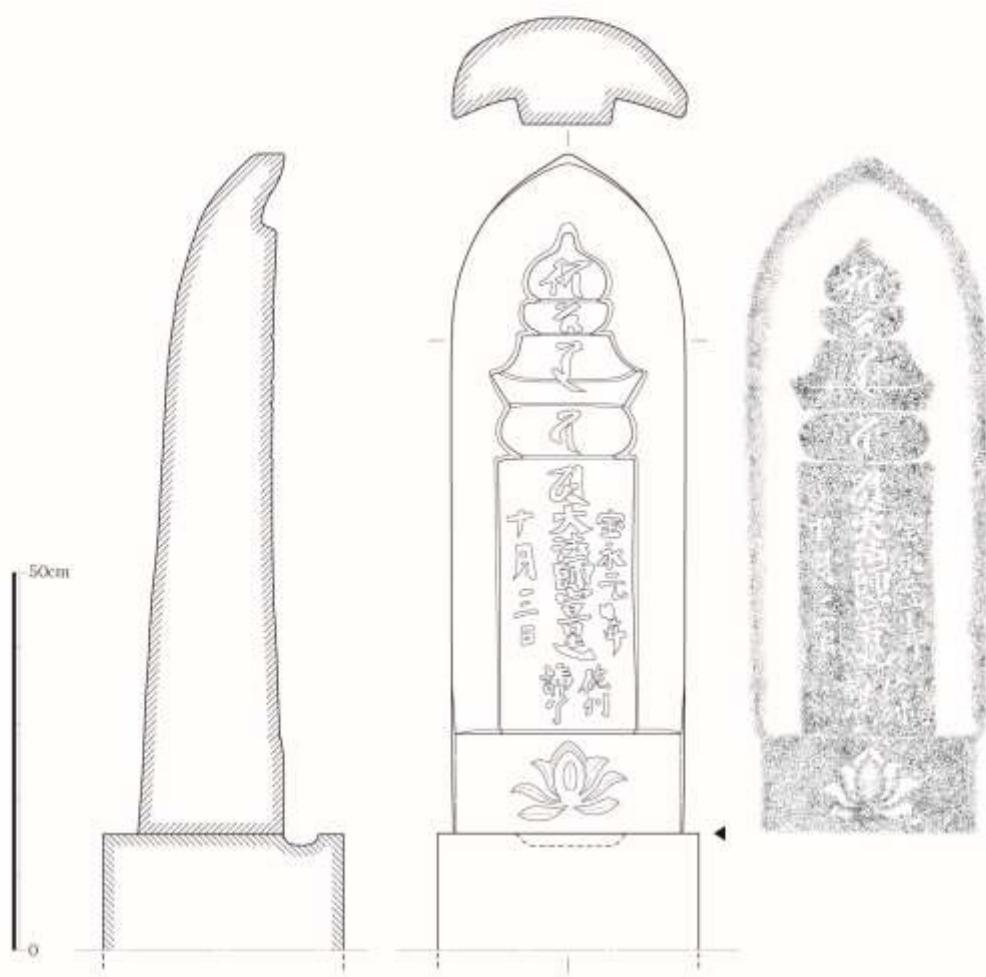


図83 墓石YI-17

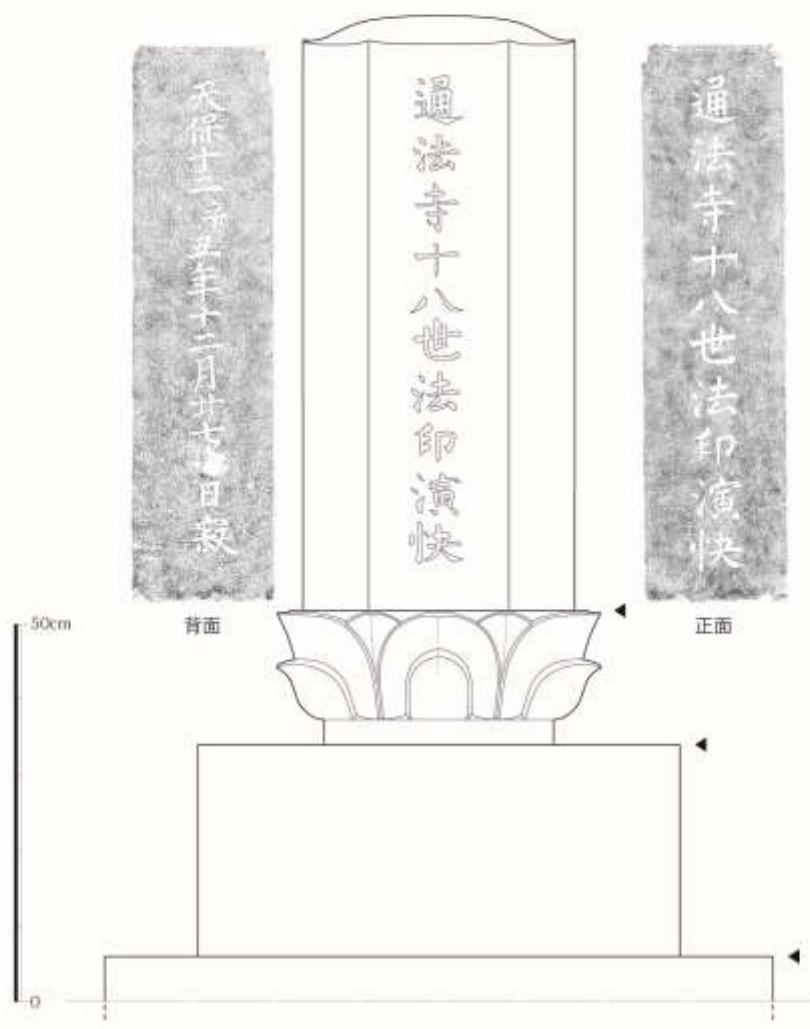


図84 墓石YI-18

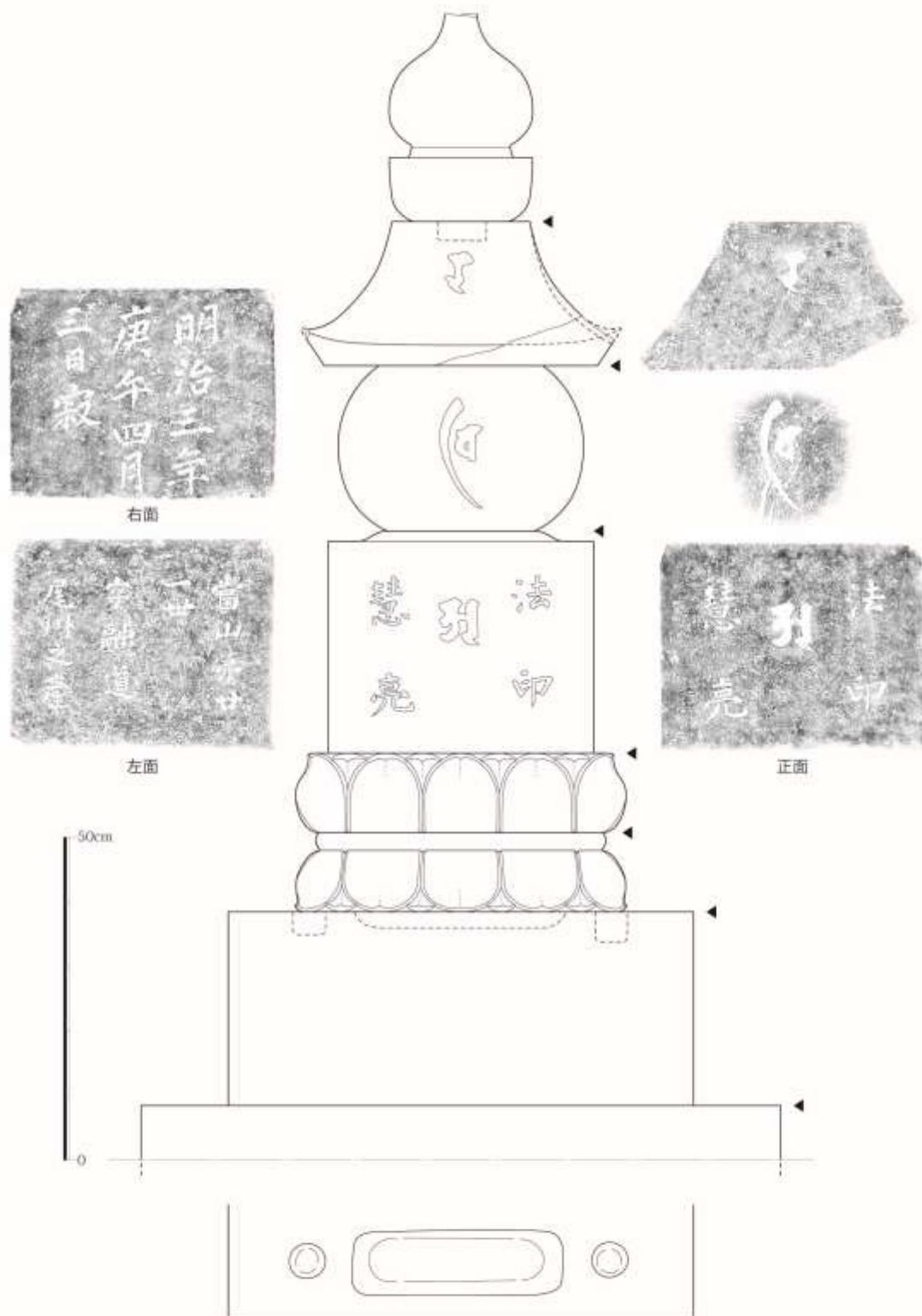


図85 墓石YI-19

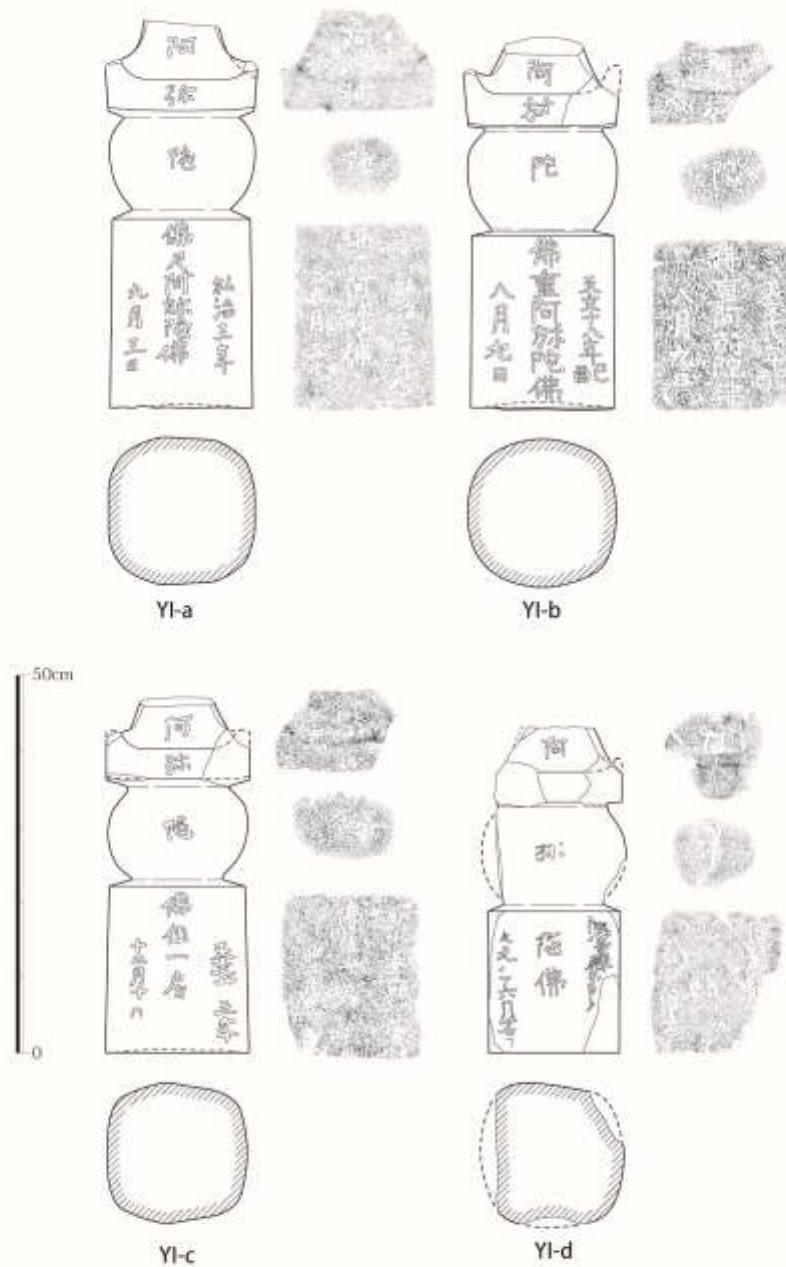
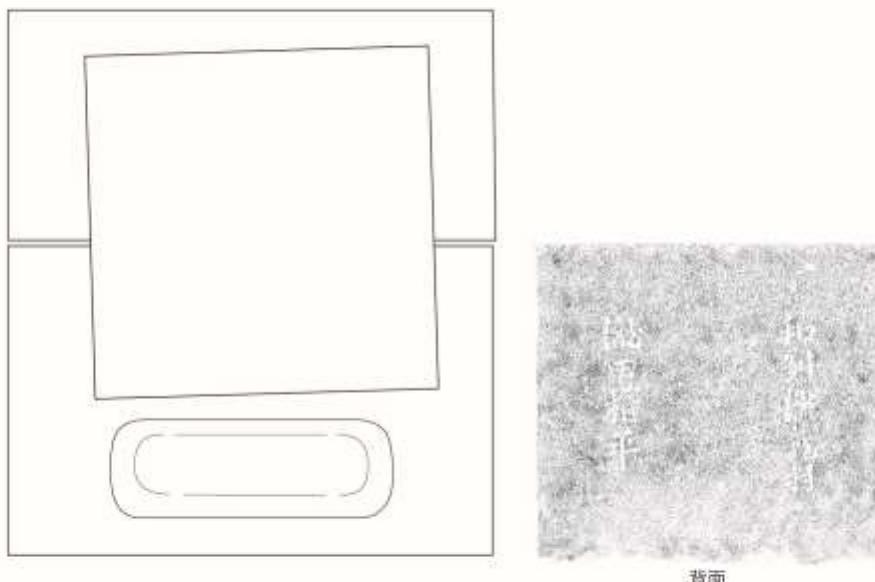
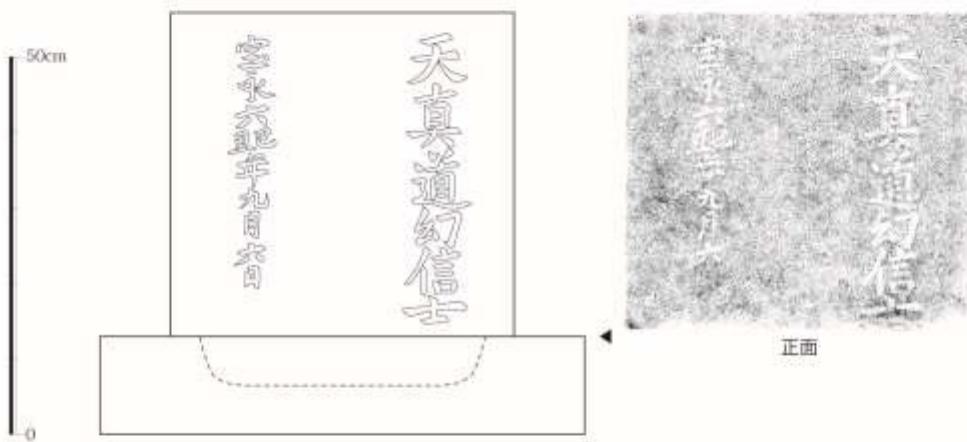


図86 墓石YI-a~d



背面



正面

図87 墓石YI-e

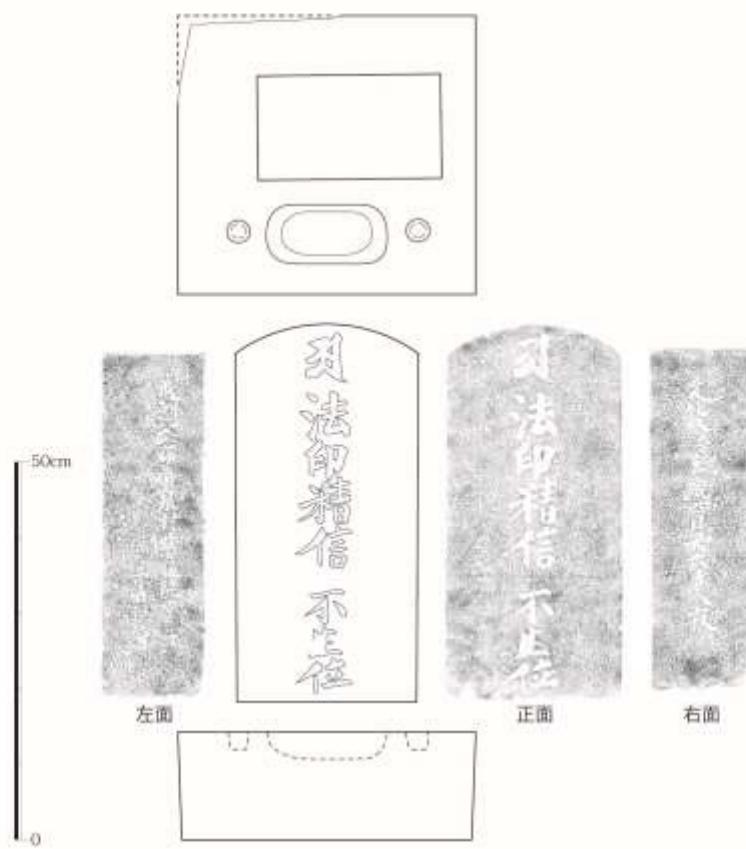


図88 墓石YI-f

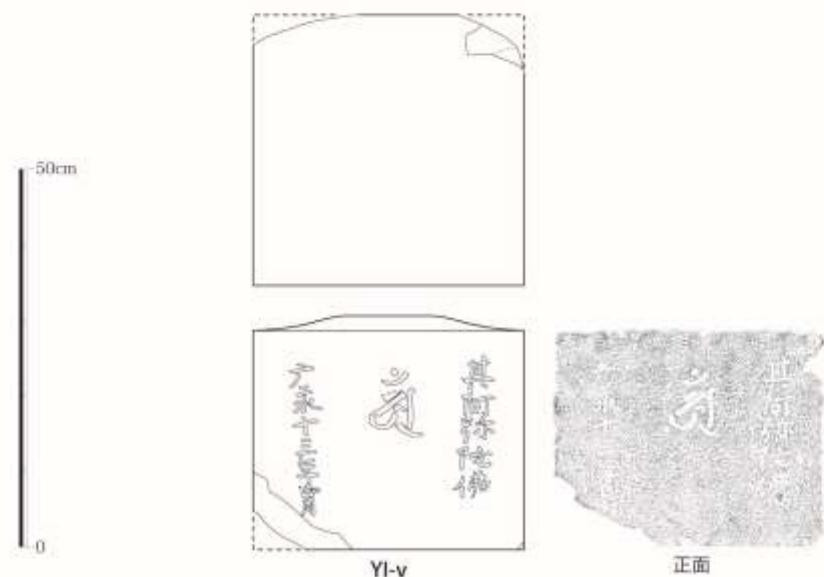
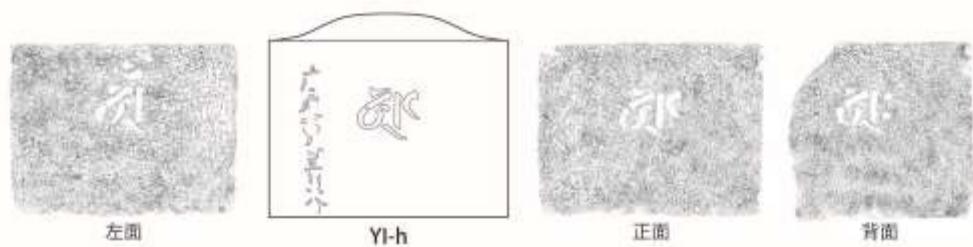


図89 墓石YI-h・v

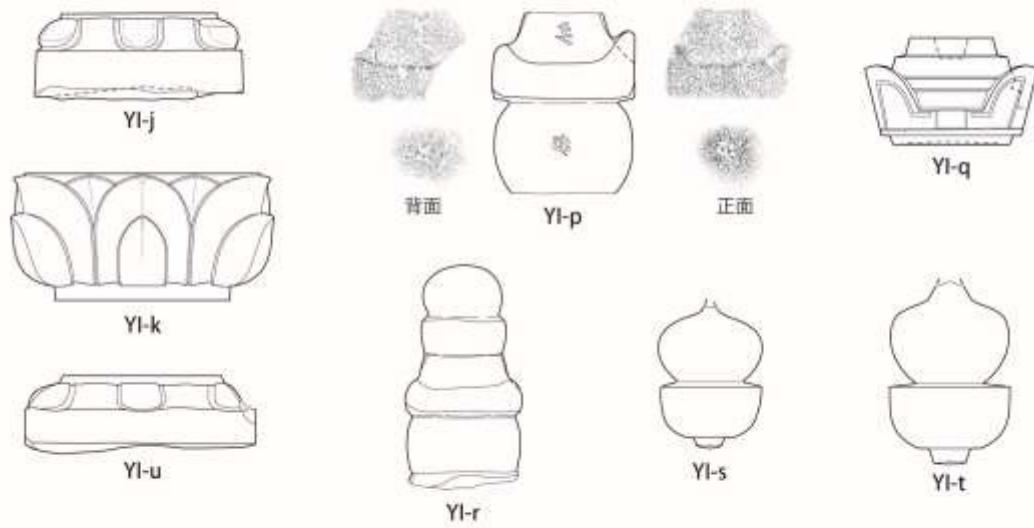
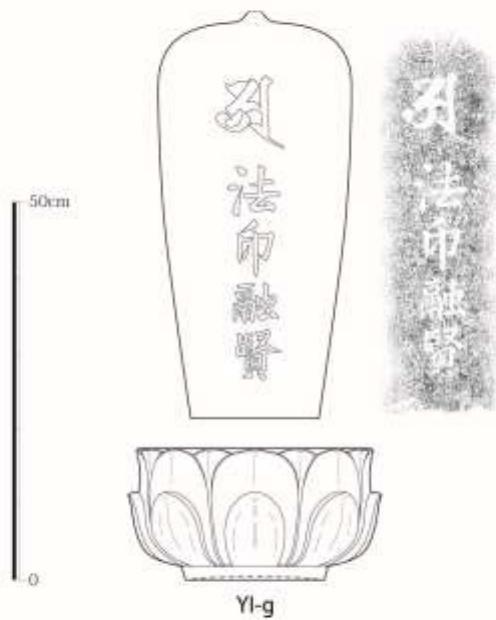


図90 墓石YI-g・j・k・p~u

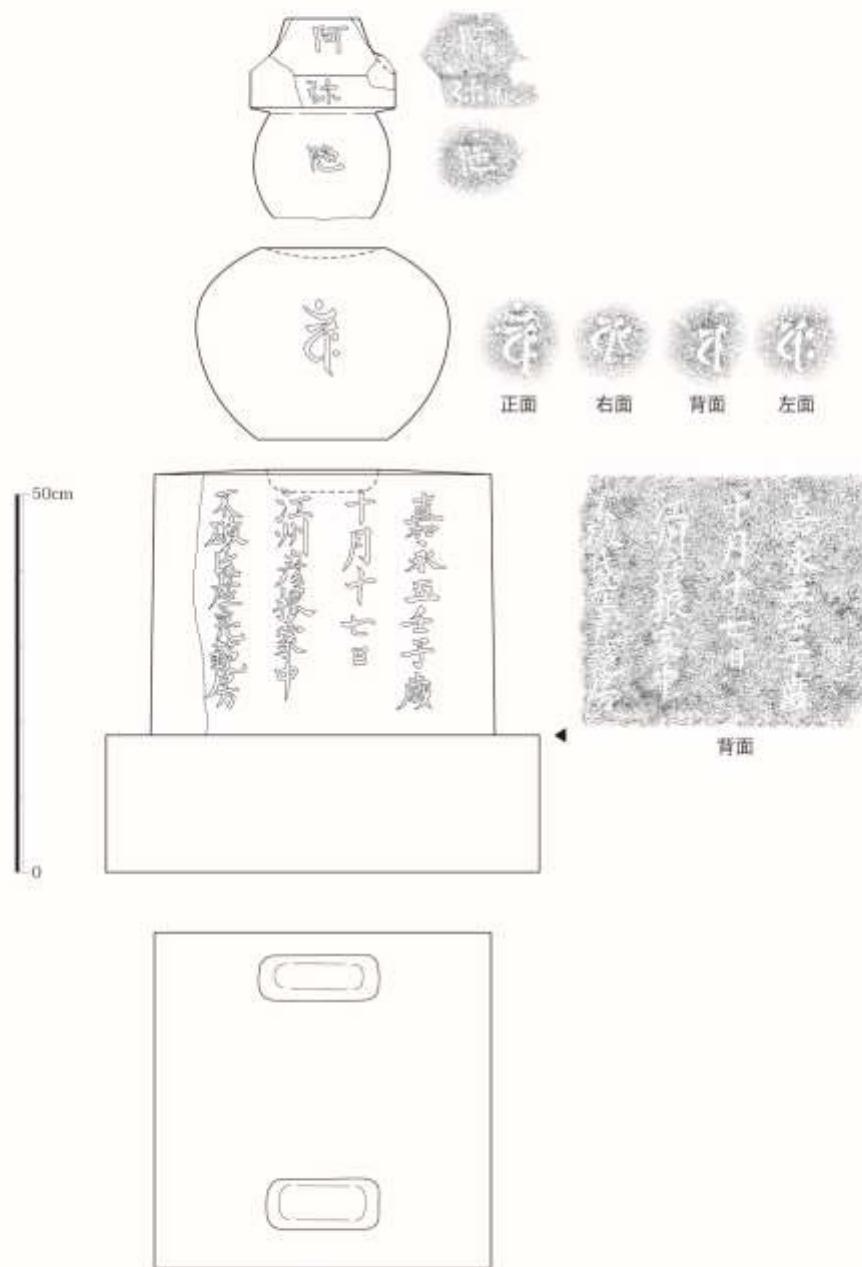


図91 墓石I-1



図92 墓石YN-1

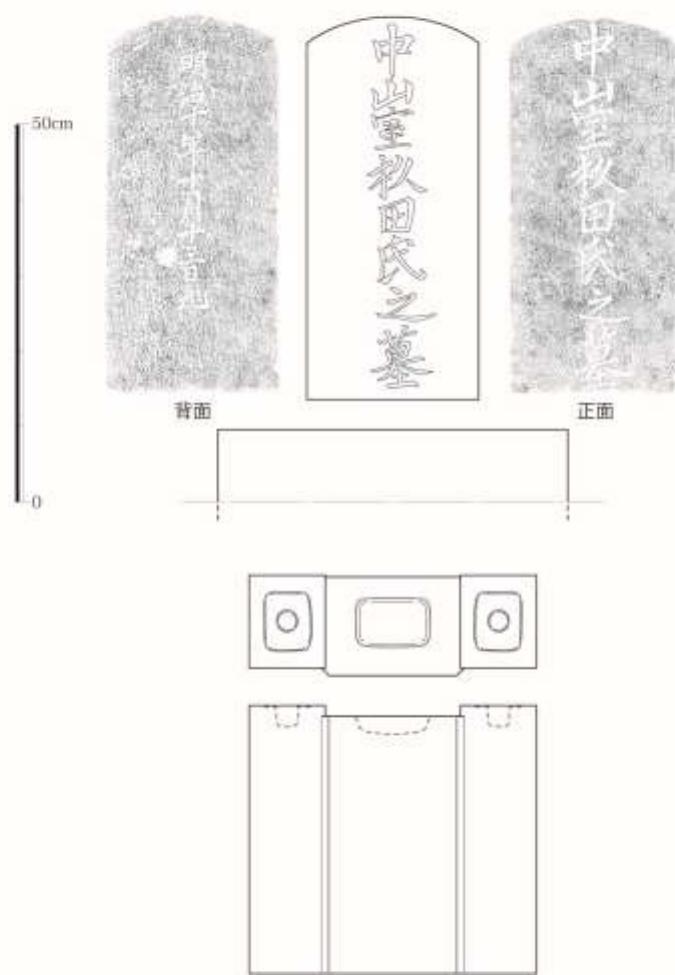


図93 墓石YN-2

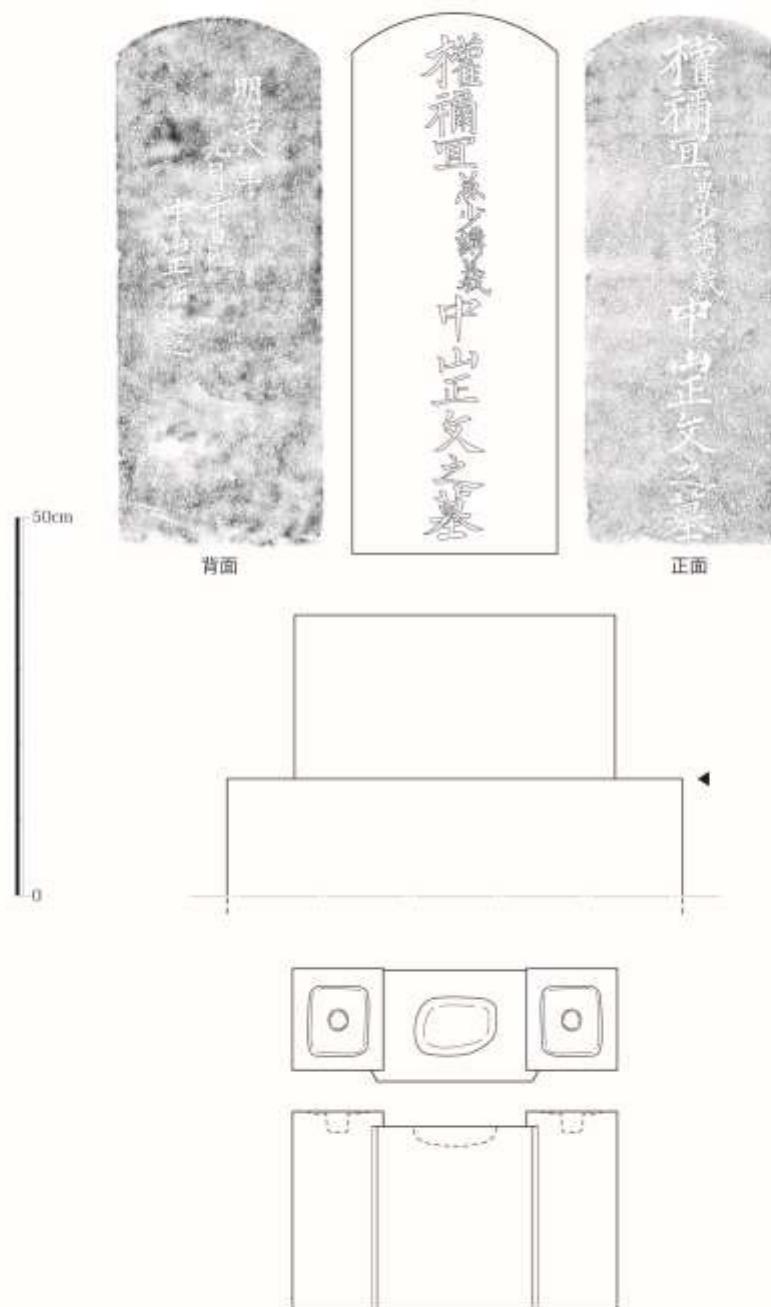


図94 墓石YN-3

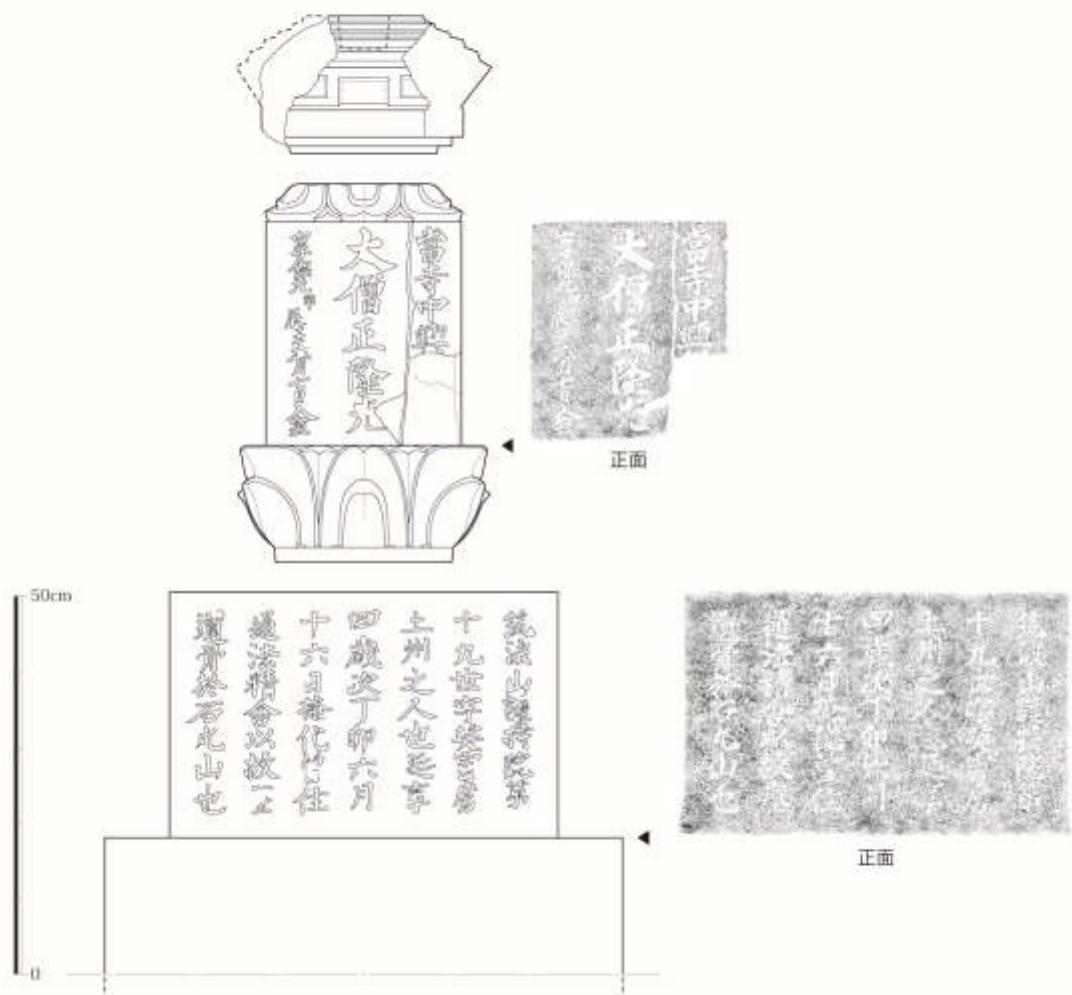


図95 墓石YN-4

）建築物調査の計画と方法

① 調査計画

再建時から残る山門、鐘楼、築地塀の状況を把握するとともに修復、整備に向けての図面作成などの基本的な資料を得る。

既存調査については昭和60年、61年の2ヶ年にわたって大阪府教育委員会が実施した大阪府近世寺社建築緊急調査の報告書である「大阪府の近世寺社建築」で旧通法寺が取り上げられている。この中で鐘楼について細かく解説されており、江戸時代の元禄13年再興時の建物であることが記されている。簡易な平面図も記載されている。山門については江戸後期に連なる様式をもち、鬼瓦の紀年銘より延享元年(1744)の建立と推測している。

平成11年には「羽曳野市史 羽曳野市の神社:寺院・民家」が刊行され、山門や鐘楼の構造や意匠についての詳細な解説がなされている。ここでは山門の建築年代を再建当初の元禄13年としており、鬼瓦の紀年銘である延享元年(1744)は、再建後の修繕時に利用された瓦と結論付けている。両調査によって、山門の築造時期の見解が異なる。

これらの見解の相違を今後確認することも含め、令和6年度に修復の基本資料となる建築図面の作成を行う。

② 調査範囲と方法

山門、鐘楼とも詳細な図面がなく、今後整備・修理するうえで建物の立面図・平面図・詳細図などは必要となるため、令和6年度には図面を作成し、建物の現状の所見をとる。

③ 令和6年度調査成果（通法寺跡山門・鐘楼測量および調査所見）

山門

- ① 柱には、ねじれや不陸があり、改修が必要で、**数度にわたる修理がある。**
- ② 柱、桁をはじめ扉など、各部の補修が必要である。
- ③ 屋根には瓦の脱落や傷みが進んでおり、葺替えが必要である。

鐘楼

- ① 柱には内転びついており、全体のねじれ、傾き、不陸については、修理時に調査する必要がある。
- ② 各部材には全体に腐朽、虫食い、傷みの部分があり、**繕い**が必要である。屋根の傷みは軽微である。**近世の建物として優れている。**
- ③ 全体に西方向に傾き、特に北東の棟が東に傾き、部材の**緩み**もあるので、**解体の上、補修**が必要である。

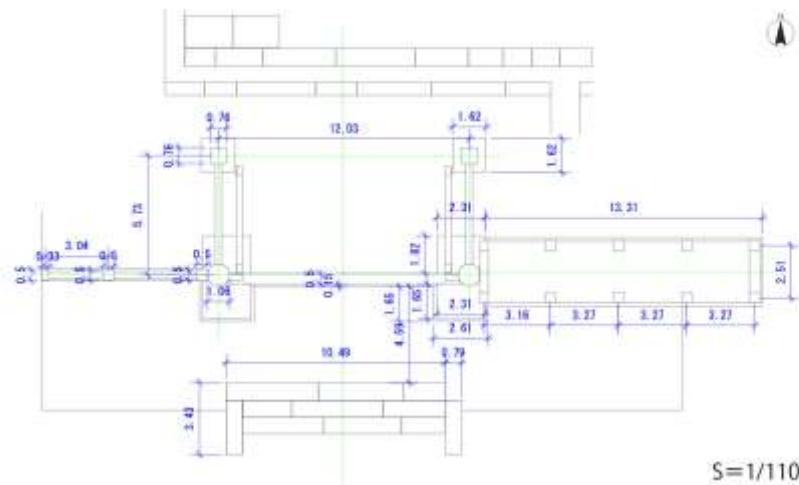


図96 山門 平面図

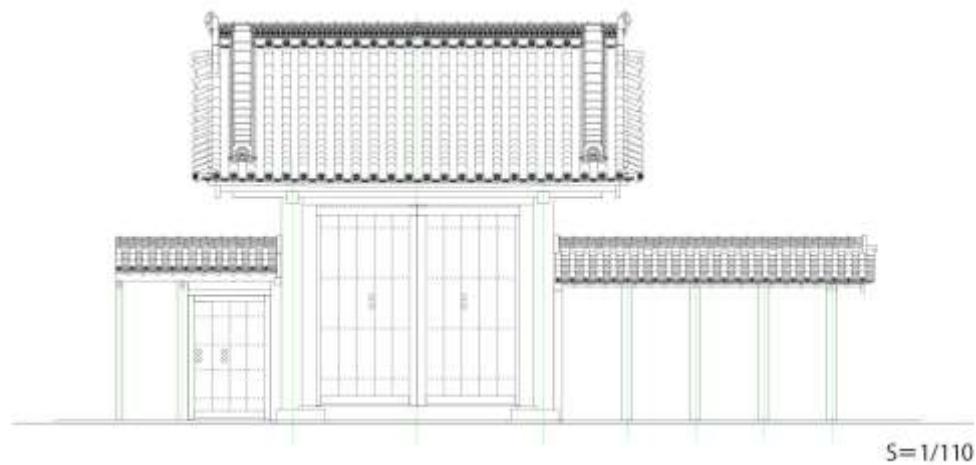


図97 山門 正面立面図

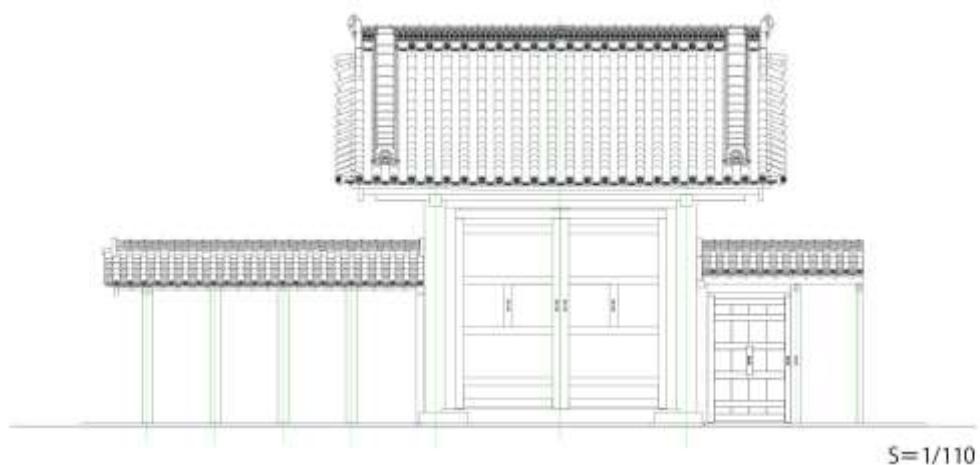


図98 山門 背面立面図

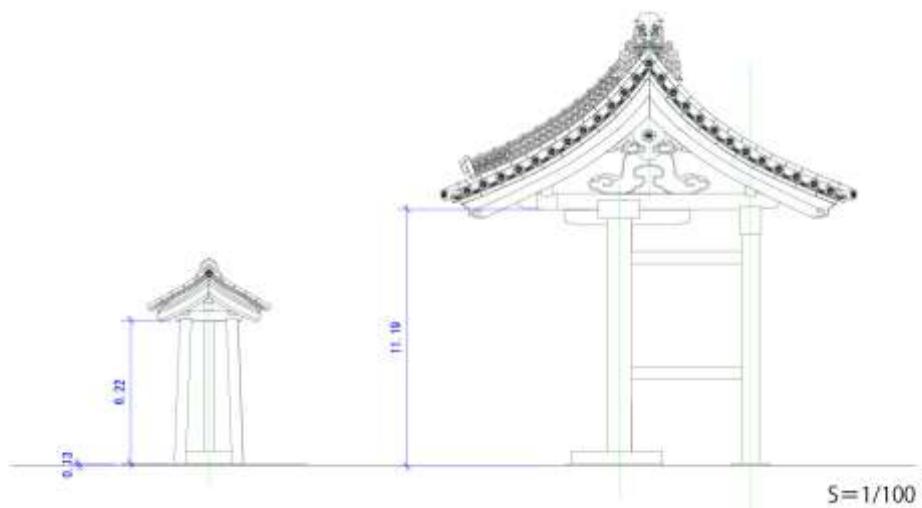


図99 山門 側面立面図

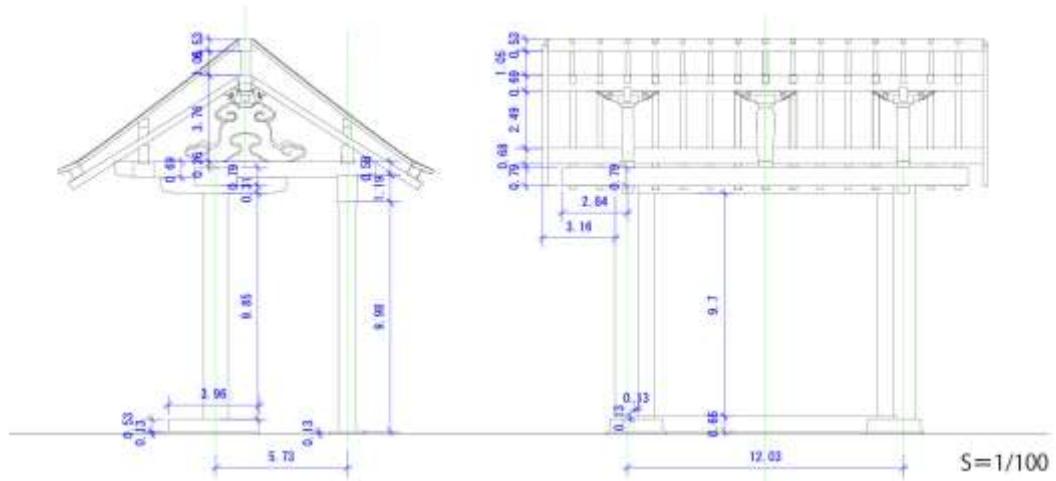


図100 山門 断面図

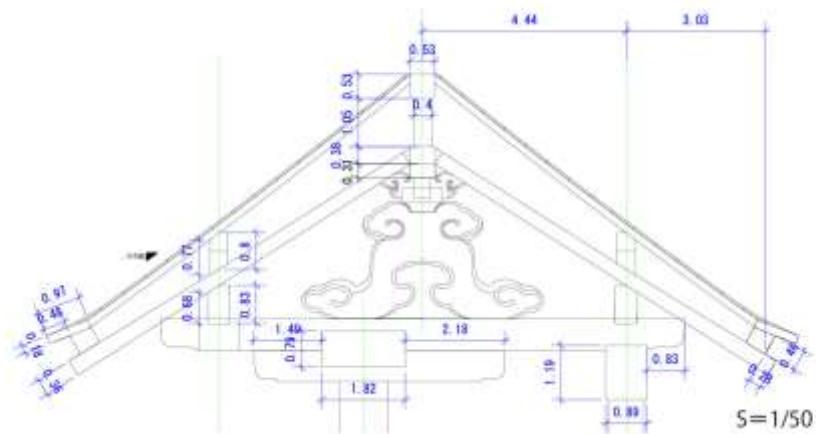


図101 山門 断面詳細図1

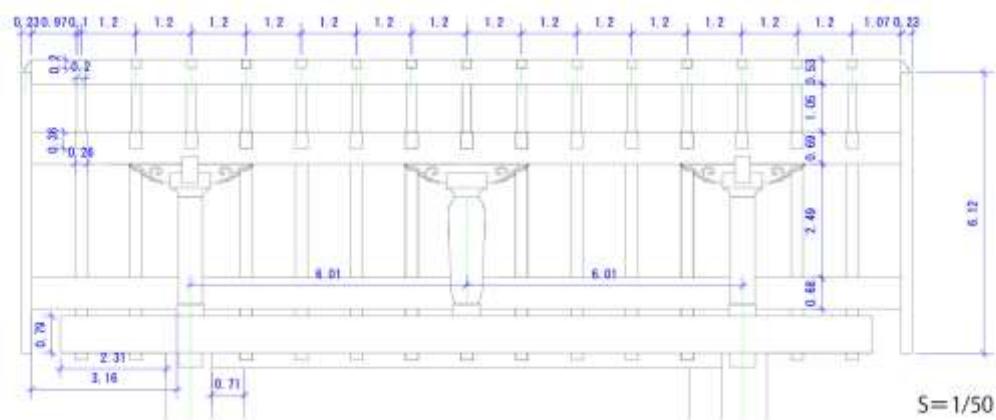


図102 山門 断面詳細図2

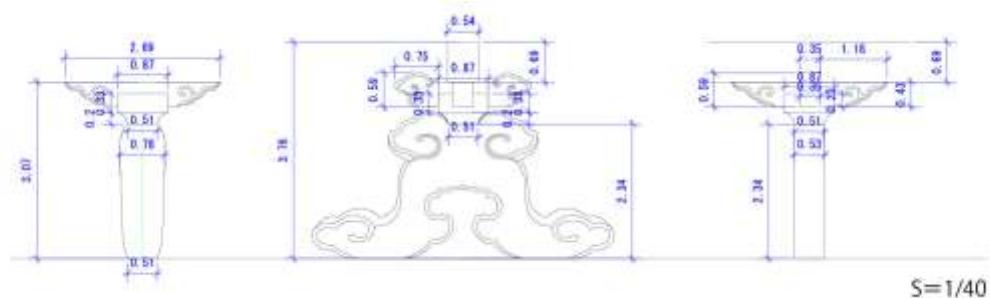


図103 山門 組物詳細図

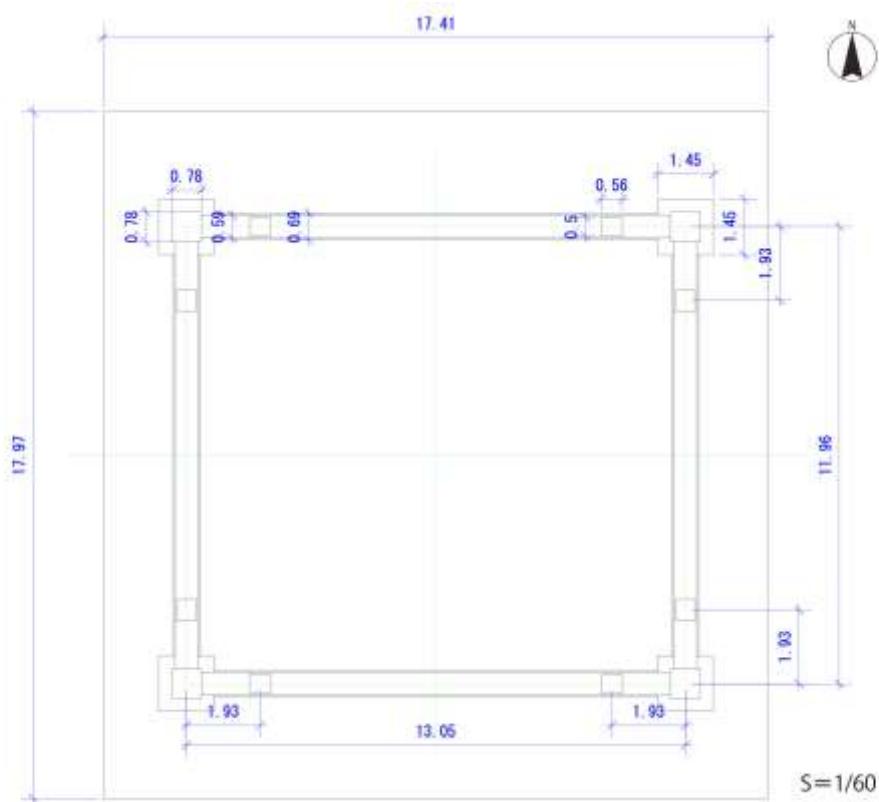


図104 鐘楼 平面図

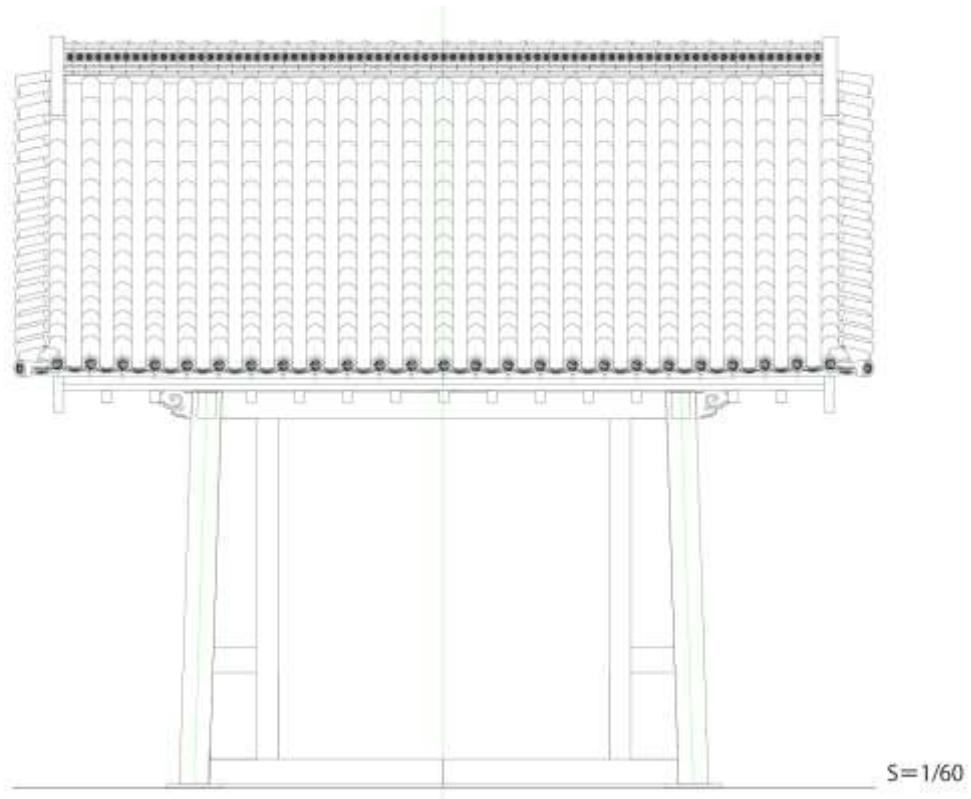


図105 鐘楼 柱行立面図

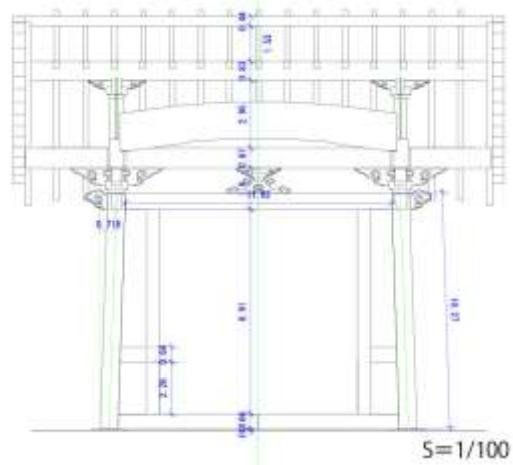


図106 鐘楼 柱行断面図

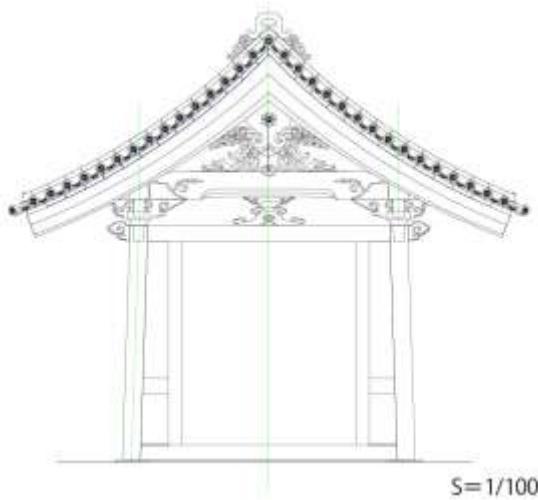


図107 鐘楼 梁行断面図

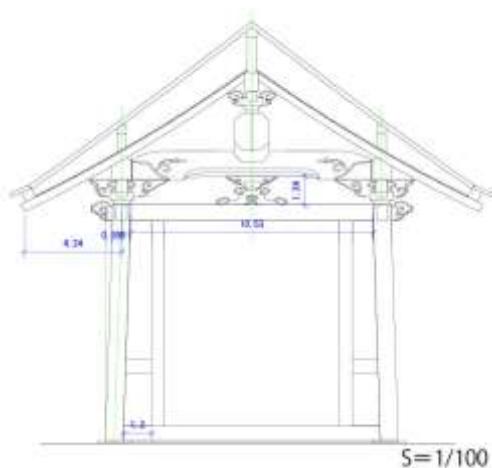


図108 鐘楼 梁行断面図

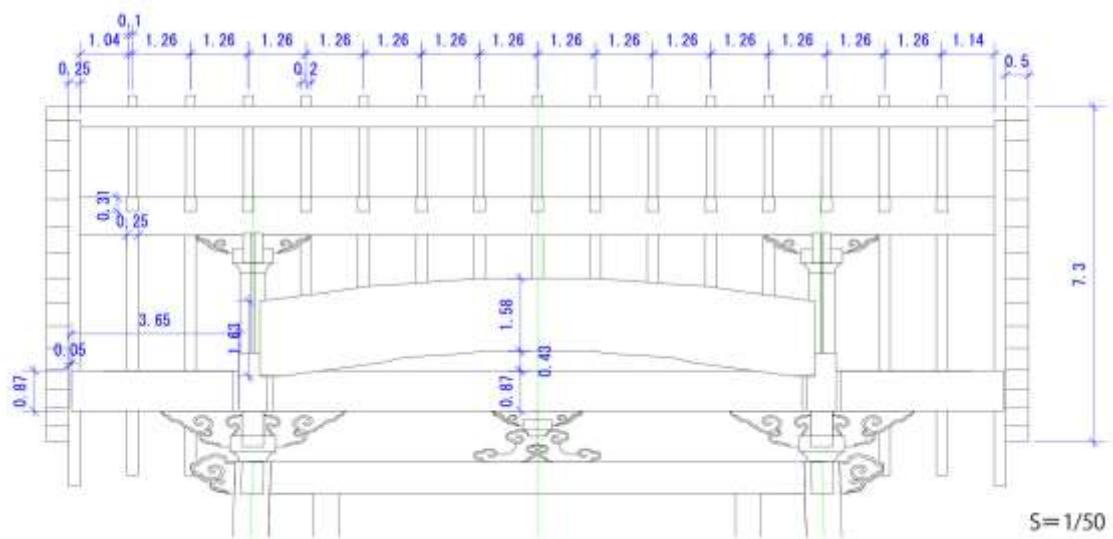


図109 鐘楼 衍行詳細図

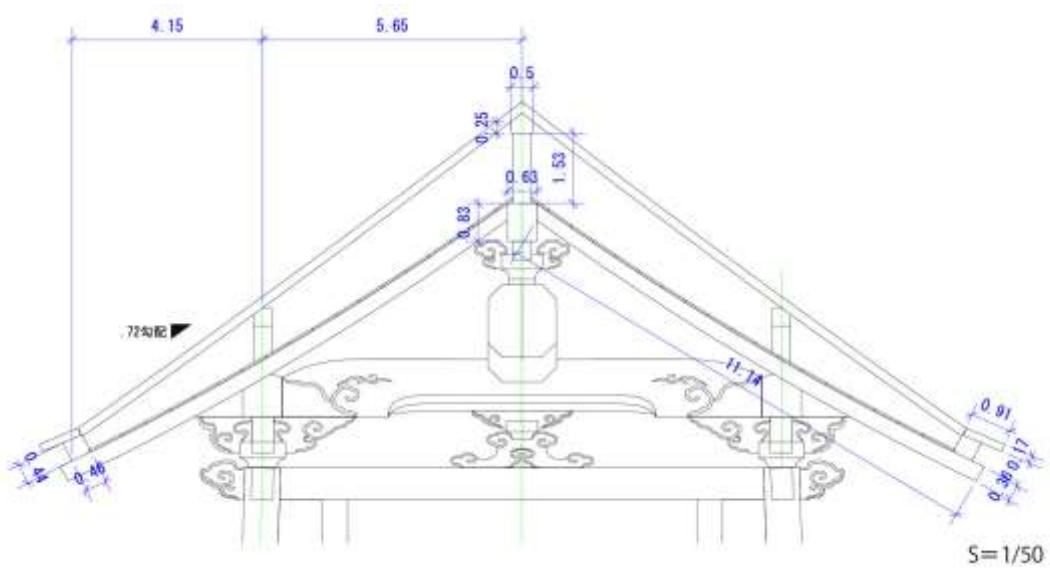


図110 鐘楼 梁行詳細図

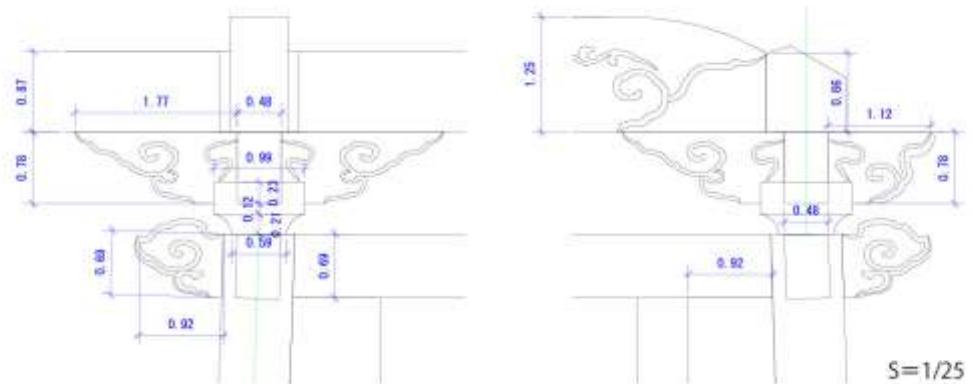


図111 鐘楼 組物詳細図 柱上

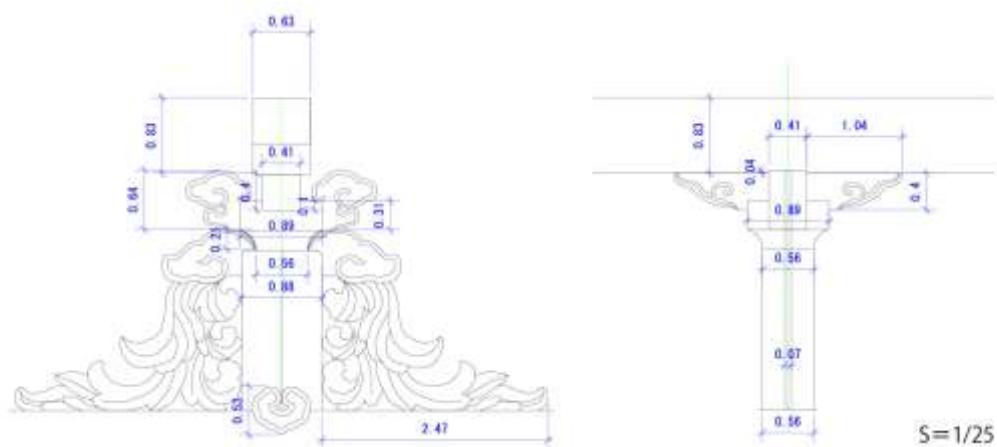


図112 鐘楼 組物詳細図 虹梁上

(3) 発掘調査計画と方法

① 調査計画

調査に当たっては、今後の整備の方向性と史跡の本質的価値を構成する埋蔵文化財の遺存状況やより詳しい内容を明らかにすることを目的とする。まず確認することは寺域である。通法寺の寺域は史跡指定範囲と範囲外に分かれる。まずは指定範囲内での確認を優先する。

調査計画については表16のとおりである。令和6年度に寺域確認のための石垣調査を実施する。令和8年度は本堂、令和9年度から令和11年度までは三代墓、令和12年度は石丸神社跡、令和13年度は拝殿跡および放生池の確認を実施する。

令和14年度以降は、史跡範囲外となるが、絵図に描かれている寺域の東限の確認を行う。その後、令和15年度は境内地北側丘陵に存在した稻荷堂の発掘調査を実施する計画である。これらの調査成果をまとめた報告書は令和16年に刊行する予定である。

② 調査範囲と方法

範囲については大きく寺域の確認と、三代墓など個別の遺構が対象となる。絵図や古文書などと対照させながら調査範囲や調査区の設定を行う。

寺域については、江戸時代の絵図などを参考にする。「河内名所図会」では寺域を石垣で囲んでいる状況が読み取れるため、まずは石垣の残存状況を確認する必要がある。すでに当時の石垣が現在まで残存しあつ目視できる範囲については部分的な発掘調査、例えば石積みの段数の確認などにおさめる。調査の中心となるのは絵図に描かれているが現在では確認できない(埋もれている)石垣の状況である。令和6年度は調査区としては、第1調査区として境内地南東部の石垣、第2調査区として境内地北東の突出部の東側、第3調査区として同じく突出部の西側、第4調査区として頼義墓背面の石垣の合計4ヶ所を設定する。

本堂は東西15m、南北14.5m、高さ0.5mの基壇を形成し、その壇上には桁行五間、梁行四間になる建物礎石がある。また本堂前面に東西4.8m、南北1.8mにわたり敷石が施されており、向拝礎石、擬宝珠柱台石が存在する。礎石については欠落している箇所があり、その存在も確認する必要がある。また本堂北面を除く三方に絵図では縁石らしきものが存在するが、現状では何れも確認できない。くわえて墳墓堂の可能性も考えられることから、これらの確認のため本堂の東西両端に発掘調査を行う。

頼義墓はマウンドを持たず、石柵と塚、墓石碑からなる基壇を有するが、石柵内は調査が困難な状況である。このため、墳墓の状態や築造時期の解明を目的として、石柵外の基壇上面に調査区を設定し、発掘調査を行うこととする。この調査は、さらにもと/or>は覆屋が存在していた場所の痕跡確認をも目的とする。

一方、頼信墓と義家墓は円形のマウンドを持つ墳墓であり、墳頂に石柵、下部に石垣が施され、周囲にくぼみが見られる。これらの墳墓の状態や築造時期を総合的に実態解明するため、墳丘から周囲のくぼみ部分まで調査区を設定し、発掘調査を行う。

なお、すべての調査区設定にあたっては、史跡への影響を最小限に抑えるため、府および文化庁と事前に協議し、細心の注意を払うこととする。

その他、石丸神社、その拝殿や鳥居、東に存在した放生池など現在は確認できない遺構についても絵図などを参考に発掘調査を行う。

表16 各種年次調査計画表

年次	石造物		建築物		埋蔵文化財	
	対象	目的(内容)	対象	目的(内容)	対象	目的
R6	全墓石	状態把握と通法寺経営の解明 (実測・拓本・刻文解読)	山門 鐘樓	整備・改築の基礎資料 (図面作成)	石垣 (東南隅二段目、東西三段目、北東隅)	残存状況と寺域の範囲確認
R7		現状記録および整備資料 (オルソ測量)				
R8	砂岩製の墓石	修繕調査			本堂跡 (中心部の東西に調査区を設定)	残存状況と墳墓堂解明
R9	全燈籠	状態把握と整備資料 (実測・拓本・刻文解読)			頬義墓 (基壇内に2ヶ所調査区を設定)	墳墓の現状および築造時期の解明
R10		現状記録および整備資料 (オルソ測量)			義家墓 (墳墓東側に1ヶ所調査区を設定)	
R11	手水鉢	現状記録および整備資料 (実測・拓本・刻文解読・オルソ測量)			頬信墓 (墳墓南側に1ヶ所調査区を設定)	
R12	源氏館碑	現状記録および整備資料 (オルソ測量)			石丸神社跡 (基壇部分の南北に1ヶ所調査区を設定)	往時の状況の確認および整備資料
R13	山門前地蔵堂 (石仏)	現状記録および整備資料 (実測・オルソ測量)			拝殿跡 (十字の調査区を設定) 放生池 (東西に1ヶ所調査区を設定)	
R14					寺域の東限 (東限の予想位置の東西に3ヶ所調査区を設定)	寺域確認 (追加指定)
R15					稻荷社跡 (予想位置に十字に調査区を設定)	往時の状況の確認 (追加指定)
R16	報告書作成					

第8章 史跡の活用

第1節 活用の現状と課題

(1) 現状

通法寺が位置する駒ヶ谷地域は、羽曳野市内で最も人口が少なく、駒ヶ谷小学校の1学年は約10人と小規模である。史跡が学校から遠く、児童の校外学習としての活用は困難な状況にある。また、市内の生涯学習や企画展、ウォーキングなどの活動は古市古墳群を中心であり、河内源氏や通法寺跡をテーマとした活用機会も不足している。

過去の取り組みでは、平成8年(1996)にはびきの歴史シンポジウム「河内源氏のふるさとを歩く」を開催したが、その後、継続的な事業は実施されていない。隣接する壺井八幡宮の年中行事も単独で行われ、通法寺跡とは一体的な連携が図られていない。

一方、活用の試みとして、平成25年(2013)4月に通法寺跡の公園内の桜を活かして、地場産業の販売などを行うイベントである軽トラ市を初開催し、平成31年(2019)まで継続した実績がある。これは本市軽トラ市のスタートで地場産業を盛り上げる人気イベントとして市内各所に波及した。

しかし現在、史跡の受け入れ体制には多くの不備がある。現地では、破損・老朽化した解説板やサイン類が残るほか、音声案内や多言語対応もされておらず、十分な情報提供ができていない。情報発信も市のウェブサイトのみに限定されており、啓発・発信に向けた体制強化が急務である。

(2) 課題

出張授業や現地授業、講座や学習会など、学校教育や生涯学習の充実を図る必要がある。価値や魅力などの周知が遅れているため、デジタル技術を活用した最先端の情報発信に努める。さらに周知に当たってはボランティア団体(史遊会)や地元住民との連携も重要であり、地域を巻き込んで活動していく必要があり、並行してボランティアの養成を図っていく必要がある。さらに、源氏つながりで展開した他の源氏の地域とのネットワークの構築などが、さらなる河内源氏の理解を広げる。

壺井八幡宮と一体化した周遊ルートや、それに伴う解説板やサインの新設および改修が必要となる。その際には、すべての人々が見学や利用しやすいような環境づくりを行う。

また、市内の古市古墳群など、認知度が高い歴史遺産と連携し、市内を回遊できる特色あるルートを設定することが重要である。

第2節 活用の方向性

通法寺跡は、河内源氏の祖である源頼信の子、頼義によって開山した寺院である。昭和32年に史跡となって以来、多くの来訪者を得るようになったが、これまで本格的な発掘調査や整備事業は実施されていない。

従って、史跡通法寺跡を通じた郷土愛や地域愛の涵養、醸成に向けた保存・活用を進めるためにも、学校教育や生涯学習の場として活用し、さらに市民や地域と協力し、文化財や自然環境の体験学習の場を提供する。くわえて、関係機関と連携して調査・研究を進め、その成果を公開する。

また、史跡の保存を前提に地域主体の観光や地域振興を促し、広域的なネットワークの構築にも取り組みながら、拠点となるガイダンス施設の設置、強化を図り、最先端の技術によって史跡の情報を発信するなどシティプロモーションの資源として活用する。

第3節 活用の方法

(1) 学校教育や生涯学習における史跡の活用

小・中学校と連携し、史跡通法寺跡を活用した郷土学習や校外学習を通して、子供たちの学習する機会を充実させる。さらに出張授業や現地学習を通じて、羽曳野市の歴史を学び郷土愛を涵養することを目指す。また教職員向けの研修や資料提供を行い、児童向けのパンフレットや副読本などを作成し、地域の歴史や魅力を広める。



図113 出張授業の様子

史跡通法寺跡に関する教育活動を強化するため、企画展や講座、シンポジウムの開催を実施し、体験機会の提供を進める。また、情報発信を行い市外からの参加を促進する。市民向けの学びの場を支援し、地域住民の協力を得て遺跡保存に努め、ボランティアガイドの育成や近隣自治体との連携も図り、史跡の魅力を広める啓発を充実させる。

(2) 地域資産を活かした歴史文化・自然環境の活用

史跡通法寺跡を中心として、源氏に関わる壺井八幡宮をはじめ、近隣の遺跡や古墳など重層的な地域資源や自然環境を取り入れた周遊ルートを構築し、地域活動団体である史遊会などと連携しウォーキングによる健康増進などを図りながら地域の歴史を学習する。

また、歴史ストーリーの活用や住民参加型のまちづくり、情報発信の強化、公共施設との連携を通じて、地域住民の歴史意識の向上と新たな来訪者の獲得を目指していく。

さらに多田源氏(兵庫県川西市)や甲斐源氏(山梨県韮崎市・甲州市)、また頼義とゆかりの深い神奈川県鎌倉市など、各地に展開した源氏のふるさとやゆかりの地と広域的なネットワーク構築などにも取り組んでいく。



図114 桜まつりと軽トラ市

(3) 史跡通法寺跡を利用した観光・地域振興

史跡通法寺跡の価値や魅力を広く認知してもらうために、河内源氏の歴史的背景を交えた多様なPR活動を展開し、大阪はびきの観光局や都市魅力戦略課などの関連機関と連携して観光促進や情報発信を進める。また、河内源氏をテーマにイベントを開催し、開催時期に合わせて燈籠に灯火(電気)したり、ライトアップするなど夜間の活用も視野に入れ、見学者の受け入れ体制の充実を図るためにガイドの養成や案内板の整備を行う。さらに、壺井八幡宮など河内源氏の背景を理解できる関連歴史遺産など、その価値をわかりやすく伝える取り組みや史跡を守り活かす地域活動を支援し、来訪者を意識したイベントを促進する。説明板や解説音声などを多言語に対応させ、外国人観光客を含めた受け入れ体制の充実にも努める。



図115 通法寺境内で開催されたイベントの様子

(4) 先進情報技術を利用した効果的な活用

史跡通法寺跡を含む地域全体のガイダンス施設を設置し、その機能の強化に向けて、既存のアナログな情報提供手段とスマートフォンやタブレットなどのデジタル技術を組み合わせたDXを推進する。他方、デジタル技術に不慣れな層や高齢者、障がいのある方など、すべての人々が利用しやすいように配慮したアクセシビリティの確保に努め、誰もが快適に史跡を見学、利用できるようにする。

羽曳野市文化財展示室や陵南の森歴史資料室といった情報発信拠点の機能を強化し、ICTの活用や分かりやすい情報提供を通じて、多様な来訪者に対応することを目指す。また、世界文化遺産の百舌鳥・古市古墳群や日本遺産の竹内街道などの文化遺産との連携を図り、回遊性を高める取り組みを行う。



図116 壺井・通法寺跡のパンフレット

第9章 史跡の整備

第1節 整備の現状と課題

(1) 整備の現状

● 境内地工リア

- ・ 山門・鐘楼・築地塀などの建築物が経年劣化により屋根瓦が崩落したり躯体にひずみが生じたりしているが、応急措置にとどまっている。
- ・ 賴義墓の基壇が樹木により浮いていたり、ズレが生じたりしている。また背後の丘陵から土砂が流れ込んで堆積しており、北側の石垣がほぼ埋没している状況にある。これまで樹木剪定のみが実施されている。
- ・ 本堂跡も同様に北側については丘陵からの土砂により礎石が埋もれている。また南側の礎石の一部は基壇の土が流出し、露出している。さらに樹木により礎石に影響が出ている。これまで樹木剪定のみが実施されている。
- ・ 境内背面の石垣はほぼ埋没している。また竹林や樹木によって石垣のずれが生じるなどの影響が出ているが、現状手が付けられていない。
- ・ 一部に排水路があるが、幅が狭いため効率的に排水できていない。また境内東側の土砂流出が激しい場所に、排水施設が整備されていない状況にある。
- ・ 便益施設が老朽化しており、さらに汲み取り式であることやバリアフリーに対応していないなどすべての人に対応できていない。
- ・ 昭和41年(1966)には通法寺境内の環境整備工事が実施され、植樹と碎石を敷き詰めた。
- ・ 「河内ふるさとのみち」事業によって平成5年(1993)に源氏館碑の解説板が設置され、平成6年(1994)には歴史街道事業の一環として山門および賴義墓前に陶板製の解説板が作成された。また平成15年(2003)にはトイレ改修を実施し、水洗化した。これらは現在も利用されている。

● 墓所エリア

- ・ 賴信墓および義家墓については、墳丘の盛土の流出が顕著であり、樹木の高木化や徒長により墳丘がき損されている。くわえて墳丘下段の石垣が樹木の影響により崩落したり歪められたりしているが、現状樹木剪定のみに留まっている。
- ・ 山地の頂上に築かれているため、周囲の樹木が史跡地内に侵食し、遺構に影響を与えている。ただ周囲が太子町域であり、史跡地内のみ樹木剪定を行っている。
- ・ 歴代住職墓およびその他の墓石について、特に砂岩製の墓石の劣化が進んでいるが、現状手段を講じられていない。
- ・ 平成6年(1994)には歴史街道事業の一環として義家墓および賴信墓前に陶板製の解説板が作成され、通路にはサインが設置された。また両墓をつなぐ石橋が破損したため、平成16年(2004)に木製橋に改修し、現在も利用されている。

● その他エリア

- ・ 丘陵北エリアおよび墓所周辺エリアについては丘陵地に当たるため、土砂の流出が進んでいる。また墓所エリアへ向かう通路については過去に幾度か崩落が発生しており、その都度、部分的な改修が行われているが、根本的な解決には至っていない。
- ・ 東エリアについては、現在農地(民有地)として使用されており、今後、継続的に公有化を進めていく場所である。
- ・ その他のエリアの大部分が丘陵地であるため、竹林などの樹木が繁茂しており、それが史跡地に影響を及ぼしている。樹木管理については地権者と協議を実施している。
- ・ 見学に伴う駐車場などの交通インフラが整備されていないため、現状、駅からの徒歩が主流となっている。
- ・ 平成6年(1994)には歴史街道事業の一環として、専光寺付近と境内地南東にサインが設置されたがその内の境内地南東サインが経年劣化により棄損し、令和6年(2024)に修繕を実施した。
- ・ 平成7年(1995)に通法寺や墓所へ向かうための誘導経路として道路の中心部分をタイル張りにした。

(2) 整備の課題

自然災害と経年劣化への継続的対応

水災害(大雨、台風)による瓦の崩落、躯体の変質、基壇や法面の流出・崩落が既に進んでおり、今後も豪雨の多発が予想される中で、排水施設の設置や土砂流出防止工事など、抜本的な防災対策の実施と維持管理が継続的な課題となる。

樹木の高木化や根による遺構への影響、砂岩製墓石の劣化など、経年劣化への計画的な修繕費用と体制の確保が求められる。

発掘調査と整備の同時進行

未確認遺構や通法寺以前の遺跡、史跡指定地外の遺構など、今後も発掘調査を並行して進め、遺構範囲を確定させる必要がある。調査の結果次第では、当初の整備計画の見直しや追加が必要となる可能性もある。

本堂礎石や源氏三代墓など、発掘調査で遺構範囲を確定させた上で保護・復元・整備を進める必要があり、調査の進捗が整備全体のスケジュールに影響を与える可能性がある。

遺構の保護と公開(活用)の両立

遺構の保護のためには土の被覆が基本となるが、見学者には露出して見せたいというニーズもある。本堂礎石の露出整備や江戸時代に存在した石丸神社やその拝殿など、いかに遺構の保護と来訪者の視認性・理解を両立させるかが課題となる。

野生動物(イノシシなど)による獣害防止策も必要であり、これが景観や来訪者の体験にどう影響するかという点も考慮が必要となる。

広範なエリアにわたる整備の総合的調整と財源確保

境内地、墓所、史跡指定地外と広範なエリアにわたる多様な整備(建築物修理、樹木管理、遺構保護、通路整備、施設改修など)は、関係部署や専門家、地元住民との多岐にわたる調整が必要となる。これらすべての計画を滞りなく進めるための整備費用と、それを賄うための国・地方自治体の予算、さらには継続的な維持管理費の安定的な財源確保が課題となる。

地域との共存とアクセス改善

史跡周辺に存在する民家や寺院、公民館などとの共存を図りながら慎重に整備することが重要である。駐車場整備、循環バス、誘導標識、壺井八幡宮との連携など、交通アクセスや周辺施設との回遊性を高めることが重要となるが、具体的な交通手段やインフラ整備には、さらなる時間と費用、関係機関との連携が課題となる。

第2節 整備の方向性

史跡通法寺跡の整備は、史跡の本質的価値を適切に保存し、後世に継承していくことを最優先としつつ、来訪者が安全かつ快適に史跡を体験・学習できるような環境整備を目指し、すべての人々が利用しやすいようにアクセシビリティに配慮した整備に努める。

そのために「保存のための整備」と「活用のための整備」に分け、エリアごとの具体的な整備の方向性を示す。

また史跡の景観や立地条件などにも配慮しながら今後作成する整備基本計画に基づいて整備する。くわえて史跡指定地周辺の環境整備やアクセス改善など、地元住民の生活に配慮した視点で観光インフラの整備も充実させていく。

第3節 整備の方法

(1) 保存のための整備

◆ 境内地エリア

大雨や台風など水量が多いことにより遺構がき損されないよう排水施設を設置または改修することを検討する。また境内地の樹木に関しては、樹木管理を行い、適切な史跡環境を築く。

◇ 山門・鐘楼・築地塀・門長屋

水災害などによる劣化が進んでおり、瓦の崩落や躯体の変質が認められるためその価値を保存できるよう修理工事を実施する。ただし再利用できる瓦や躯体は利用し、もとの価値を保存しながら、修理工事は必要最小限に抑える。また可能な限り建築時の様相を残すため、建築物の正面に再利用できる瓦などを利用することを検討する。

瓦の崩落などが進んでいるため、令和8年度から整備基本計画と並行して地震などの災害対策を念頭に置きながら修理工事を進めることを検討する。

◇ 源氏三代墓（頼義墓）

樹木の高木化、肥大化によって基壇がずれたり、一部欠損したりしている部分が見受けられるため墓内の樹木伐採や剪定などの樹木管理を行う。不安定な基壇の石材については積み直し作業を行う。

燈籠の欠損やき損などはモルタルによる簡易な修復のみであり、後世に継承し保存するため文化財保存として適切な再修復に取り組む。

◇ 本堂礎石・石垣（階段含む）

樹木の徒長や枯損など遺構を傷める樹木については伐採や剪定を行い、遺構の保護に努める。特に境内背面の石垣については竹林によりずれたり浮いたりしているため、竹林伐採の上、復旧する。またイノシシなどの獣害による遺構のき損を防止する取り組みも行う。

本堂礎石について基壇部分の土が流出し大きく露出しているものが存在するため、発掘調査により遺構範囲を確定させ、基壇および礎石の保護を行う。

石垣についても数段露出させるなど、通法寺の寺域が理解できるようにする。その際に降雨による背面丘陵からの土砂が流れ出さないように、排水溝や排水管の設置を検討する。

◆ 墓所エリア

墓所周辺は山上ということもあり樹木が覆い繁っている状況であるため、通路の確保や墓所や墓石などに支障がないよう適切な樹木管理を行う。

◇ 源氏三代墓（頼信墓・義家墓）

高木化および肥大化した樹木により墳丘がき損されているため、適切な樹木管理を行う。また墳丘からの流土が顕著であるため笹や芝などを植樹して養生することを考える。

さらに周囲の石垣が崩落したり欠損したりしているため、発掘調査を通して積み替えや補修を行う。

◇ 歴代住職墓石など

砂岩製墓石の劣化が進んでいるため計画的に補修を実施する。現在墓石や石仏が1ヶ所に集められている場所が存在するため、これらの墓石などを保存し継承していくため適切な配置を行う。

◆ 史跡指定地外（丘陵北エリア・東エリア・墓石周辺エリア）

史跡丘陵北エリアおよび墓所周辺エリアについては竹や樹木が繁茂し、史跡地内まで及んでいるため適切な樹木管理を行い、土砂の流出を防ぐために排水施設を設置するなど、最適な方法を検討し、防災対策を講じる。

史跡東エリアについては絵図などで寺域であることが理解できているが、今後の調査計画に基づいて寺域の範囲を確認する。また寺務所の遺構などを確認しながら現状保存を図る。

羽曳野市が管理する墓所周辺エリアへの通路が、度重なる崩落により安全性を欠いている状況である。現在は、簡易復旧を行い、安全な通路の確保を目指しているが、周辺地の錯綜による

境界確定の困難さから、本格的な改修には課題が残っている。この状況を受け、抜本的な解決策として、市域内の隣地に既存ルートとは別の安全なルートを新設することも、並行して検討する必要がある。利用者の安全を確保しつつ整備を進めて行く。

(2) 活用のための整備

◆ 境内地エリア

◇ 山門・鐘楼・築地塀・門長屋

山門の扁額を整備し、源氏の郷であることを明瞭化し、写真撮影スポットとして、また史跡通法寺跡の象徴となるように整備する。また鐘楼の基壇が流土により埋没しているため全体像が理解できるよう上段部分を露出させることを検討する。

門長屋の内部を改修し、ガイダンス施設として利用することを検討する。また情報発信基地としてWi-Fiの設置や通法寺や壺井八幡宮などが理解できる展示、パンフレットを常設、常備し、来訪者の対応ができるようにする。

◇ 源氏三代墓（頼義墓）

方形の基壇の北側が土砂によって埋没しているため、正面基壇の高さまで露出するように周辺の土砂を撤去し、来訪者に基壇の全体像が理解できるよう整備を行うことを検討する。

イベント時や特定の期間に燈籠に灯火（電気）やライトアップするなど、日中以外にも来訪できるよう整備することを検討する。

◇ 本堂礎石・石垣（階段含む）

本堂跡については、向拝や礎石上面が露出するように整備し、基壇の高まりが理解できるよう発掘調査に基づいた復元整備を検討する。

説明板の新設を行い、二次元コードを利用した映像や音声での遺構解説やARなどで復元された建物が実感できるように取り組む。

◇ 未確認の埋蔵された遺構（石丸神社跡・拝殿跡・鳥居跡・放生池跡）

調査計画に基づいた発掘調査で確認した遺構を元に建物の柱穴などの表示を行い、往時の状況が体感できるような整備を検討する。また構造物の名称など表示場所に設置し、来訪者の理解が得やすいような取り組みもを行うことを検討する。

◇ その他

き損している山門前の説明板や、劣化して見えづらくなっている源氏居館跡の説明板、また解説板がないものなど、全体の意匠を統一し、来訪者にとって分かりやすいものへと新設・改修することを計画している。

境内の草刈りや樹木剪定を定期的に実施し、来訪しやすい環境を整える。また便益施設については老朽化しており、バリアフリーなどを考慮した改修を実施し、すべての人々が利用しやすいように配慮した整備に努める。また休憩スポットやベンチなども整備し、歴史学習の場としてすべての人々が安心して来訪できる環境を整える。

◆ 墓所エリア

◇ 源氏三代墓（頬信墓・義家墓）

発掘調査に基づき、往時の墓の様子が理解できるように、堆積土の除去や復旧を行い、除伐を想定した整備を計画する。

◇ 歴代住職墓石など

集積された固定されていない墓石や石仏については、後世まで保護・保全できるような配置について検討し、来訪者にとっても見学しやすいような整備を考える。

◇ その他

歴代住職墓には解説板がないので新設を考える。また隆光墓の解説板が劣化しているため他の解説板同様、意匠を統一して改修することを考える。

墓所エリアは丘陵の頂に存在するため、通路となる丘陵斜面の崩落防止工事にあわせて一部展望スペースや解説板（地図など）を設置し、通法寺が一望できるような施設を考える。

墓所エリア内の通路について、来訪者が安全に見学できるように通路の整備や樹木の剪定、害獣対策などを講じる。

◆ 史跡指定地外

史跡北丘陵エリアおよび墓所周辺エリアについて、史跡地に影響を与える土砂の流出が認められるため、排水溝や排水管などの排水施設や斜面の土砂流出防止工事など景観に配慮しながら防止工事を進める。

墓所へ向かう通路がこれまで幾度となく崩落しているため、斜面崩落防止工事にあわせて通路の整備を行うことを検討する。

調査計画に基づいて発掘調査を実施し、通法寺跡に関連する遺構を確認した場合には、公有化を進める。

史跡へのアクセスを円滑化するため、駐車場の敷設や循環バスの利用などを促進する。また駅からの誘導標識を充実させ、史跡までの案内経路などを整備する。

壺井八幡宮と通法寺跡をつなぐ経路の回遊性を高める道標やサインなどを充実させていく。

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状と課題

(1) 現状

- ・市の担当部署(文化財・世界遺産室)は埋蔵文化財技師のみで構成されており、かつ調査、管理と世界遺産に担当が分かれている。そのなかで調査担当が事業を担っている。保存活用計画の策定は、その事業規模が大きく、他の事業と同時並行で進めているため、十分なリソース(時間・人員)を計画立案に集中できていないのが実情である。
- ・史跡管理については日常的な管理(年104回)は共栄会に委託しており、またボランティアによって周辺の落ち葉の除去やゴミ拾いを不定期に実施している。くわえて全体的な草刈りなどはシルバー人材センターに委託しているが、年1回の草刈りのため、職員が年に数回草刈りを実施している。
- ・維持管理するための十分な予算が確保できていない。
- ・十分な啓発活動が実施されていない現状にある。また壺井八幡宮と一体化して全体として保存・啓発を行うべきだが、十分でない。
- ・地域と情報共有をしながら、史跡の維持・管理に努めている。

(2) 課題

- ・史跡の適切な保存管理や活用には、考古学、歴史学、建築史、遺跡整備など、多岐にわたる専門知識を持つ人材が必要になる。現状、そうした専門人材が十分に確保できておらず、また継続的な育成体制が十分でない状況にある。さらに他の史跡の保存活用計画なども順次、策定していく必要があり、くわえて調査や他の業務もありマンパワーが足りていない。
- ・庁内関係部署、地域住民、観光ボランティア団体、教育機関、商工会議所など、多様な関係者と連携しながら、史跡維持のための清掃活動や啓発などについて、各団体と協力体制を構築・維持することが重要となる。
- ・史跡の保存管理、整備、活用には継続的な費用がかかるため、国庫補助金だけでなく、市の一般財源や、将来的には企業協賛、寄付、クラウドファンディングなど、多様な財源を確保していく必要がある。また、計画の策定だけでなく、その後の継続的な運営・管理を行うための恒常的な財源と体制をどう確保するかが課題である。
- ・史跡の価値魅力を地域住民に理解してもらい、保存・活用活動への参加を促すことが重要となる。地域住民が主体的に関わることで、史跡の持続的な保存・活用などの啓発が可能となる。広報啓発活動やイベントの開催、ボランティア育成など、住民の理解と参加を促すための体制づくりが課題となる。
- ・史跡の調査研究成果や魅力を、広く一般に発信し、公開を促進するための体制が必要となる。現地での解説板の改修や設置、ガイダンス施設の整備、デジタルコンテンツの活用などの促進を図っていく。特に、現地で観察しにくい遺構については、VR/AR技術などの情報技術を活用した公開方法の研究と導入などが課題となる。

第2節 運営・体制の方向性

史跡通法寺跡の適切な保存管理や整備活用のため、管理団体である羽曳野市、国・県などの関係機関、地元住民、各種団体、専門家など、多様な関係者との連携強化を図り、運営体制の充実・強化を図っていく。また地元住民やボランティア、各種団体との協働を重視し、史跡の保存・活用を進めるための体制を整備・強化しながら、史跡との一体的な保存・活用・整備を推進していく。

第3節 運営・体制の方法

(1) 住民理解と参加の促進

史跡通法寺跡の魅力と価値を高めるため、広報誌やメディアを利用した情報発信やバーチャルコンテンツで市民の関心を深めていく。これは、地域学習機会を創出し、郷土愛を育む人材育成に繋がる。また、体験イベントやボランティア制度を通じて住民参加を促進し、運営計画への意見交換を行うことで、史跡を核とした主体的な地域コミュニティの形成を目指していく。さらに、自治体や地域団体との連携を強化し、史跡を地域交流の拠点として活用することで、歴史と文化が息づく魅力あるまちづくりを推進する。

(2) 専門人材の確保と育成

史跡通法寺跡の整備や保存には、考古学をはじめ歴史学、遺跡整備学、建築史などの専門家が必要となってくる。これらの幅広い人材を確保するためには、実務経験者の公募、大学や研究機関との連携および自治体間の広域連携が必要となる。

史跡通法寺跡の保存・活用には、専門人材の能力向上が重要となる。多くは埋蔵文化財技師がそのすべてを賄っているため、OJTを通じた実践的な知識の指導、Off-JTを通じた専門研修への積極的な参加が求められる。また、自己啓発支援や短期的なジョブローテーションを導入し、幅広い知識と能力を育てるこも重要である。くわえて、地域住民やボランティアとの連携が不可欠であり、学習会やボランティアプログラムの実施により、効果的に地域の関心を高める必要がある。これらを計画的かつ継続的に進めることで、貴重な文化遺産を未来に継承する体制が図られる。

(3) 日常的な維持管理などの体制整備

維持管理には、管理主体と責任体制の明確化、役割・責任を明確にすることが求められる。ガイドンス施設に管理者を配置し、関係機関との連絡体制を確立する。

ガイドンス施設管理者は、日々の巡回・点検を行い、定期的に報告する。また清掃や軽微な補修を実施し、植生管理なども行う。

記録・情報管理体制の整備として、情報を一元管理する台帳を整備し、記録のデジタル化と情報公開を進める。人材育成と研修では、専門知識を持つ職員の研修や地域住民との連携を促進し、担当者の育成にも取り組む。

防災・防犯対策として、防災計画およびマニュアルを策定し、防犯対策を強化、緊急時の対応訓練を定期的に行う。これらの体制を整備することで、史跡の維持管理を効果的に行い、次世代へ継承する土台を作る。

(4) 財源の確保と持続的な運営体制の構築

公的資金の活用を通じて、文化財保護のための計画的な資金確保を図る。国庫補助金や地方公共団体予算、寄付、クラウドファンディングなどを積極的に利用し、史跡の維持管理に必要な経費を確保する。また、専門組織を設け、地域住民や外部専門家との連携を強化し、市民参加型の管理を推進し、中長期的な計画を策定し、リスク管理や情報公開に努めることで、持続的な運営体制を構築する。

(5) 情報発信と公開の強化

史跡通法寺跡では、公式サイトやSNS、ARガイドの導入でデジタルコンテンツを充実させ、さらに案内板や多言語対応を進めることで来訪者への情報提供と史跡の魅力向上を図る。くわえて、学校との連携や体験イベントにより、市民や子どもたちの歴史学習機会を創出し、郷土愛を育む人材育成を推進する。広報戦略として、メディア連携や観光情報サイトとの協力を強化し、史跡を核とした地域プランディングと観光振興を進める。これにより、交流人口の増加と地域経済の活性化を促し、歴史と文化が息づくまちづくりを実現する。

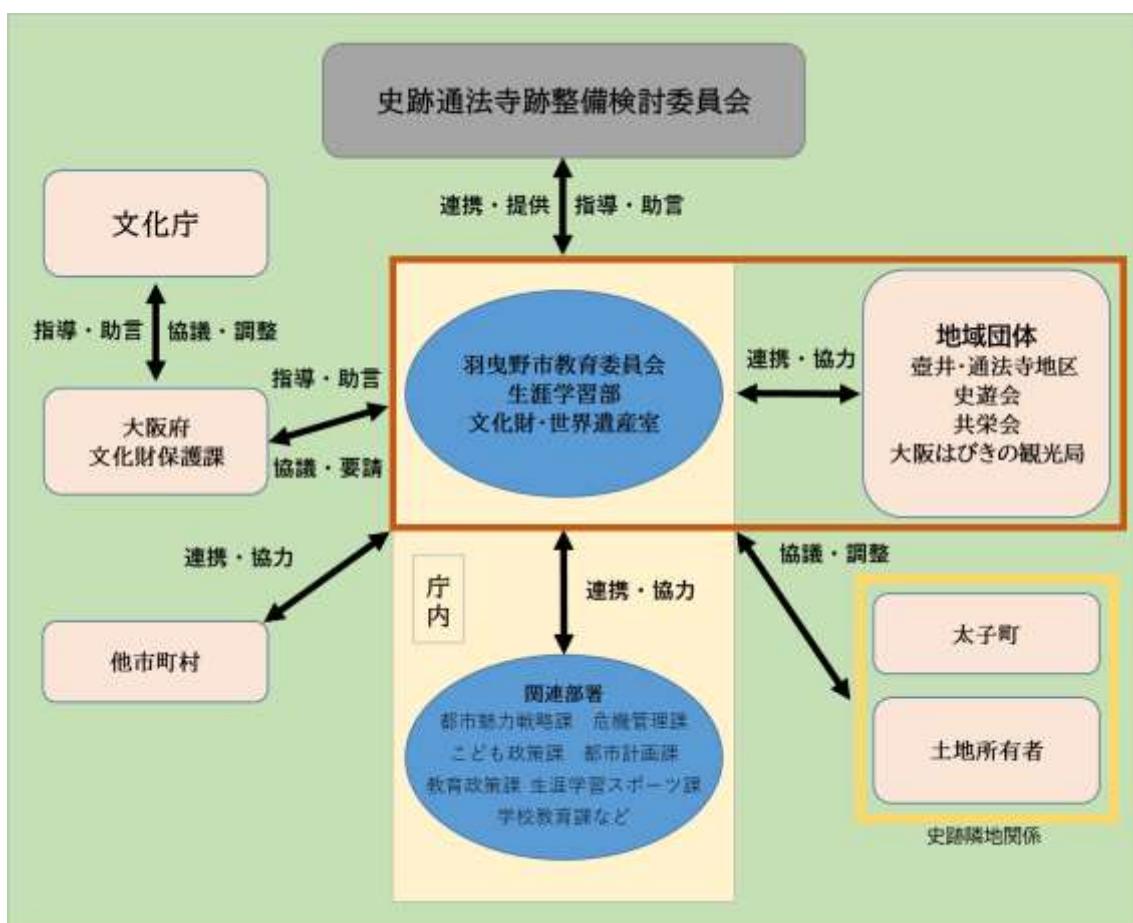


図117 史跡通法寺跡の保存・活用に関わる運営体制模式図

第11章 実施計画の策定・実施

第1節 実施計画の策定

第5章の大綱に基づいて第6章の保存管理から第10章の運営・体制の整備に定めた方向性を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施を目指す期間を示す。

令和8年度(2026)から令和17年度(2035)の10ヵ年を計画期間として設定し、前期(第1期)と後期(第2期)に分け、5ヵ年ごとに計画を設定していく。

(1) 令和8年度(2026)から令和12年度(2030) 【第1期計画】

前期の5ヵ年については、**第1期**計画として本計画で策定した基本方針を基に、整備基本計画の策定を令和8年(2026)、令和9年(2027)に行う。また懸案事項である山門および鐘楼の修理を実施するため基本設計や実施設計を同時に実施していく。令和10年(2028)、令和11年(2029)については三代墓の整備のための基本設計を実施し、令和12年(2030)からは整備を実施していく。その間、保存整備に必要な史跡通法寺跡の情報を得るために発掘調査をはじめとする各種調査を調査計画表に基づいて継続して実施していく。

また公開・活用を実施していくための地域活動の取り組みの協力・支援を図り、これらを支えるための整備運営の体制も整備していく。

(2) 令和13年度(2031)から令和17年度(2035) 【第2期計画】

令和13年度(2028)以降の後期の5ヵ年(**第2期**)については、墓所周辺エリアの通路、墓所エリアの墓石群の整備を実施していく。くわえて旧寺域にあたる北丘陵エリアや東エリアについては公有化を図っていき、調査を踏まえて基本設計などを作成し、整備を行っていく。

また遺構に伴う表示や回遊ルート、その他観光インフラなども本計画および整備基本計画に基づき取り組んでいく。

(3) 令和18年度(2036)以降 【第3期計画】

第3期については、**第1期**から**第2期**に実施した保存、調査、活用、整備、運営体制の各成果を検証するとともに、その間に生じた問題点や追加事案などを整理し、隨時対応し、持続的な維持管理の実施に取り組んでいく。

表17 施策実施計画

項目／期間		第1期					第2期						
		年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R17		
保存管理	き損箇所の点検・復旧												
	エリアの管理方法の検討												
	防犯設備の設置					境内周辺							
	史跡の公有化							史跡東エリア					
	境界確定	境内地東側 通路部分											
調査	考古学的調査	埋蔵物	本堂	頼義墓	義家墓	頼信墓	石丸 神社跡	拝殿跡	寺域 (東限)	稻荷社 跡			
		石造物	砂岩製 の墓石	燈籠		手水鉢	源氏 館碑	地蔵堂 (石仏)					
	文献調査		中世文書・長谷 寺文書・ 中井家文書な ど										
活用	教育・生涯学習		出張授業・校外学習										
			現地説明会・シンポジウム・ 講演会の実施										
	観光・地域振興		広域ネットワークの 構築										
	情報発信		パンフレットの作成・ SNSなどの情報発信			通信環境の 整備							
整備	整備基本計画の策定												
	保存整備	老朽化対策			山門修理			鐘楼修理		三代墓整備			
		災害対策					斜面防砂工事		排水設備の整備・改修				
	活用整備				解説板・サインの改修			門長屋改修 (ガラス 施設)	トイレの 水洗化	見学ルートの 整備			
								通路の改修		駐車場の整備			
運営・体制			ボランティアガイドの育成										
			地域・地区との協働 (保存会の設立)										
			情報共有										
イベント								イベント					

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡通法寺跡の保存活用計画は、その歴史的・文化的価値を未来に継承しつつ、地域振興に資する多様な活用を推進するために策定されたものである。この計画の実効性を確保し、常に最善の状態で史跡を維持・活用していくためには、継続的な経過観察(モニタリング)が不可欠となる。以下に、経過観察の具体的な方向性を示す。

1. Plan (計画) : 計画の立案と目標および指標の設定

経過観察の最初の段階は、何をどのように評価するのかを明確に計画する。まず、史跡の保存・管理状況の把握、活用事業の実施状況と効果の評価、整備状況の確認、運営体制の機能評価、そして施策の目標達成度と事業効果の測定という、広範な目的を明確化する。

これらの目的を達成するため、各分野で指標を設定する。例えば、保存管理では「史跡巡回点検の実施頻度」や「遺構・遺物の破損、劣化箇所の発見数」などを数値化する。活用では「年間見学者数とその属性データ」、「歴史講座やイベントの開催回数と参加者数およびその属性」、「アンケートによる見学者満足度、理解度の評価」などが指標となる。整備においては、「解説板やサインなどの設置数と管理状況」や「アクセシビリティの達成率」などを、運営・体制の整備では「関係機関との連携会議の開催頻度と参加者数」、「ボランティア組織の参加者数と活動時間」、そして「予算執行率と資金調達の状況」などを指標とする。これらの指標を設定することで、漠然とした目標ではなく、具体的な達成度を可視化する。

2. Do (実行) : 経過観察の実施

これまでの計画に基づき、定期的な自己点検とデータ収集を実行する。史跡管理者による日常的な目視点検や写真記録を実施することにより、史跡の微細な変化や異常を早期に発見でき、見学者数、イベント参加者数、ウェブサイトアクセス数、アンケート結果といった定量データに加え、巡回記録や関係者ヒアリングによる定性データも継続的に収集することができる。これらのデータを集めることで、史跡の現状や利用状況を多角的に把握でき、さらに関係者間で進捗状況や課題を共有するための定例会議を設け、情報共有を密に行うことで、連携を強化し、円滑な事業推進を促すことができる。

3. Check (評価) : 現状把握と目標達成度の測定

収集したデータと設定した指標に基づき、現状を正確に把握し、目標達成度を評価する。まず、各指標について達成度を数値化する。これにより、客観的に計画の進捗状況が把握でき、計画通りに進んでいない点、予期せぬ問題、改善が必要な点を洗い出す。これは、今後の改善策を検討する上で非常に重要となる。また、実施した施策や事業が、当初意図した効果を生んでいるかを多角的に評価する必要性がある。例えば、見学者が実際に増えたのか、地域住民の史跡に対する関心が高まったのかなど、具体的な効果を検証する。最後に、定期的に自己点検の結果をまとめ、関係者間で共有し、認識の統一を図ることで、全員が同じ方向を向いて課題解決に取り組むことを目指す。

4. Act (改善) : 計画の見直しと改善および次期計画への反映

評価結果に基づき、その後の計画の修正や具体的な改善策を立案し、実行に移す。評価で明らかになった課題や問題点に対し、具体的な改善策を検討する。これには、必要に応じて「目標や事業内容、予算配分などの修正」といった計画自体の修正も含まれる。もし効果が低いと判断された施策や事業があれば、見直しを行い、より効果的な方法を模索する。また、人員や予算の配分を最適化するなど、資源配分の見直しも重要となる。これらの改善策を次期の「Plan」に反映させ、PDCAサイクルを継続的に回すことで、史跡通法寺跡保存活用計画全体の質の向上と効果的な推進が図られる。この継続的な改善こそが、史跡の未来を守り、その価値を最大限に引き出す結果となる。

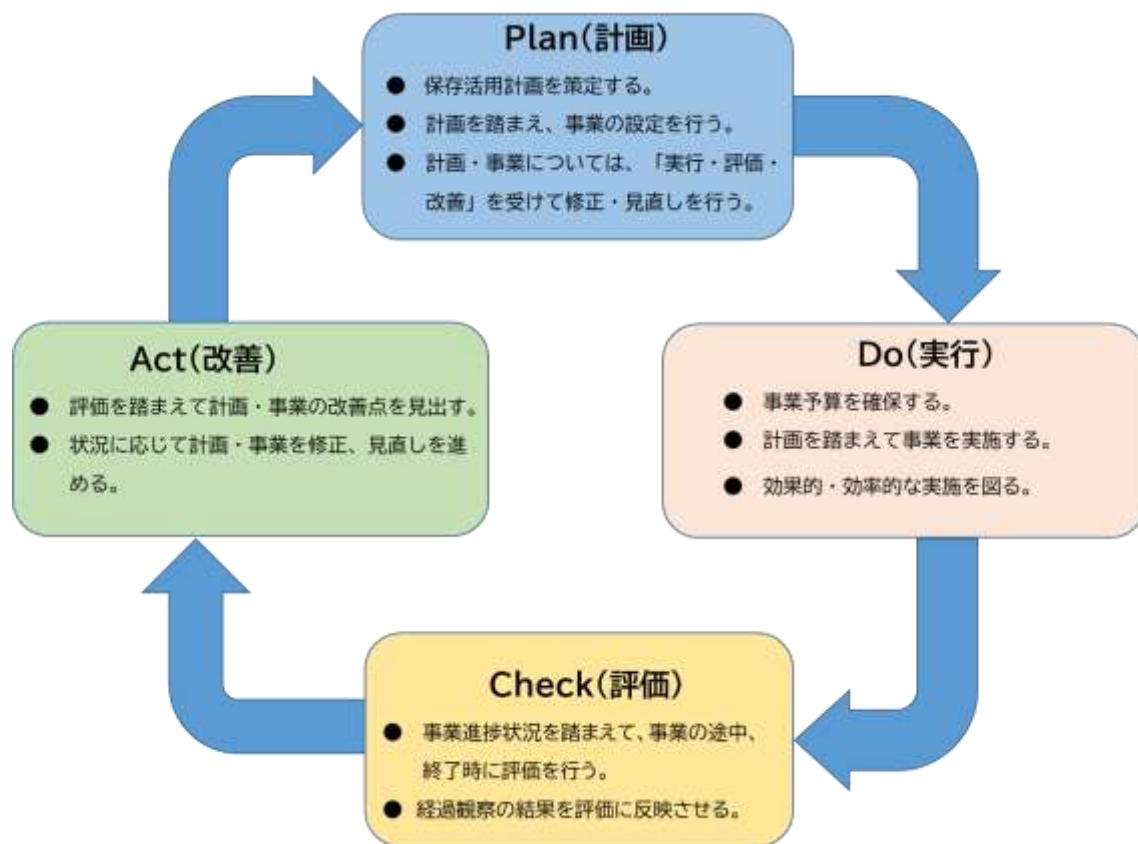


図118 計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

第2節 経過観察の方法

史跡通法寺跡の保存活用計画における経過観察は、羽曳野市教育委員会が中心となり、その実効性を高めるためにPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act）の考え方を基盤に進めていく。このアプローチにより、計画が単なる現実離れした計画で終わることなく、常にその目標達成度や運営状況を評価し、必要に応じて柔軟に改善を図っていく。

具体的には、まず計画策定時に掲げた目標が実際に達成されているかを検証する。これは、計画段階で想定した史跡の保存状態の維持・向上、来訪者数の増加、地域への貢献といった具体的な指標に基づく必要がある。次に、史跡の公開や運営が当初の予定通りに進められているかを確認する。例えば、定期的な清掃や修復作業の実施状況、イベントの開催頻度や参加者数、広報活動の浸透度などがこれに当たる。

これらの達成度は、単に「できているか」を確認するだけでなく、「なぜできたのか」、「なぜできなかつたのか」という要因分析まで推し進めることが重要である。評価の結果、目標達成が困難であったり、運営上の課題が明らかになった場合には、その原因を究明し、計画内容や実施方法の改善に繋げる。この「Act」の段階は、次の「Plan」へと繋がり、より質の高い保存活用活動へと循環させていく。

羽曳野市教育委員会は、このPDCAサイクルを継続的に回すことで、史跡通法寺跡の各項目の経過観察における達成度を可視化していく。

表18 経過観察の方法【事業チェックシート】

区分	項目	達成度				備考
		25%	50%	75%	100%	
計画全般	保存活用計画の見直しは実施されているか					
	整備基本計画は策定されているか					
保存管理	エリアごとに定めた保存管理方法が実施されているか					
	現状変更の取扱が適切に行われているか					
	追加指定候補地がリストアップ・指定されているか					
	公有化が進んでいるか					
	災害対策が十分に図られているか					
	災害マニュアルが作成されているか					
	日常管理・自己点検はできているか					
調査	文献など、資料調査は進んでいるか					
	計画的に発掘調査が実施されているか					
	調査の現地説明会が開催されているか					
	計画的に石造物調査が実施されているか					
	建築物の調査は進んでいるか					
活用	出張授業や現地授業を実施したか					
	講座やシンポジウムなどを開催したか					
	周遊コースを作成できているか					
	地域との協働が実現できているか					
	見学者数を把握できているか					
	解説板やサインが充実しているか					
	多言語に対応しているか					
	ボランティアガイドの育成が図られているか					
	源氏に関わる広域ネットワークが築かれているか					
	パンフレットなどの改訂は行われているか					
整備	先端情報技術を利用した効果的な活用はできているか					
	災害に対応する整備になっているか					
	見学者や来訪者に配慮した見学ルートになっているか					
	排水設備が機能的に設置されているか					
	解説板やサインの意匠の規格の統一が図られているか					
	ガイダンス施設の整備はできているか					
	三代墓や建築物の本質的価値を理解する整備となっているか					
	交通インフラが整備されているか					
	アクセシビリティーの確保に努めているか					
	樹木管理など遺跡に配慮した整備が行われているか					
運営体制	墓石修理は進んでいるか					
	保存・調査・活用・整備・運営にかかる予算が十分確保できたか					
	地域住民や活動団体と情報共有できたか					
	文化財・世界遺産室の体制強化が図られたか					
	他部署との連携が図られているか					
	関係機関との連携は図られているか					